

泉佐野市地域防災計画
〔資料編〕
(案)

平成 年 月 版

平成 28 年 5 月 20 版

— 資料編 目次 —

1. 泉佐野市の災害	1
1-1 地形区分図	
1-2 泉佐野市災害履歴	
1-3 近畿地方及びその周辺の主な活断層分布図	
1-4 地震被害想定概要	
1-5 洪水リスク図	
1-6 土砂災害・山地災害用語の定義	
1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧・位置図	
1-8 山地災害危険地区一覧・位置図	
1-9 宅地造成工事規制区域指定状況	
1-10 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	
2. 防災組織・体制関係	27
2-1 災害配備体制表	
2-2 泉佐野市災害対策本部組織編成表	
2-3 泉佐野市災害対策本部事務分掌	
2-4 警戒体制と活動内容（大雨・地震・津波）	
2-5 災害対策本部室レイアウト（3階大会議室・2階）	
2-6 自主防災組織一覧	
2-7 防災拠点等一覧・位置図	
2-8 府の防災拠点一覧・位置図	
3. 消防関係	43
3-1 消防組織図・施設配置図	
3-2 消防力現勢表	
3-3 消防水利の現況	
3-4 林道の現況一覧・位置図	
3-5 文化財一覧	
4. 水防関係	51
4-1 重要水防区域等一覧・位置図	
4-2 水防ため池一覧・分布図	
4-3 市管理河川	
4-4 公共下水道の現況	
4-5 現有公共岸壁一覧・位置図	
4-6 観測所一覧・位置図	

5. 災害通信関係	68
5-1 防災関係機関等連絡窓口	
5-2 大阪府非常通信経路計画市町村系	
5-3 非常通信用紙	
5-4 防災行政無線陸上移動局配置表	
5-5 防災行政無線屋外子局一覧・配置図	
5-6 特設公衆電話設置場所一覧・位置図	
6. 医療関係	77
6-1 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図	
6-2 泉佐野市周辺災害医療機関一覧・位置図	
6-3 救護所の設置候補場所	
7. 被害情報関係	83
7-1 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式	
7-2 地すべり、急傾斜地災害報告様式	
7-3 土石流災害報告様式	
7-4 土砂災害及び警戒避難体制記録	
7-5 災害救助法の適用基準	
7-6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表	
7-7 激甚災害及び局地激甚災害指定基準	
7-8 被害認定統一基準	
7-9 建物被害状況等判定基準	
7-10 罹災証明書	
8. 輸送関係	101
8-1 公用車台数	
8-2 緊急通行車両事前届出書等	
8-3 緊急交通路一覧・位置図	
8-4 救援物資の輸送経路図	
8-5 道路通行規制基準等	
8-6 災害時用臨時ヘリポート一覧表・位置図	
9. 避難関係	114
9-1 指定緊急避難場所及び避難路一覧・位置図	
9-2 指定避難所一覧・位置図	
9-3 津波避難ビル一覧・位置図	
9-4 津波避難（避難場所・避難路）	
9-5 土砂災害避難（避難場所・避難路・区域内福祉施設等・情報伝達）	
9-6 仮設住宅候補地	

10. 飲料水・食糧・生活必需品関係 137

- 10-1 上下水道局主要機材一覧表
- 10-2 泉佐野市配水管工事事業者
- 10-3 市備蓄状況及び備蓄目標
- 10-4 大阪府災害用備蓄食料等一覧表
- 10-5 農林水産関係団体一覧
- 10-6 生活必需品等調達業者等一覧表
- 10-7 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

11. 清掃関係 155

- 11-1 塵芥処理能力
- 11-2 ごみ一時保管場所候補地
- 11-3 し尿処理能力

12. 災害時応援関係 160

- 12-1 災害時における協力協定一覧
- 12-2 自衛隊の災害派遣要請要求書等
- 12-3 公用令書

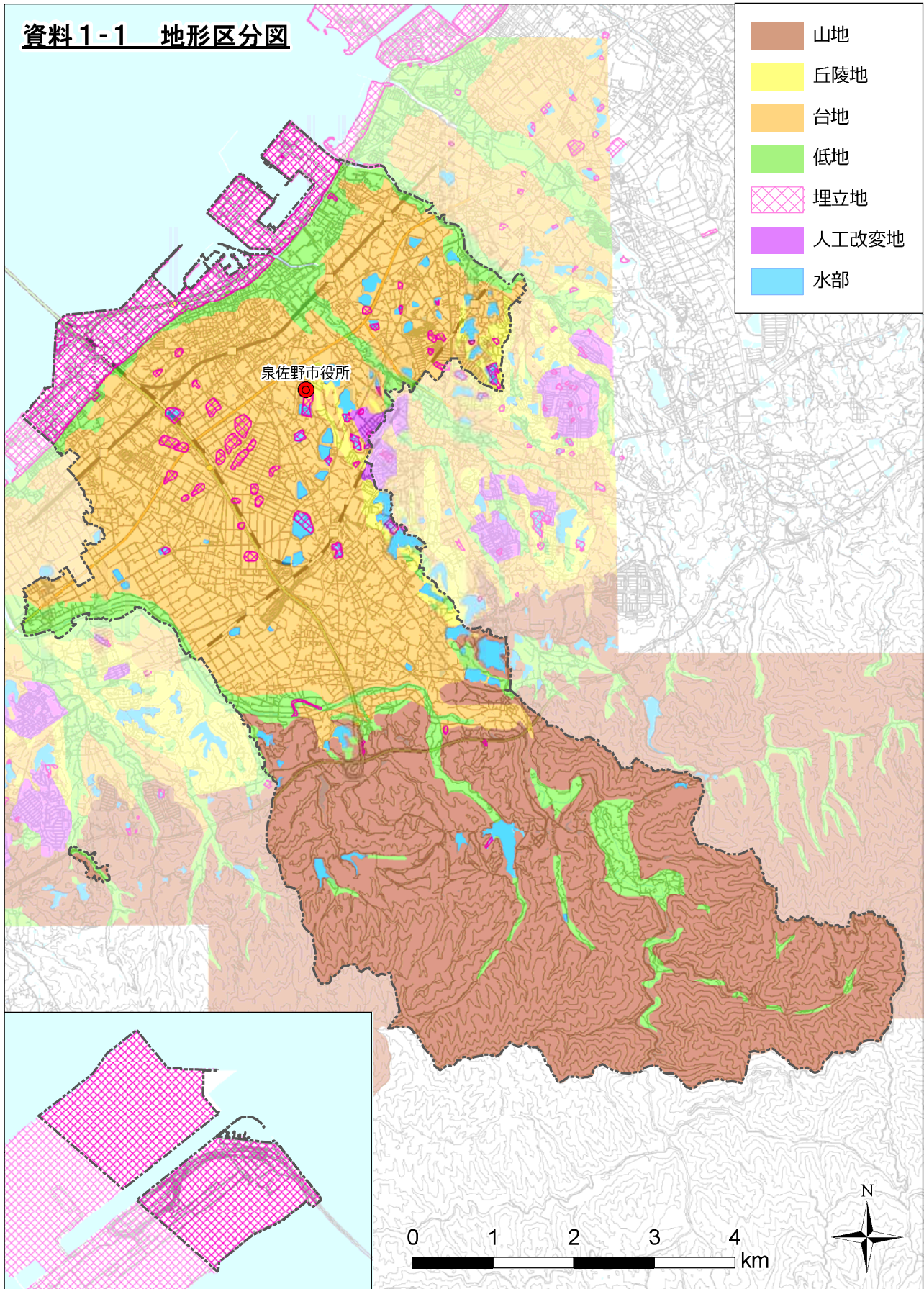
参 考 166

- 参考-1 泉佐野市防災会議条例
- 参考-2 泉佐野市防災会議運営要綱
- 参考-3 泉佐野市防災会議委員一覧表
- 参考-4 泉佐野市防災対策検討委員会設置要綱
- 参考-5 泉佐野市災害対策本部条例
- 参考-6 泉佐野市消防団員等公務災害補償条例（抜粋）
- 参考-7 泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 参考-8 泉佐野市立学校（園）災害対策計画
- 参考-9 原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書
- 参考-10 災害時における相互支援、協力協定
- 参考-11 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書
- 参考-12 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書
- 参考-13 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書
- 参考-14 災害時における防災活動への協力に関する協定書
- 参考-15 震災時における緊急設備支援に関する協定書
- 参考-16 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書
- 参考-17 災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定書
- 参考-18 災害時における物品の供給協力に関する協定書
- 参考-19 大規模災害発生時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する覚書

- 参考-20 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱
- 参考-21 災害時における支援協力に関する協定書
- 参考-22 泉州地域災害時相互応援協定
- 参考-23 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
- 参考-24 一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書
- 参考-25 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書
- 参考-26 災害時における支援協力に関する協定
- 参考-27 防災情報付き電柱広告に関する覚書
- 参考-28 災害に係る情報発信等に関する協定
- 参考-29 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定
- 参考-30 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書
- 参考-31 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書
- 参考-32 災害時等の緊急放送における協定
- 参考-33 災害時における地図製品等の供給等に関する協定
- 参考-34 災害時等の応援に関する申し合わせ
- 参考-35 災害発生時における泉佐野市と泉佐野市内郵便局の協力に関する協定

1. 泉佐野市の災害

資料1-1 地形区分図



資料1-2 泉佐野市災害履歴

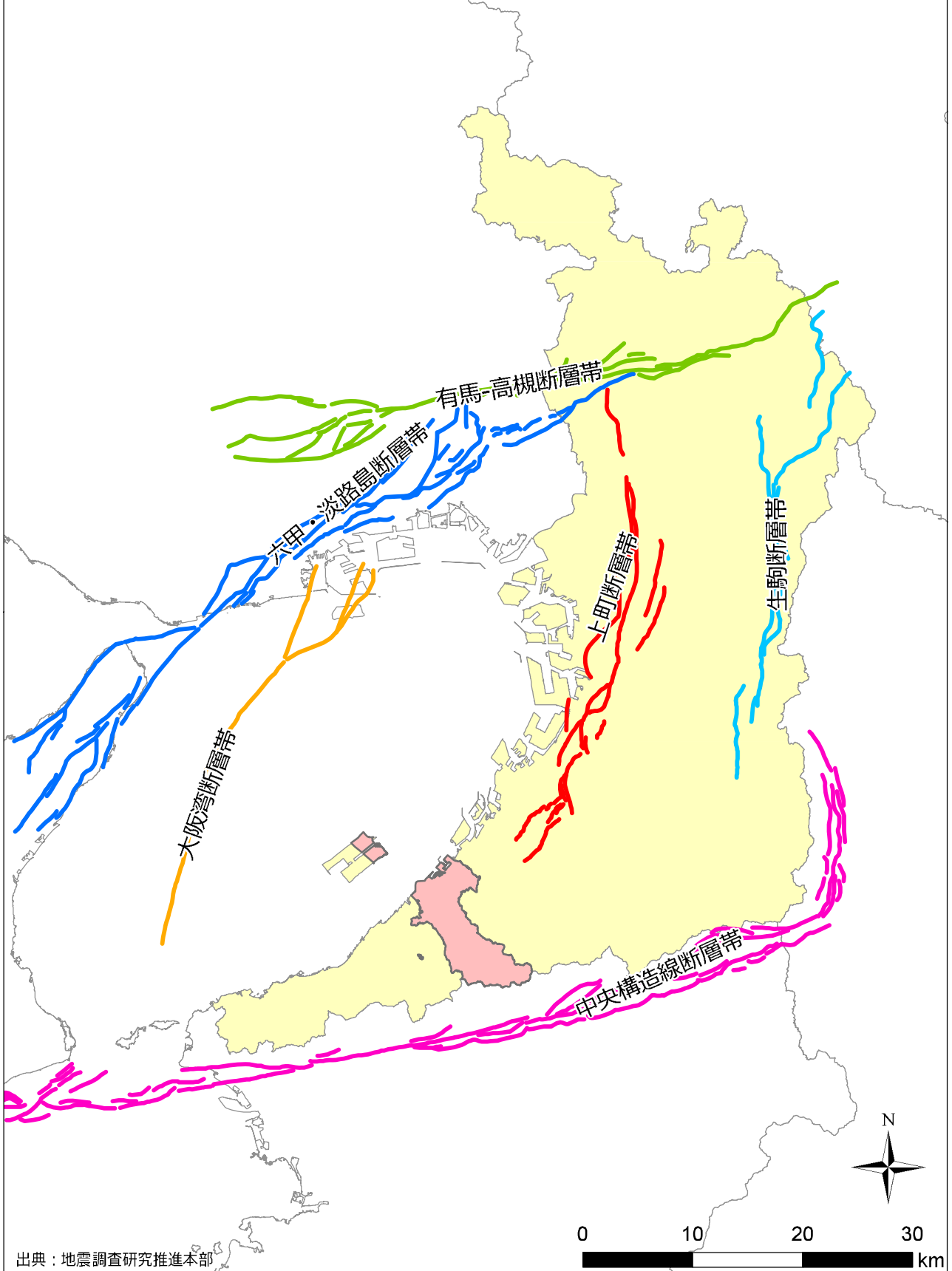
明治15年9月29日	強風のため度々川の堤防53間が決壊
明治17年7月17日	強風のため度々川の堤防50間が決壊
明治18年2月24日	強風のため度々川の堤防23間が決壊
明治20年3月14日	強風のため度々川の堤防15間が決壊
明治22年8月19日	強風のため度々川の堤防47間が決壊
明治36年7月8～10日	台風の影響による大雨のため佐野川の南海鉄道の高架が破損、約10日間不通 (雨量は3日間で235mm)
明治43年9月	台風
明治44年6月	台風
大正元年9月21日	台風の影響による烈風及び高潮のため海岸地帯の民家に損害、船舶が流失
大正2年10月	台風
大正6年9月	台風
大正10年9月	台風
大正13年9月	台風
昭和4年8月	台風
昭和8年9月	台風
昭和9年9月21日	第一室戸台風。泉南郡において113名死傷、約7,000棟被害、佐野・吉見間の南海電鉄が不通、佐野では防波堤700mが破損(最大瞬間風速60m/s、普通より水位7尺3寸4分上昇、最大1分間に3寸3分水位上昇)
昭和19年12月7日	東南海地震。建物数十戸倒壊(マグニチュード7.9、大阪府の震度4)
昭和21年12月21日	南海地震。建物数十戸倒壊(マグニチュード8.0、大阪府の震度4)
昭和25年9月3日	ジェーン台風。39人負傷、1,183棟被災、47町歩の田畑が風害、漁港の突堤破損(最大風速50m/s)
昭和27年7月10日	豪雨。全壊32棟、流失29棟、床上浸水237棟、床下浸水3,610棟
昭和36年9月16日	第二室戸台風。被災者11,611人、全壊350棟、流失50棟、床上浸水1,000棟、床下浸水950棟、田畑冠水50ha、道路欠潰1カ所、堤防決壊6カ所(風速50m)
昭和39年9月24日	台風20号。全壊4棟、床上浸水237棟、床下浸水349棟
昭和57年8月2～3日	豪雨。床上浸水40棟、床下浸水421棟
平成元年9月2～3日	豪雨。床上浸水4棟、床下浸水187棟
平成元年9月19日	台風20号、床上浸水8棟、床下浸水280棟
平成7年1月17日	兵庫県南部地震。(マグニチュード7.2 大阪府の震度4)
平成7年5月13～15日	大雨。床下浸水6棟
平成7年7月4～5日	大雨。一部破損6棟、床上浸水10棟、床下浸水159棟 風水害時警戒体制
平成15年8月26日	大雨。床上浸水2棟、床下浸水64棟
平成15年10月2日	大雨。床下浸水20棟
平成16年10月20日	台風23号。床下浸水15棟
平成19年7月17日	大雨。床下浸水1棟
平成21年7月1日	大雨。床下浸水1棟
平成23年9月3日	台風12号。床下浸水1棟
平成26年10月13日	台風19号。床上浸水24棟、床下浸水145棟、その他22件

出典：泉佐野市市勢紀要、平成22年版 消防年報

地震災害対策策定のための地盤関係調査報告書(Ⅱ)

庁内資料

資料 1-3 大阪府周辺の主な活断層分布図



出典：地震調査研究推進本部

資料 1-4 地震被害想定

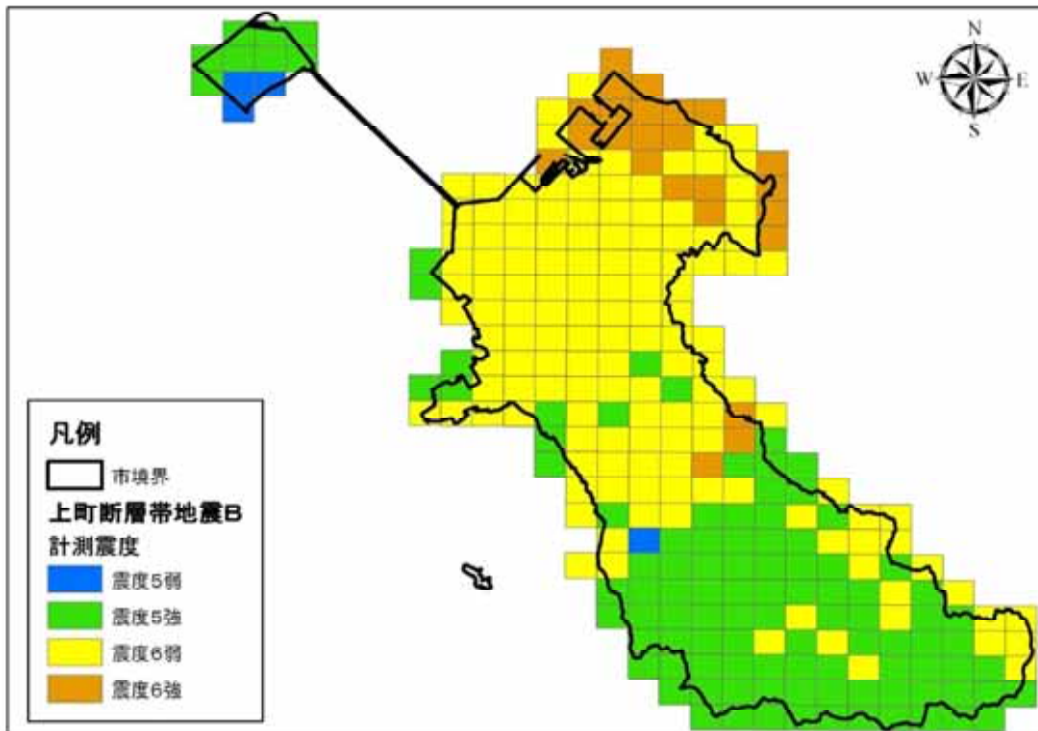
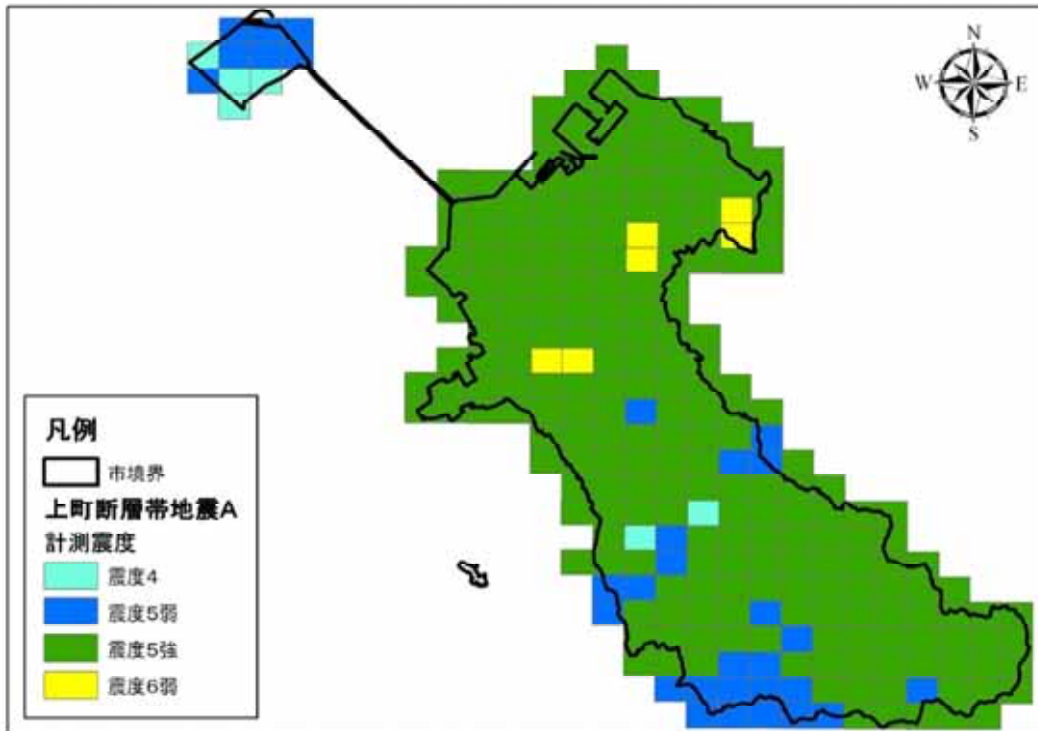
①直下型地震の被害想定（平成 18 年度実施）

想定地震	上町断層帯地震 A	生駒断層帯	有馬高槻	中央構造線
	上町断層帯地震 B	地震	断層帯地震	断層帯地震
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5～7.8	マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.7～8.1
	計測震度 A)4 ～6弱 B)5弱～6強	計測震度 4～5強	計測震度 4～5弱	計測震度 5強～7
建物全半壊 棟数	全 壊 A) 235 棟 B)3,140 棟 半 壊 A) 561 棟 B)3,658 棟	全 壊 0 棟 半 壊 0 棟	全 壊 0 棟 半 壊 0 棟	全 壊 6,535 棟 半 壊 6,423 棟
	炎上出火 件数	A)0 (0) 件 B)2 (3) 件	0 (0) 件	0 (0) 件
死傷者数	死 者 A) 0 人 B) 34 人 負 傷 者 A)147 人 B)967 人	死 者 0 人 負 傷 者 0 人	死 者 0 人 負 傷 者 0 人	死 者 92 人 負 傷 者 1,272 人
	罹災者数	A) 2,493 人 B)20,830 人	1 人	0 人
避難所 生活者	A) 723 人 B)6,041 人	1 人	0 人	40,942 人
ライフライン	停電	A) 1,010 軒 B)11,864 軒	0 軒	0 軒
	ガス供給 停止	A) 0 戸 B)24,000 戸	0 戸	0 戸
	断水	A)11.2% B)53.4%	0%	0%
	電話 不通	A)1,150 回線 B)2,070 回線	115 回線	0 回線

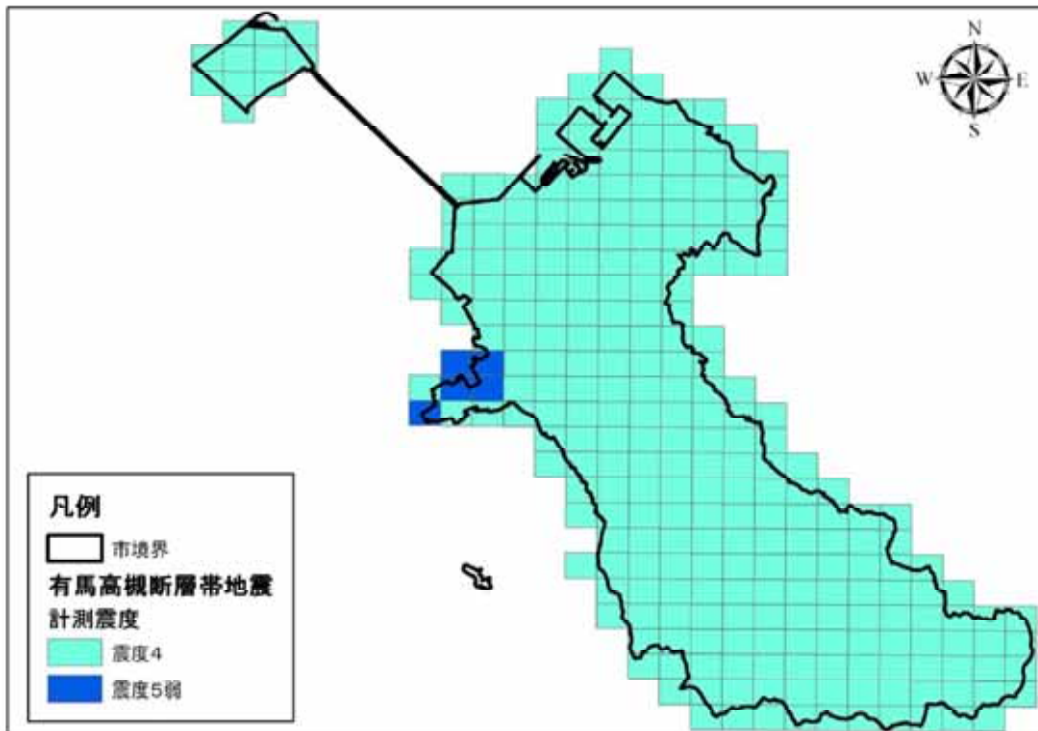
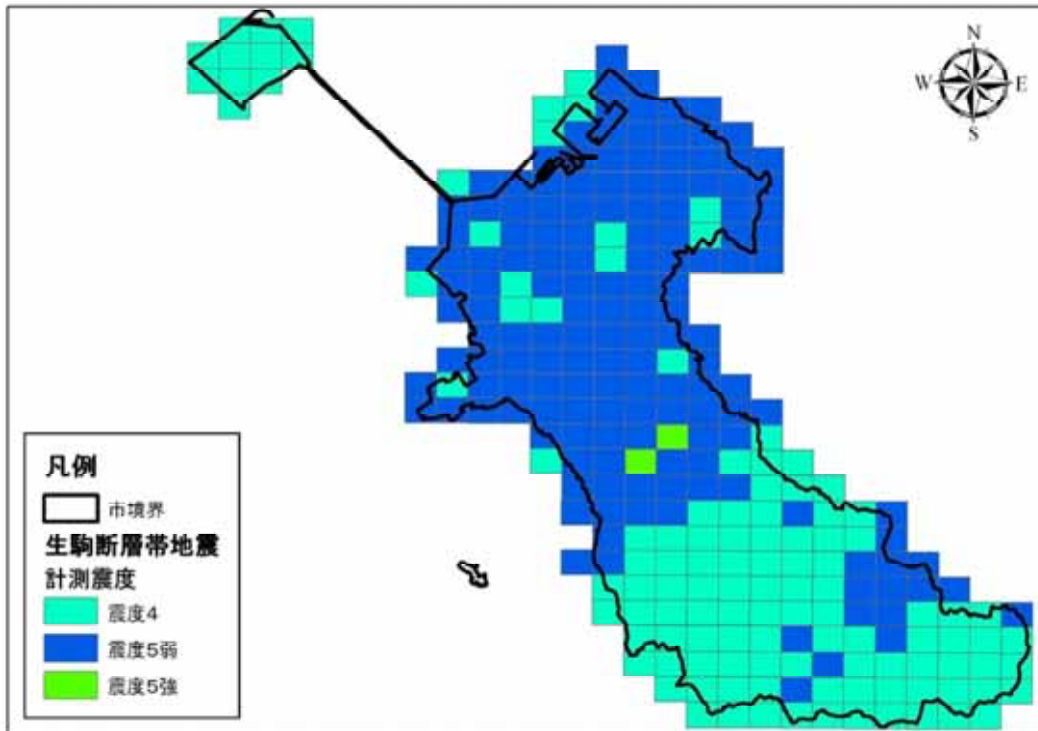
※上記想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオを採用している。

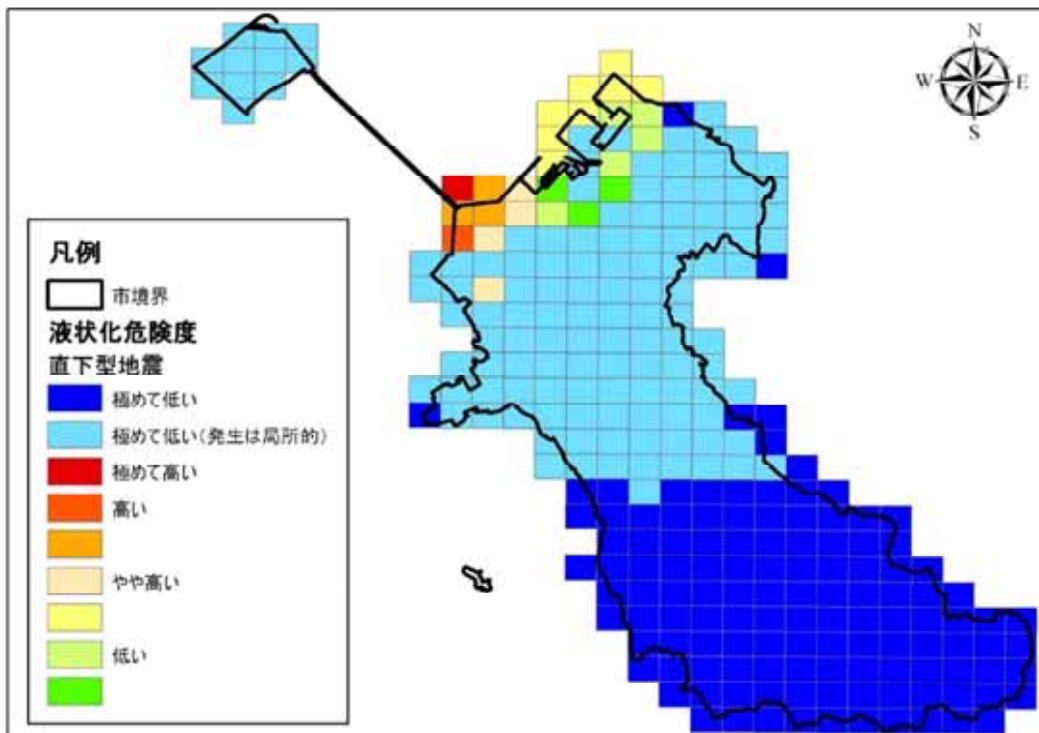
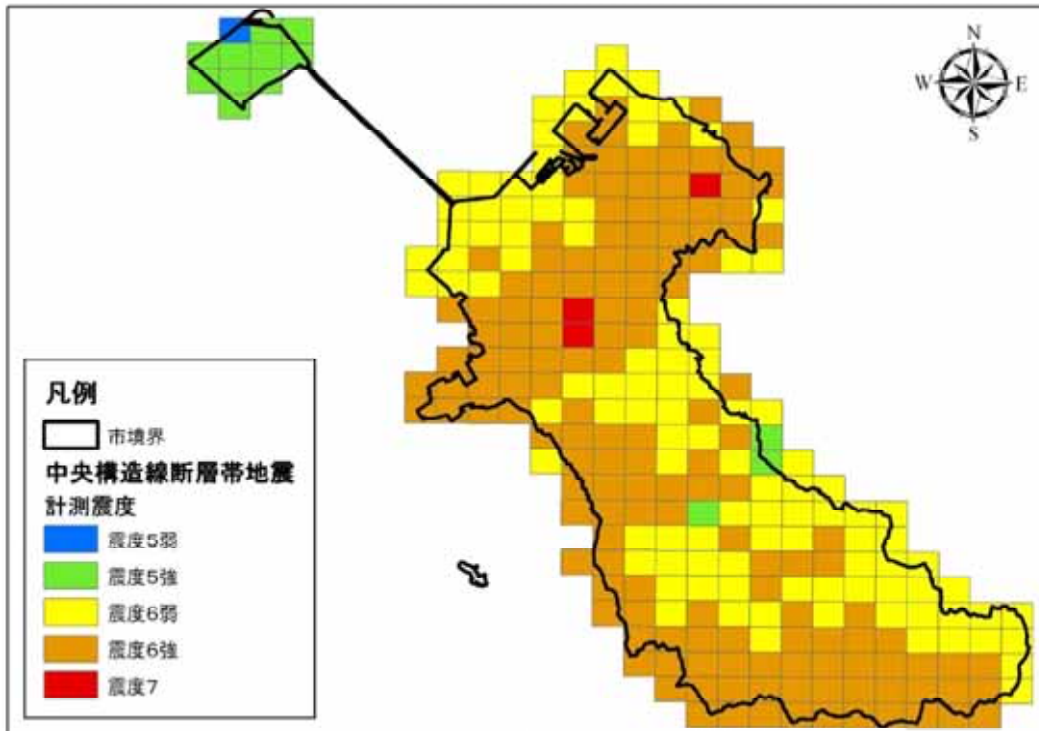
※炎上出火件数は 1 日間の合計値。（ ）内は 3 日間の合計値



出典：平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



出典：平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



出典：平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書

資料 1-5 地震被害想定

②海溝型地震の被害想定（平成 25 年度実施）

想定地震		南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	
地震の規模		マグニチュード（M） 9.0～9.1	
		震度 6 弱	
津波の規模		最大津波水位 T.P.+3.8m	
		最短到達時間 81 分	
建物全半壊棟数		全壊 232 棟	半壊 2,067 棟
内訳	揺れ	115 棟	1,343 棟
	液状化	115 棟	502 棟
	津波	2 棟	222 棟
	急傾斜	0 棟	0 棟
	火災	0 棟	0 棟
出火件数（炎上 1 日夕刻）		3 件	
死傷者数（冬 1 8 時）		死者 86 人（7 人）	負傷者 694 人（221 人）
内訳	建物倒壊	7 人	219 人
	津波	79 人（0 人）	473 人（0 人）
	ブロック・自販機・ 屋外落下物	0 人	2 人

※死傷者数は、津波からの早期避難率が低い場合の人数。（ ）は、津波からの避難が迅速な場合の人数

		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後	約 40 日後
避難者数		7,666 人	-	-	13,006 人	15,516 人	2,019 人
内訳	避難所	4,997 人	-	-	6,882 人	4,655 人	606 人
	避難所外	2,669 人	-	-	6,124 人	10,861 人	1,413 人
ライフライン	停電	49.0%	3.9%	1.9%	0.0%	0.0%	-
	水道断水	89.1%	49.7%	47.3%	44.7%	15.2%	1.1%
	下水道機能支障	3.9%	3.9%	3.4%	2.9%	0.0%	-
	ガス供給停止	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
	携帯電話停波基地局	99.1%	6.6%	4.7%	2.8%	2.8%	-
	電話不通	100.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	-

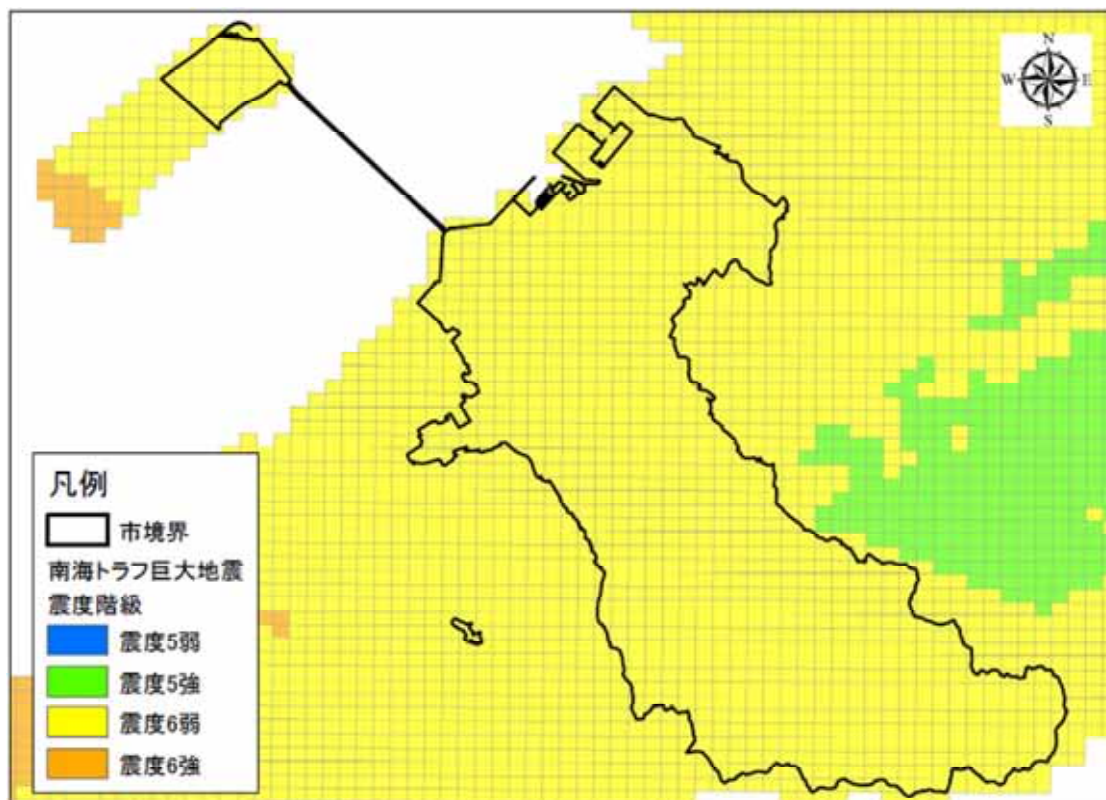
※想定地震発生時の条件

(ア) 季節、時間 : 冬の夕刻、平日午後 6 時頃

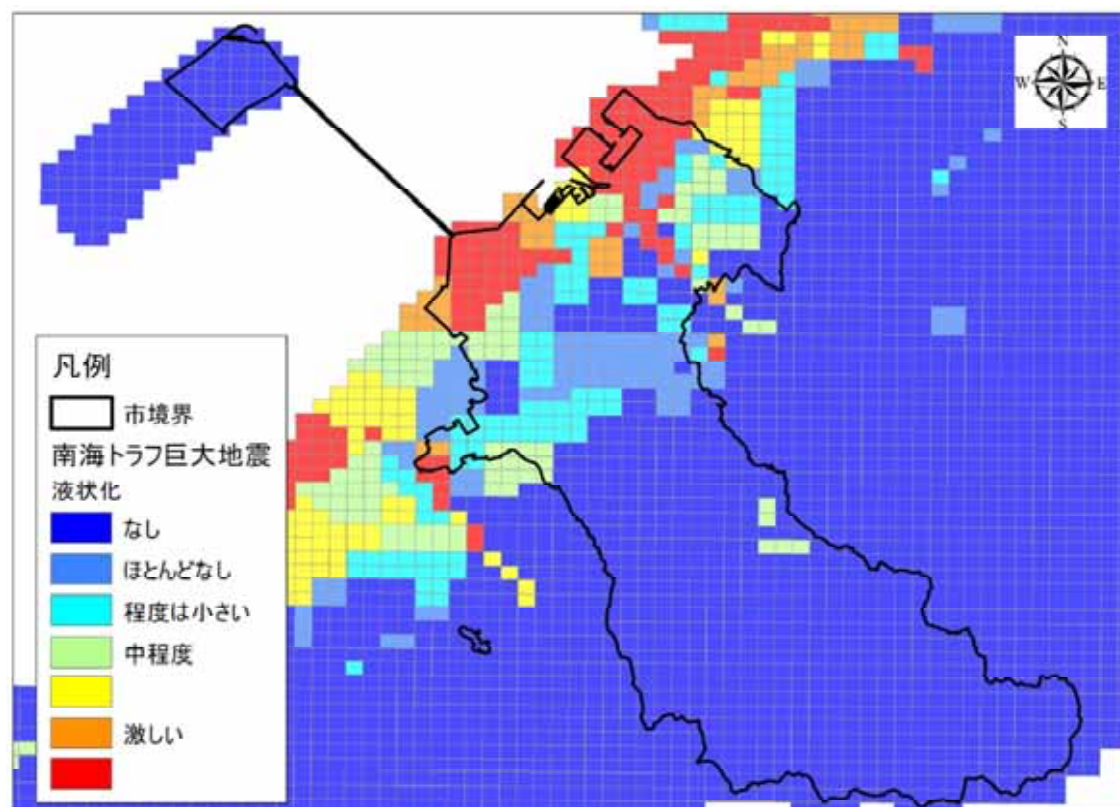
(イ) 気象条件、風速 : 晴れ、1%超過確率風速（1年のうち3日程度はありうる風速）

出典：平成 25 年度南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料(大阪府)

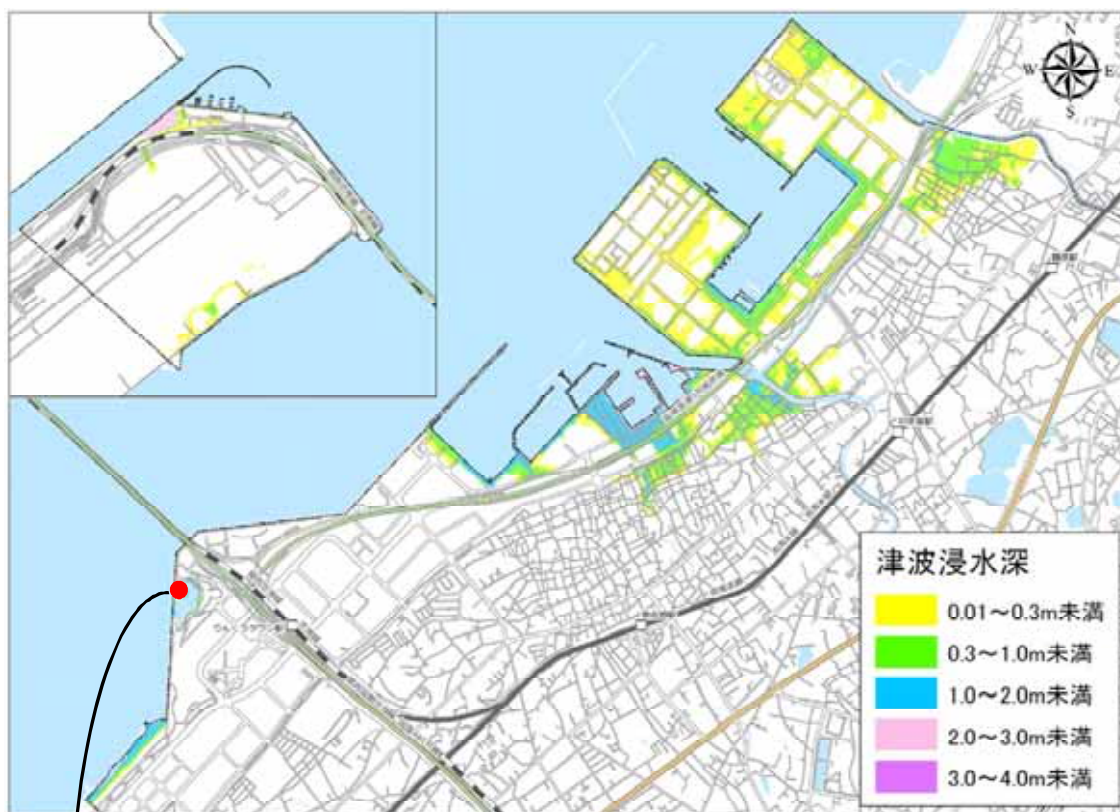
南海トラフ地震 震度分布



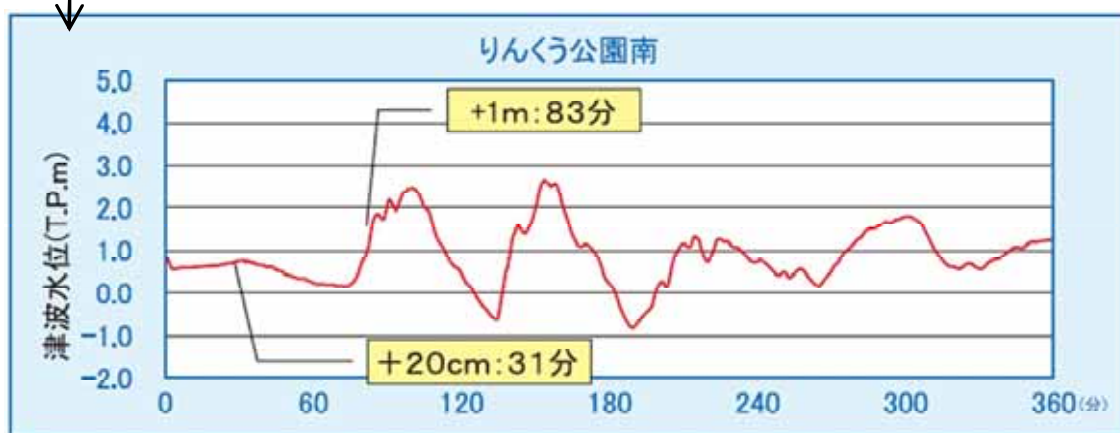
南海トラフ地震 液状化危険度



南海トラフ地震 津波浸水想定区域



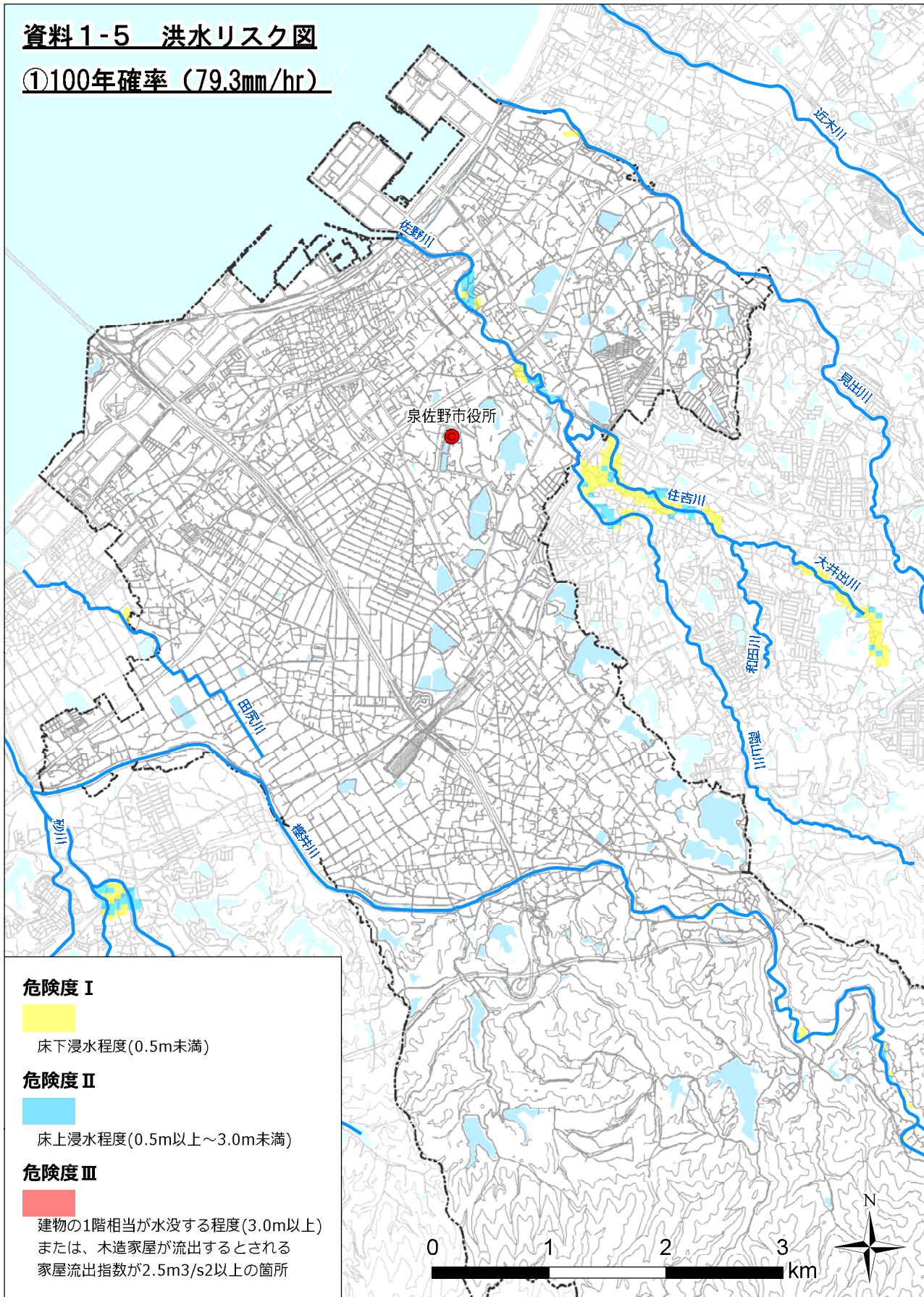
※最大津波水位 3.8m、最短到達時間 81分



(防災ガイド 泉佐野市 平成 26 年)

資料1-5 洪水リスク図

①100年確率 (79.3mm/hr)



危険度Ⅰ



床下浸水程度(0.5m未満)

危険度Ⅱ



床上浸水程度(0.5m以上～3.0m未満)

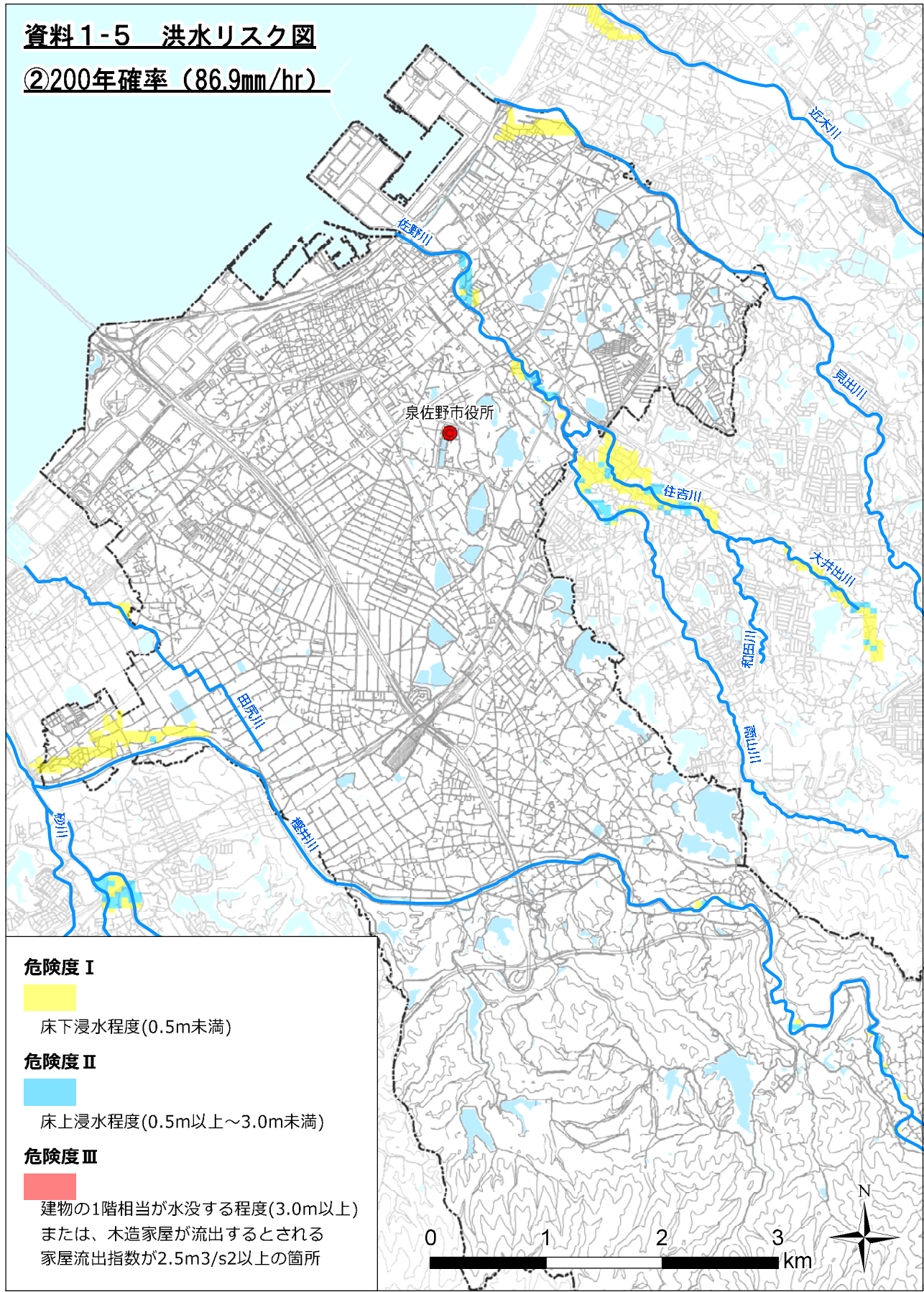
危険度Ⅲ



建物の1階相当が水没する程度(3.0m以上)
または、木造家屋が流出するとされる
家屋流出指数が2.5m³/s²以上の箇所

資料1-5 洪水リスク図

②200年確率 (86.9mm/hr)



資料1-6 土砂災害・山地災害用語の定義

①土砂災害用語

1. 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

2. 地すべり危険箇所 等

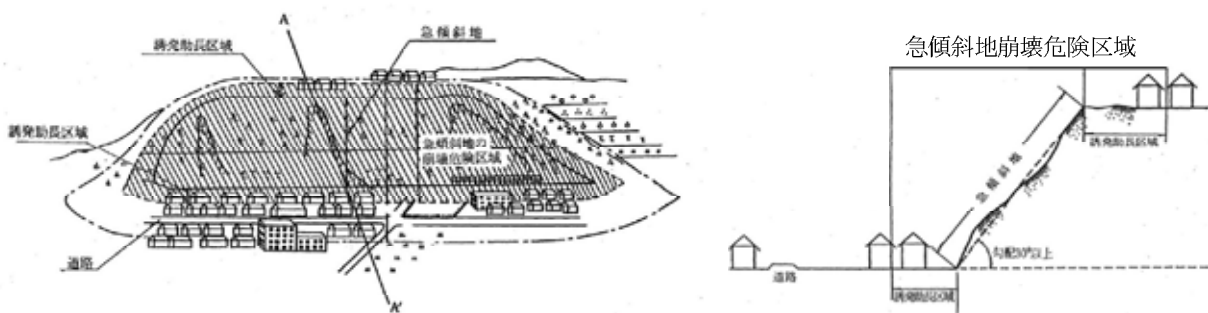
「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

3. 急傾斜地崩壊危険箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所をいう。また5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に被害を生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図



(注1) 急傾斜地崩壊危険区域

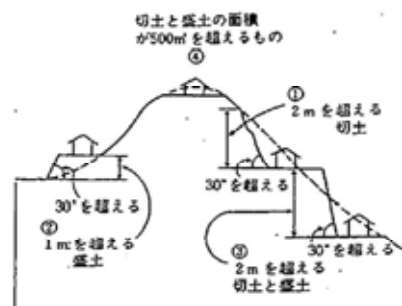
崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれがある市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

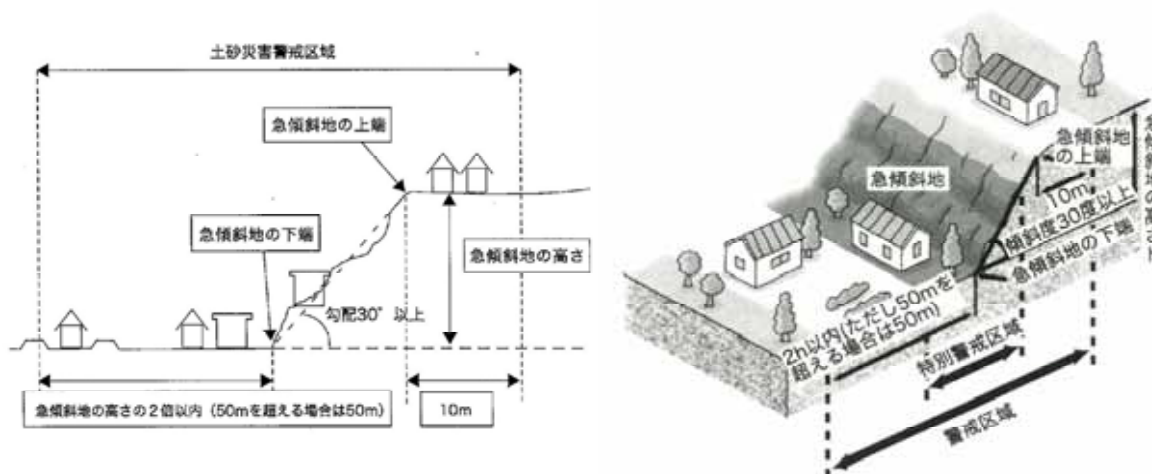
- ① 高さ2mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの



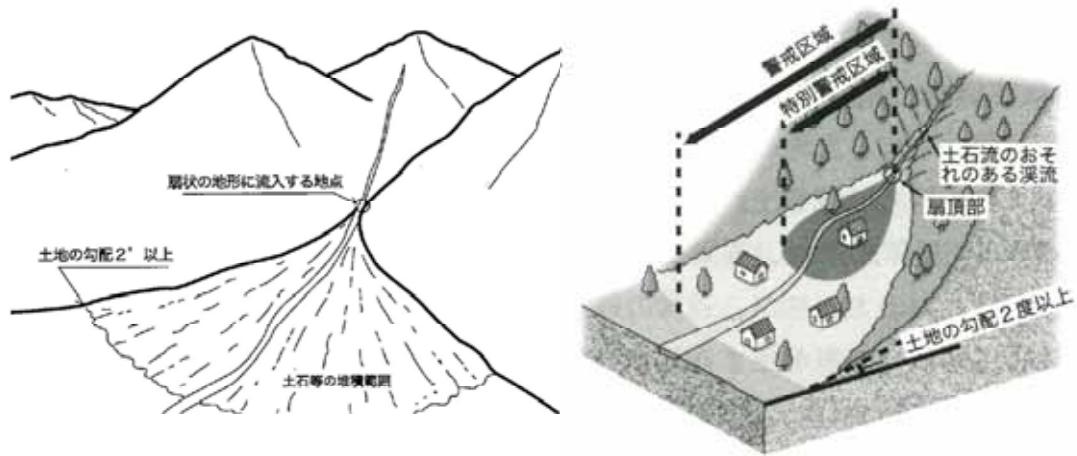
5. 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法*に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

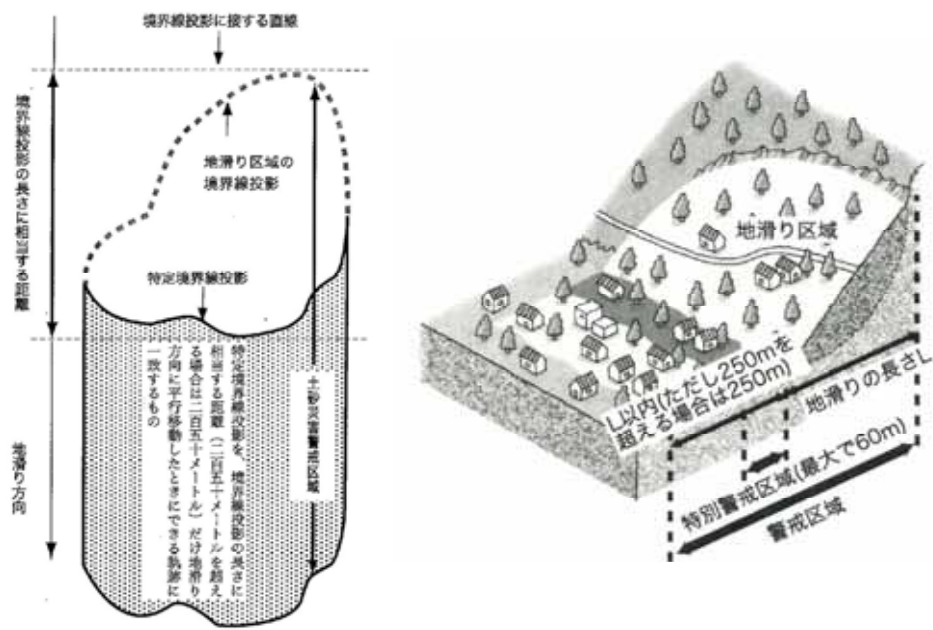
* 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図



土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

②山地災害用語

1. 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

2. 地すべり危険地区

- (1) 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区
- (2) 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあつて、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法51条第1項第2号に係るもの。

※ 法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる
保安林内の地すべり地域

3. 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、損害を与える恐れのある地区であつて、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

※ 押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

※ 崖 錘 崩落土石が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧

①急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成27年4月6日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
I 11213550	岡本	岡本	K21300361	岡本-1	●	●	泉佐野市南中岡本
			K21300362	岡本-2	●	●	泉佐野市南中岡本
I 11213551	土丸(1)		K21300240	土丸(1)	●	●	泉佐野市土丸
I 11213552	土丸(2)		K21300250	土丸(2)	●	●	泉佐野市土丸
I 11213553	土丸(3)		K21300260	土丸(3)	●	●	泉佐野市土丸
I 11213554	下大木(1)		K21300021	下大木(1)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300022	下大木(1)-2	●	●	泉佐野市大木
			K21300023	下大木(1)-3	●	●	泉佐野市大木
I 11213555	下大木(2)		K21300031	下大木(2)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300032	下大木(2)-2	●	●	泉佐野市大木
I 11213557	中大木(1)		K21300061	中大木(1)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300062	中大木(1)-2	●	●	泉佐野市大木
I 11213558	中大木(2)		K21300070	中大木(2)	●	●	泉佐野市大木
I 11213559	大木	大木	K21300371	大木-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300372	大木-2	●	●	泉佐野市大木
			K21300373	大木-3	●	●	泉佐野市大木
I 11213560	上大木(1)		K21300050	上大木(1)	●	●	泉佐野市大木
I 11213561	上大木(2)		K21300080	上大木(2)	●	●	泉佐野市大木
I 11213562	上大木(4)		K21300500	上大木(4)	●	●	泉佐野市大木
I 11213567	上大木(9)		K21300511	上大木(9)-1	●	●	泉佐野市大木
			K21300512	上大木(9)-2	●	●	泉佐野市大木
I 11213852	日根野(1)		K21300520	日根野(1)	●	●	泉佐野市日根野
I 11213853	大木(4)		K21300010	大木(4)	●	●	泉佐野市大木
I 11213854	大木(5)		K21300040	大木(5)	●	●	泉佐野市大木
I 11213855	大木(3)		K21300380	大木(3)	●	●	泉佐野市大木
II 21213985	土丸(4)		K21300270	土丸(4)	●	●	泉佐野市土丸
II 21213986	大木(2)		K21300090	大木(2)	●	●	泉佐野市大木
II 21213987	大木(6)		K21300100	大木(6)	●	●	泉佐野市大木
III 31213233	大木(7)		K21300130	大木(7)	●	●	泉佐野市大木
III 31213234	大木(8)		K21300140	大木(8)	●	●	泉佐野市大木
III 31213235	大木(9)		K21300150	大木(9)	●	●	泉佐野市大木
III 31213236	大木(10)						泉佐野市大木
III 31213237	大木(11)						泉佐野市大木
			K21300110	下大木(3)	●	●	泉佐野市大木
			K21300120	下大木(4)	●	●	泉佐野市大木
			K21300160	下大木(5)	●	●	泉佐野市大木
			K21300170	下大木(6)	●	●	泉佐野市大木
			K21300180	上大木(12)	●	●	泉佐野市大木
			K21300190	中大木(4)	●	●	泉佐野市大木
			K21300200	大木(29)	●	●	泉佐野市大木
			K21300210	中大木(5)	●	●	泉佐野市大木
			K21300220	大木(30)	●	●	泉佐野市大木
			K21300230	大木(31)	●	●	泉佐野市大木
			K21300280	土丸(5)	●	●	泉佐野市日根野
			K21300290	土丸(6)	●	●	泉佐野市土丸
			K21300300	土丸(7)	●	●	泉佐野市土丸
			K21300310	大木(12)	●	●	泉佐野市大木
			K21300320	大木(25)	●	●	泉佐野市大木
			K21300330	大木(26)	●	●	泉佐野市大木
			K21300340	大木(27)	●	●	泉佐野市大木
			K21300350	大木(28)	●	●	泉佐野市大木

資料 1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧

①急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成27年4月6日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21300390	大木(13)	●	●	泉佐野市大木
			K21300400	大木(14)	●	●	泉佐野市大木
			K21300410	大木(15)	●	●	泉佐野市大木
			K21300420	大木(17)	●	●	泉佐野市大木
			K21300430	大木(18)	●	●	泉佐野市大木
			K21300440	大木(19)	●	●	泉佐野市大木
			K21300450	大木(20)	●	●	泉佐野市大木
			K21300460	大木(21)	●	●	泉佐野市大木
			K21300470	大木(22)	●	●	泉佐野市大木
			K21300480	大木(23)	●	●	泉佐野市大木
			K21300491	大木(24)－1	●	●	泉佐野市大木
			K21300492	大木(24)－2	●	●	泉佐野市大木
			K21300530	日根野(2)	●	●	泉佐野市日根野
			K21300540	日根野(3)	●	●	泉佐野市日根野
			K21300550	上之郷	●	●	泉佐野市上之郷
計	25	2	計		64	64	

資料1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等一覧

②土砂災害危険渓流および土砂災害警戒区域等（土砂災害）一覧表

土砂災害危険渓流点検に基づく土砂災害危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象：土砂災害) (平成27年4月6日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
I-213-001	樫井川	中大木沢	D21310010	樫井川右2	●	●	泉佐野市大木
I-213-002	樫井川	上大木沢	D21310020	樫井川右3	●		泉佐野市大木
I-213-003	犬鳴川	不動谷	D21310031	犬鳴川(1)	●	●	泉佐野市大木
			D21310032	犬鳴川(2)	●	●	泉佐野市大木
			D21310033	犬鳴川(3)	●	●	泉佐野市大木
I-213-004	樫井川	(大木)	D21310040	樫井川左13	●	●	泉佐野市大木
I-213-005	樫井川	犬鳴川支溪	D21310050	樫井川左12	●	●	泉佐野市大木
I-213-006	樫井川	中大木溪	D21310060	樫井川左11	●		泉佐野市大木
I-213-007	樫井川	下大木溪	D21310070	樫井川左10	●		泉佐野市大木
I-213-008	樫井川	(土丸)	D21310080	樫井川左7	●	●	泉佐野市土丸
I-213-009	樫井川	母山谷	D21310091	樫井川左4(1)	●		泉佐野市上之郷
			D21310092	樫井川左4(2)	●	●	泉佐野市上之郷
			D21310093	樫井川左4(3)	●	●	泉佐野市上之郷
II-213-001	樫井川	(土丸)	D21320010	樫井川右1	●		泉佐野市土丸
II-213-002	樫井川	(大木)	対象外	—	—	—	泉佐野市大木
II-213-003	樫井川	(土丸)	D21320030	樫井川左6右二	●	●	泉佐野市土丸
II-213-004	樫井川	(上之郷)	D21320041	樫井川左1	●	●	泉佐野市上之郷
			D21320042	樫井川左2	●	●	泉佐野市上之郷
III-213-001	樫井川	(大木)	D21330010	二瀬川	●		泉佐野市大木
III-213-002	樫井川	(土丸)	D21330020	樫井川左8	●	●	泉佐野市土丸
III-213-003	犬鳴川	(大木)	対象外	—	—	—	泉佐野市大木
III-213-004	樫井川	(大木)	D21330040	樫井川左6右三	●	●	泉佐野市大木
III-213-005	樫井川	(母山)	D21330050	樫井川左5	●	●	泉佐野市母山
III-213-006	樫井川	(母山)	D21330060	樫井川左3右一	●	●	泉佐野市母山
III-213-007	樫井川	(上之郷)	D21330070	樫井川左2左二	●	●	泉佐野市上之郷
III-213-008	樫井川	(上之郷)					泉佐野市上之郷
III-213-009	樫井川	(上之郷)	D21330090	樫井川左2左一	●	●	泉佐野市上之郷
			D21320050	樫井川左4右一	●	●	泉佐野市上之郷
計		22	計		25	19	

③地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

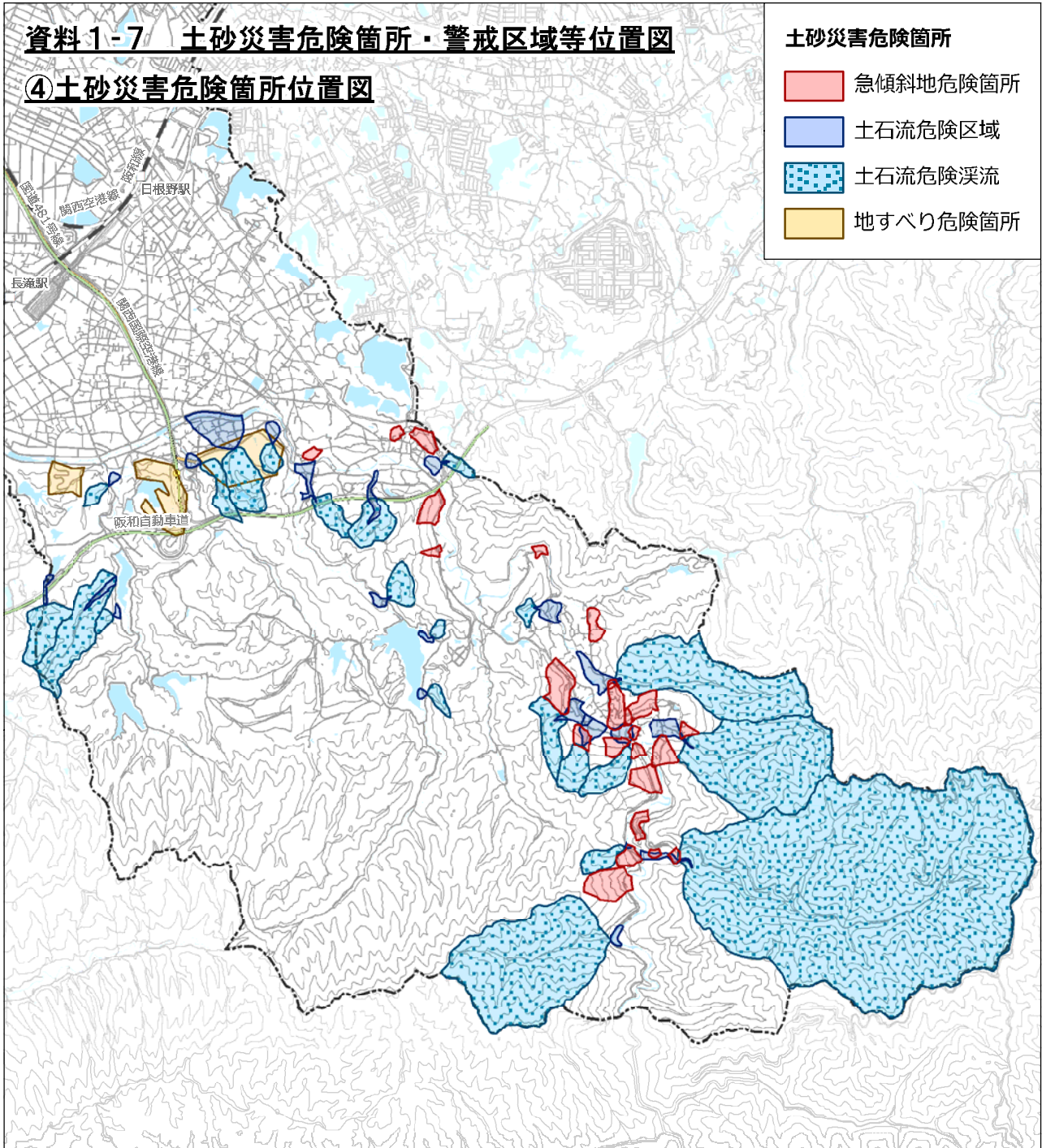
地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定に よる指定区域 (平成21年3月24日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の に関する法律の規定による指定区域 (現象：地すべり) (平成27年4月6日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
123	樫井川	樫井川					泉佐野市上之郷
124	母山						泉佐野市上之郷
140	母山						泉佐野市上之郷
計	3	1	計		0	0	

資料 1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等位置図

④土砂災害危険箇所位置図

土砂災害危険箇所

- 急傾斜地危険箇所
- 土石流危険区域
- 土石流危険渓流
- 地すべり危険箇所



南中岡本地区

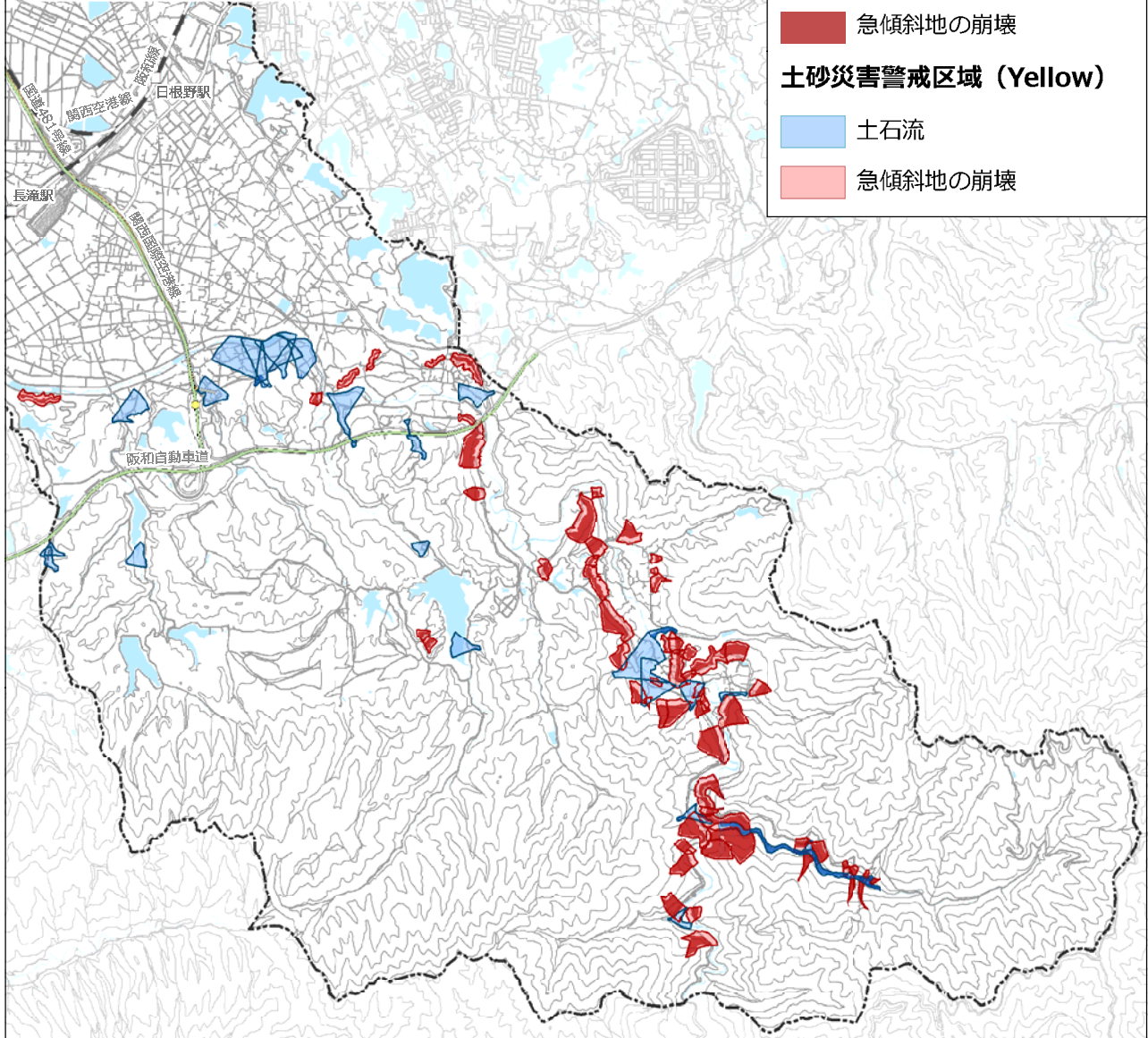


土砂災害危険箇所（平成15年3月公表）			
急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	合計
25	22	3	50



資料 1-7 土砂災害危険箇所・警戒区域等位置図

⑤土砂災害警戒区域位置図



土砂災害特別警戒区域 (Red)

土石流

急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域 (Yellow)

土石流

急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (平成27年4月6日現在)

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		指定箇所 合計
警戒区域		警戒区域		警戒区域		
	うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域	
64	64	25	19	0	0	89

南中岡本地区



資料1-8 山地災害危険地区一覧

(1) 概要

(平成20年4月1日現在)

山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
15	—	6	21

(2) 山腹崩壊危険地区

番号	所在地
25-1	泉佐野市 土丸 (1)
2	〃 (2)
3	泉佐野市 大木 (1)
4	〃 (2)
5	〃 (3)
6	〃 (4)
7	〃 (5)
8	〃 (6)
9	〃 (7)
10	〃 (8)
11	〃 (9)
12	泉佐野市 土丸 (3)
13	泉佐野市 大木 (10)
14	〃 (11)
15	泉佐野市 土丸 (4)

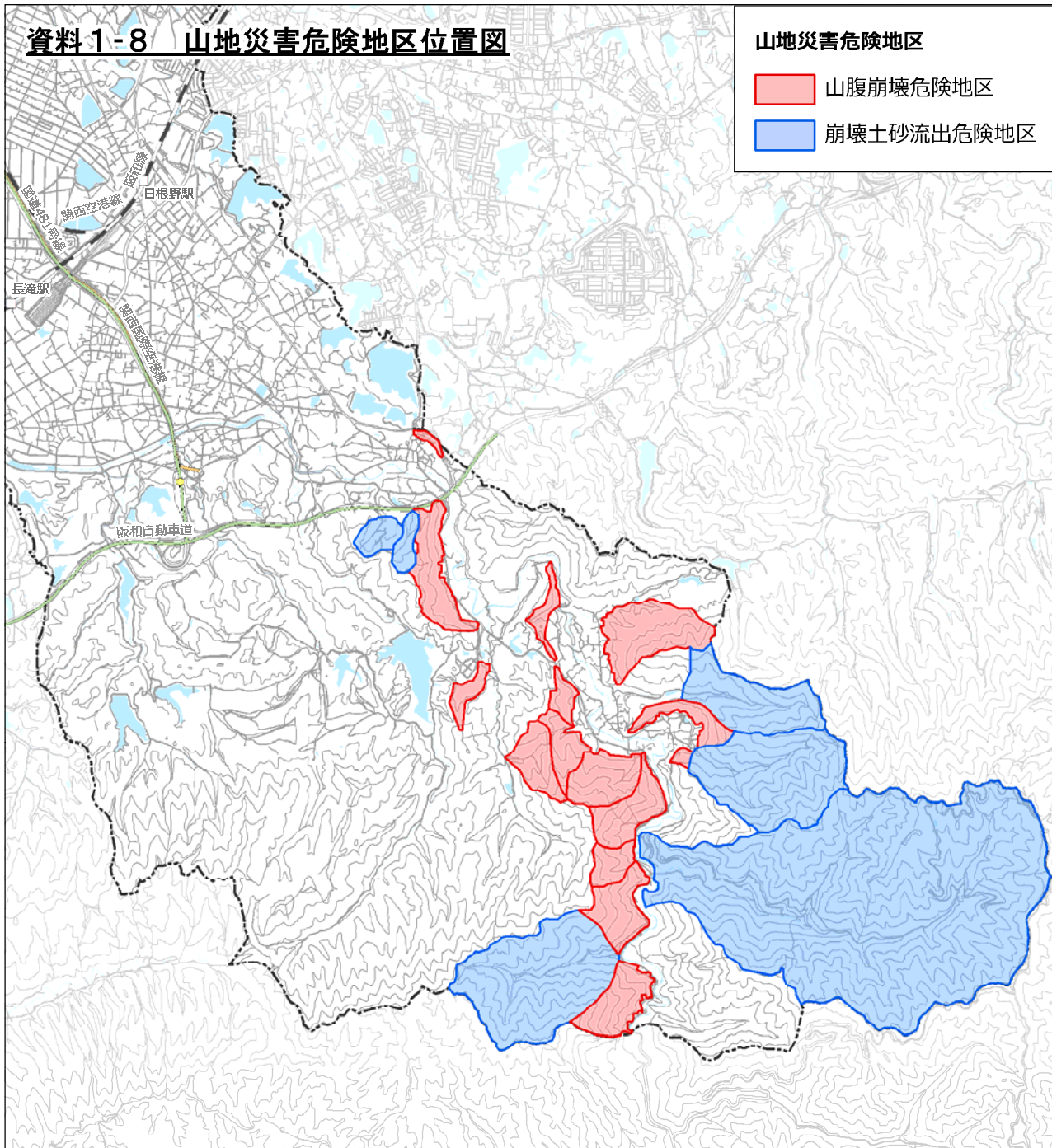
(3) 崩壊土砂流出危険地区

番号	所在地
25-2	泉佐野市 土丸 (1)
3	〃 (2)
4	泉佐野市 大木 (1)
5	泉佐野市 土丸 (3)
6	泉佐野市 大木 (2)
7	〃 (3)

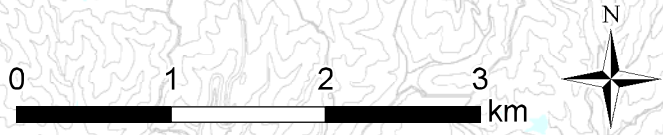
資料 1-8 山地災害危険地区位置図

山地災害危険地区

- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区








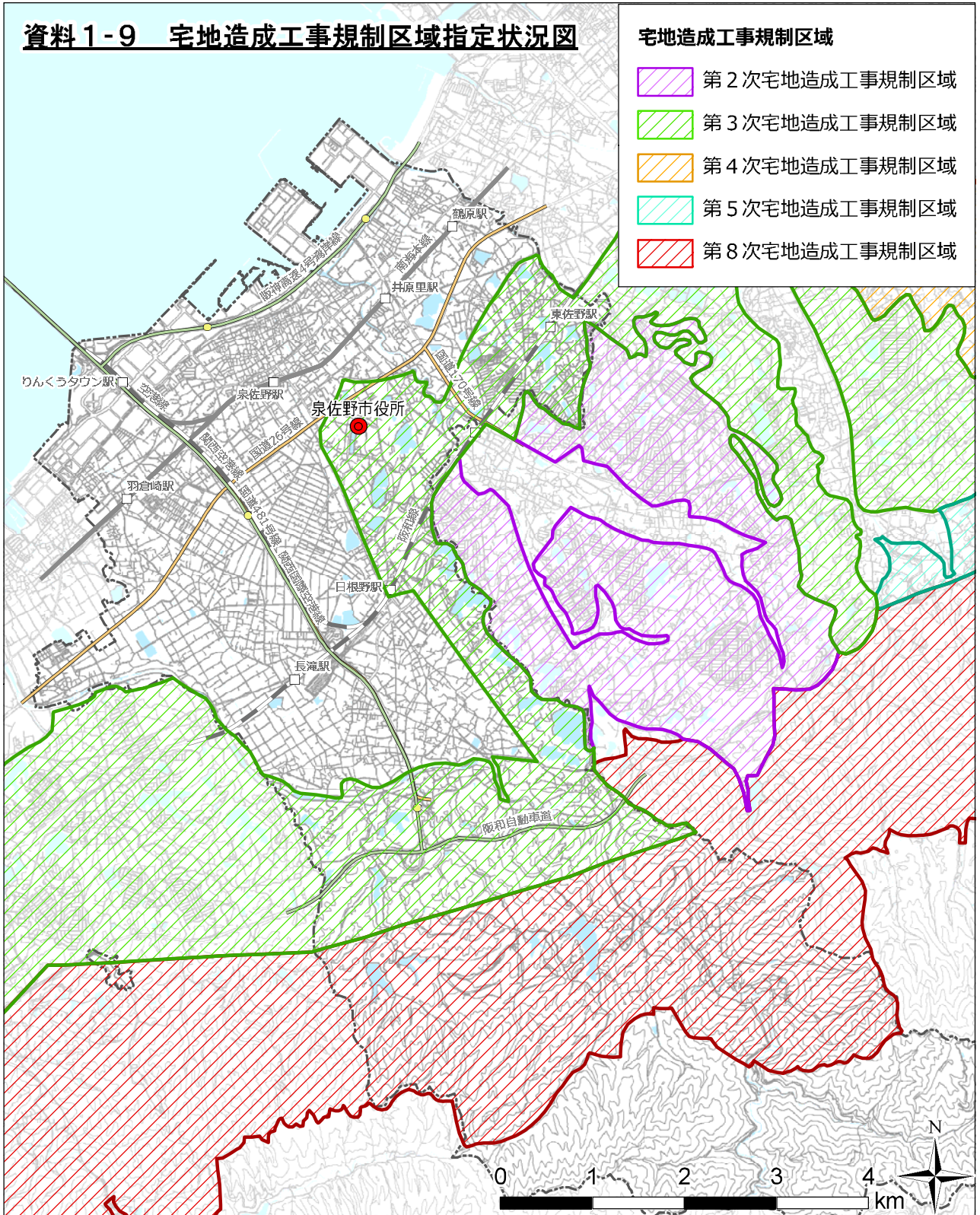
山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
15	—	6	21



資料 1-9 宅地造成工事規制区域指定状況図

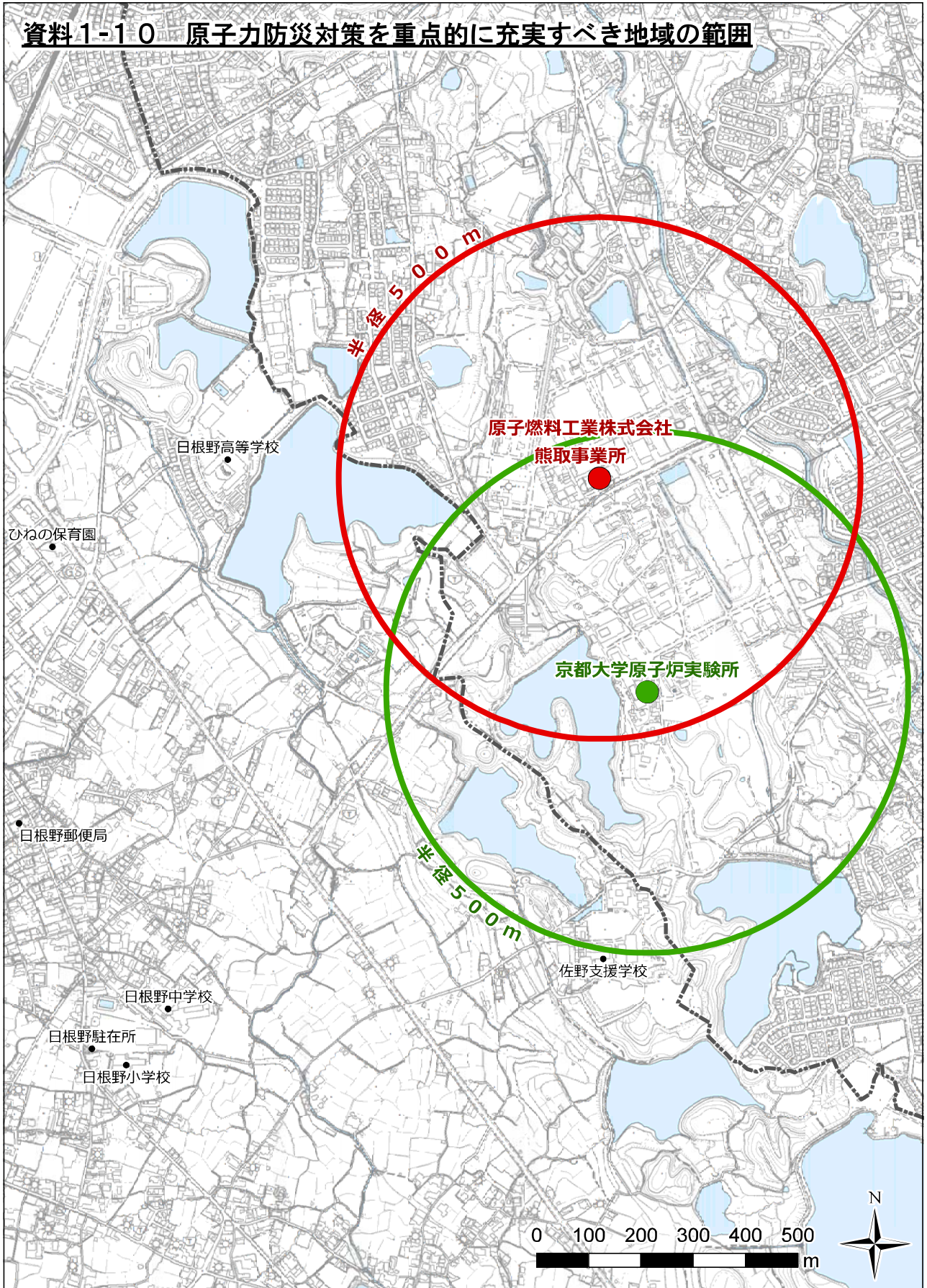
宅地造成工事規制区域

-  第2次宅地造成工事規制区域
-  第3次宅地造成工事規制区域
-  第4次宅地造成工事規制区域
-  第5次宅地造成工事規制区域
-  第8次宅地造成工事規制区域



指定	1次指定	2次指定	3次指定	4次指定	5次指定	6次指定	7次指定	8次指定	累計
(告示)	S38. 4.11	S39. 7. 9	S43. 2. 8	S51. 3.26	S61. 3.24	H 5. 4.19	H 7. 3.31	H10.3.31	
(施行)	"	"	"	S51. 4. 1	S61. 3.31	H 5. 5.10	"	H10. 5. 1	
泉佐野市			1,063					1,158	2,221

資料1-10 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲



2. 防災組織体制関係

資料2-1 災害配備体制表

災害配備体制		災害配備体制	動員の目安		動員の目安		
			地震による基準	地震災害	雨量情報および災害発生による基準	風水害	高潮情報による基準
警戒レベル1	指揮者：市民協働担当理事 配備員：市民協働課危機管理担当、必要に応じて水防初動担当課長（注3）及び各所属長が必要と認める人員	会議構成員	津波による基準	雨量情報および災害発生による基準	河川水位による基準	台風情報による基準	高潮情報による基準
警戒レベル2	指揮者：市民協働担当理事 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課長、行政官管理課長、総務課長、人事課長、農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	【警戒本部会議（警戒レベル2）】 同左 （ただし、部課長のみ）	—	市域に各種気象警報が発令	—	—	府域に注意報が発令
警戒レベル3	指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、教育部長、政策推進課長、人権推進課長、秘書課長、総合行政委員会事務局次長、税務課長、教育総務課長、学校教育課長、障害福祉総務課長、高齢介護課長、生活福祉課長、国保年金課長、開設する避難所の地域防災支援員、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	【警戒本部会議（警戒レベル3）】 本部長：副市長（注2） 本部長：市民協働担当理事、市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、教育部長、泉州南消防組合市場消防署長	大阪府沿岸に津波注意報が発令（注5）	3時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過等（避難準備情報基準）	避難判断水位に達した場合等（避難準備情報基準）	24時間以内に府域に台風が接近	府域に警戒報が発令
災害対策A号配備	指揮者：市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	【災害対策本部会議】 本部長：市長 副本部長：副市長・教育部長 本部長：全部長級 泉州南消防組合市場消防署長	大阪府沿岸に津波注意報が発令され水位予測が1.6mを超える場合（避難指示（一部）基準）	市域に土砂災害警戒情報の発表等（避難勧告基準）	氾濫危険水位に達した場合等（避難勧告基準）	—	—
災害対策B号配備	指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員（自動参集）＋各所属長が必要と認める人員＋開設する避難所の地域防災支援員	—	市域に震度5弱・強の地震発生	小規模災害が複数箇所発生	—	—	—
災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員（自動参集）	—	市域に震度6弱以上の地震発生（全避難所開設）	大規模災害が発生	氾濫・決壊	—	—
備考	<p>（注1） 上記以外においても、市長、または副市長が必要と認めるときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。</p> <p>（注2） 警戒レベル3においても、緊急時やむを得ない場合は、市民協働担当理事が指揮することができる。</p> <p>（注3） 水防初動担当課：下水道整備課・道路公園課・農林水産課</p> <p>（注4） 地震による警戒レベル3体制は、資料2-4「警戒体制と活動内容（地震・津波）」に記載されている関係部局で対応する。</p> <p>（注5） 津波注意報に対しては、警戒レベル3とするが、資料2-4「警戒体制と活動内容（地震・津波）」に記載されている関係部局で初動対応し、必要に応じて体制を強化する。</p> <p>※大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合、大阪府から緊急防災推進員5名が本市に自動参集される。</p>						

資料 2-2 泉佐野市災害対策本部組織編成表

災害対策本部会議
 本部長 (市長)
 副本部長 (副市長・教育長)
 本部長 (各部長・理事・泉州南消防組合市場消防署長)

[本部長代行順]

1. 第1副市長
2. 第2副市長
3. 教育長

災害対策本部室(事務局)
指揮調整グループ (G長：市民協働担当理事)
 [本部長・本部運営班・外部関係機関]
情報整理グループ (G長：市長公室長)
 [情報班]
地域支援グループ (G長：政策推進担当理事)
 [地域支援班・避難所班・保育班・食糧物資班・被災者支援班(物資担当)]
後方支援グループ (G長：総務部長)
 [総務班・人事班]
医療救護グループ (G長：健康・食育・医療担当理事)
 [医療保健班]
事案処理グループ (G長：生活産業部長)
 [市民問合せ窓口担当・各部連絡員]
 連絡員：総務部・生活産業部・健康福祉部
 都市整備部・上下水道部・教育部

【各々の役割】

災害対策本部会議

- ・意思決定

指揮調整グループ

- ・災害対策本部の指揮・統括
- ・対策の検討
- ・各班への指示
- ・応援要請
- ・広報活動

情報整理グループ

- ・各班からの情報収集、整理
- ・本部運営班への報告

地域支援グループ

- ・避難所との連絡調整
- ・食糧・物資調達、配分

後方支援グループ

- ・職員の管理
- ・庁舎、電力、車両、燃料等の管理

医療救護グループ

- ・医療情報の収集
- ・医療救護班の派遣要請
- ・救護所の設置

事案処理グループ

- ・市民からの問合せ対応
- ・各班と本部室との連絡

各部班

- ・各担当施設等の被害調査、復旧
- ・個別専門業務の実施

総括部

(部長：市民協働担当理事)

(副本部長：市長公室長)

(副本部長：会計管理者)

(副本部長：議会事務局長)

(副本部長：総合行政委員会事務局次長・副班長：議会事務局次長・農業委員会事務局次長)

(副本部長：総合行政委員会事務局次長・副班長：議会事務局次長・農業委員会事務局次長)

(副本部長：部内理事)

地域支援部

(部長：政策推進担当理事)

総務部

(部長：総務部長)

(副本部長：部内理事)

生活産業部

(部長：生活産業部長)

(副本部長：部内理事)

健康福祉部

(部長：健康福祉部長)

(副本部長：部内理事)

こども部

(部長：こども部長)

都市整備部

(部長：都市整備部長)

(副本部長：部内理事)

上下水道部

(部長：上下水道局長)

教育部

(部長：教育部長)

(副本部長：部内理事)

本部運営班

(班長：危機管理担当参事、副班長：市民協働課長)

情報班

(班長：行政官管理課長、副班長：秘書課長・人権推進課長)

会計班

(班長：会計課長)

機動班

(班長：総合行政委員会事務局次長、副班長：議会事務局次長・農業委員会事務局次長)

地域支援班

(班長：政策推進課長、班員：地域防災支援員)

総務班

(班長：総務課長)

人事班

(班長：人事課長)

調査班

(班長：税務課長)

市民班

(班長：市民課長)

農水班

(班長：農林水産課長)

商工班

(班長：まちなちの活性化課長)

環境衛生班

(班長：環境衛生課長)

被災者支援班

(班長：障害福祉総務課長、副班長：高齢介護課長・生活福祉課長・広域福祉課)

医療保健班

(班長：保健センター所長)

食糧物資班

(班長：国保年金課長)

保育班

(班長：子育て支援課長)

復興班

(班長：都市計画課長)

建築班

(班長：建築住宅課長)

道路公園班

(班長：道路公園課長)

上下水道総務班

(班長：上下水道総務課長)

河川下水道班

(班長：下水道整備課長)

水道班

(班長：水道工務課長)

避難所班

(班長：教育総務課長、副班長：学校教育課長・生涯学習課長・青少年課長・スポーツ推進課長)

資料2-3 泉佐野市災害対策本部事務分掌

【共通事務】		
部 名	班 名	事 務 分 掌
共通事務		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設利用者等の安全確保に関する事 2. 所管施設の警戒及び復旧に関する事 3. 所管の被害調査に関する事 4. 所管施設に係る避難所の開設・運営に関する事 5. 住民からの問合せ対応に関する事 6. 本部長の特命事項に関する事 7. 各班の応援に関する事 		
【班別事務】		
部 名	班 名	事 務 分 掌
総括部 <small>(部長：市民協働担当理事)</small> <small>(副部長：市長公室長)</small> <small>(副部長：会計管理者)</small> <small>(副部長：議世事務局長)</small> <small>(副部長：総合行政委員会事務局長)</small> <small>(副部長：部内理事)</small>	本部運営班 <small>(班長 危機管理担当参事)</small> <small>(副班長 市民協働課長)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部会議及び防災会議に関する事 2. 配備指令及び本部指令の伝達に関する事 3. 災害情報の収集並びに報告に関する事 4. 本部と各部との連絡調整に関する事 5. 災害救助法に関する事 6. 災害無線通信に関する事 7. 本部の設置及び閉鎖に関する事 8. 自衛隊の派遣要請に関する事 9. 災害関係費に関する事 10. 関係機関との連絡調整に関する事 11. 広報活動に関する事 12. 災害状況の記録写真に関する事 13. 報道関係との連絡に関する事 14. 避難勧告・指示等の実施に関する事 15. 広域応援等の要請・受入れに関する事
	情報班 <small>(班長 行行政管理課長)</small> <small>(副班長 秘書課長)</small> <small>(副班長 人権推進課長)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般見舞者の受付に関する事 2. 本部長等の被害地視察及び慰問に関する事 3. 災害予算の編成に関する事 4. 市の災害復旧資金計画に関する事 5. 被害状況の収集及び報告に関する事 6. 災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事 7. 部内の他班に属さないこと
	会計班 <small>(班長 会計課長)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係費の支出に関する事 2. 義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関する事 3. 災害関係費の支出の審査に関する事
	機動班 <small>(班長 総合行政委員会事務局長次長)</small> <small>(副班長 議世事務局長次長)</small> <small>(副班長 農業委員会事務局長次長)</small> 班員は各部から召集	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各部からの機動班員召集に関する事 2. 巡回広報に関する事 3. 現地での情報収集に関する事 4. 災害に対する機動的な対応に関する事 5. 事務が集中する班への応援に関する事 (被害調査、食料・物資の仕分運搬、避難所交代要員等)
地域支援部 <small>(部長 政策推進担当理事)</small> <small>(副部長 部内理事)</small>	地域支援班 <small>(班長 政策推進課長)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域支援に関する事 2. 地域防災支援員との連絡調整に関する事 3. 通信及び情報機器の設置並びに運用に関する事
	地域防災支援員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営支援に関する事 2. 本部への避難所状況の報告に関する事 3. 地域の被害状況の収集に関する事
総務部 <small>(部長 総務部長)</small> <small>(副部長 部内理事)</small>	総務班 <small>(班長 総務課長)</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市有財産の被害調査の総括に関する事 2. 庁舎の警備管理に関する事 3. 車輛の確保に関する事 4. 災害用諸物資(燃料・業務備品等)の調達に関する事 5. 災害時の用地対策に関する事 6. 電力確保に関する事 7. 部内の他班に属さないこと

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部 (部長 総務部長) (副部長 部内理事)	人事班 (班長 人事課長)	1. 職員の動員及び調整に関すること 2. 職員の災害派遣に関すること 3. 職員の現況把握に関すること 4. 職員の給与、休職及び救急医療に関すること 5. 職員及びその家族の被災状況の把握に関すること 6. 職員への情報提供に関すること 7. 職員の食料調達、配布に関すること 8. 専門ボランティアの受入れ及び配置に関すること
	調査班 (班長 税務課長)	1. 家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告に関すること 2. 罹災者（傷病者、死亡者を含む）の調査に関すること 3. 市税の徴収猶予及び減免に関すること
	市民班 (班長 市民課長)	1. 市民の安否情報の集約に関すること 2. 市民からの安否問合せ受付及び対応に関すること
生活産業部 (部長 生活産業部長) (副部長 部内理事)	農水班 (班長 農林水産課長)	1. 農林水産関係の被害調査とその復旧計画に関すること 2. ため池等の警戒と応急修理に関すること 3. 土地改良区その他関係機関との連絡調整に関すること 4. 土砂災害の警戒、被害調査とその復旧計画に関すること 5. 天災融資制度による資金の貸付に関すること
	商工班 (班長 まちの活性課長)	1. 商工業者の被害調査とその復旧計画に関すること 2. 府及び関係機関の救護物資調査に関すること 3. 旅行者及び帰宅困難者支援に関すること
	環境衛生班 (班長 環境衛生課長)	1. 遺体の収容埋葬に関すること 2. し尿塵芥処理に関すること 3. 仮設トイレの設置及び管理に関すること 4. 災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関すること 5. 部内の他班に属さないこと 6. 所管施設の保全に関すること 7. 廃棄物処理に関すること 8. 環境衛生に関すること
健康福祉部 (部長 健康福祉部長) (副部長 部内理事)	被災者支援班 (班長 障害福祉総務課長) (副班長 高齢介護課長) (副班長 生活福祉課長) (副班長 広域福祉課)	1. 避難行動要支援者の避難支援に関すること 2. 生活必需品等諸物資の調達及び配分計画に関すること 3. 災害弔慰金、災害障害見舞金及びその他支援金等の支給に関すること 4. 災害援護資金の貸付及び生活福祉資金制度に関すること 5. 被災者生活再建支援金の支給に関すること 6. 市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること 7. 災害ボランティアセンターに関すること 8. 生活保護世帯の罹災状況調査に関すること 9. 罹災世帯の生活保護に関すること 10. 災害復興資金（府の制度）に関すること 11. 罹災証明の発行に関すること 12. 被災者台帳の整備に関すること 13. 義援金・義援物資の配分（義援金配分委員会の設置）に関すること 14. 部内の他班に属さないこと
	医療保健班 (班長 保健センター所長)	1. 医療機関及び保健所との連絡に関すること 2. 食品衛生及び健康管理（感染症予防等）に関すること 3. 医療救護班との連絡調整に関すること
	食糧物資班 (班長 国保年金課長)	1. 収容者に対する食料及び物資の支給貸与に関すること 2. 食料の配給計画等に関すること 3. 食料品の調達、保管並びに配分に関すること

部 名	班 名	事 務 分 掌
こども部 (部長 こども部長)	保育班 (班長 子育て支援課長)	1. 保育所の閉鎖等の措置に関する事 2. 課所管施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 所管施設の園児等の保護に関する事 4. 避難所運営の応援に関する事
都市整備部 (部長 都市整備部長) (副部長 部内理事)	復興班 (班長 都市計画課長)	1. 災害復興計画に関する事 2. 被災宅地危険度判定に関する事 3. 部内の他班に属さないこと 4. 巡回警戒に関する事
	建築班 (班長 建築住宅課長)	1. 市営住宅の警戒と応急修理に関する事 2. 市営住宅の被害調査と復旧計画に関する事 3. 被災建築物応急危険度判定に関する事 4. 住宅の応急修理・障害物の除去に関する事 5. 応急仮設住宅に関する事
	道路公園班 (班長 道路公園課長)	1. 課所管施設の警戒と応急修理に関する事 2. 課所管施設の被害調査と復旧計画に関する事 3. 通行制限に関する事 4. 道路等の障害物の除去に関する事 5. 緊急交通路の確保に関する事 6. 浸水地帯等の消毒作業に関する事 7. 防疫資材及び薬品の管理に関する事
上下水道部 (部長 上下水道局長)	上下水道総務班 (班長 上下水道総務課長)	1. 水門・樋門等の開閉に関する事 2. 部内の他班に属さないこと 水道事業については「水道震災応急対策マニュアル」による
	河川下水道班 (班長 下水道整備課長)	1. 課所管施設の警戒と応急修理に関する事 2. 課所管施設の被害調査と復旧計画に関する事 3. 河川、水路等の被害調査と所管の復旧計画に関する事
	水道班 (班長 水道工務課長)	「水道震災応急対策マニュアル」による
教育部 (部長 教育部長) (副部長 部内理事)	避難所班 (班長 教育総務課長) (副班長 学校教育課長) (副班長 生涯学習課長) (副班長 青少年課長) (副班長 スポーツ推進課長)	1. 学校教育施設の被害調査のとりまとめに関する事 2. 学校教育施設の応急修理と災害復旧計画に関する事 3. 災害時の学校給食に関する事 4. 避難所の開設及び管理運営に関する事 5. 災害時の休校授業短縮等の措置に関する事 6. 災害時の学校衛生に関する事 7. 罹災小・中学生に対する学用品の調達支給に関する事 8. 児童・生徒の被害調査及び健康管理に関する事 9. 避難所状況の情報集約に関する事 10. 文化財その他社会教育施設の被害調査に関する事 11. 災害時の協力団体との連絡調整に関する事 12. 災害時物資集積場所の開設・運営に関する事 13. 物資の運搬応援に関する事

資料2-4 警戒体制と活動内容（地震・津波）

地震の場合

	動員の目安	災害配備体制	部・班・課名	主な活動内容	備考
警戒レベル3	被害情報収集と施設の点検、小規模被害の対応をする体制	指揮者：副市長 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、健康福祉部長、こども部長、教育部長、関係課長及び所属長が必要と認める人員	総括部	災害情報収集・連絡調整	
			本部運営班	市民協働課	
	市域に震度4の地震が発生したとき		情報班	被害情報収集・整理	
			道路公園班		
			建築住宅課		
			河川水道班		
			水道班		
			生活産業部		
			農水班		
			施設管理担当課（注1）	所管施設の被害確認・復旧・報告	

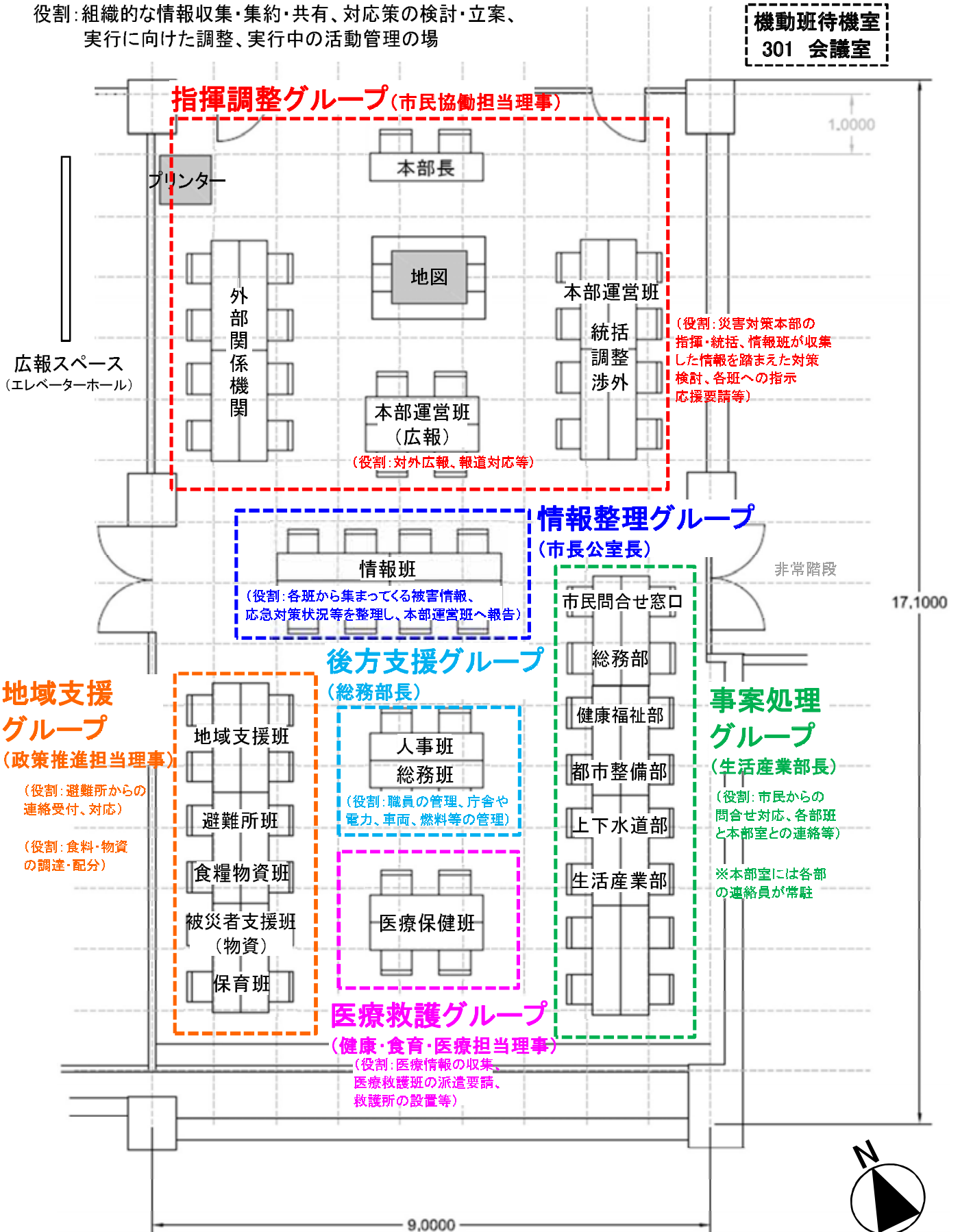
注1：（主な施設担当課）人権推進課、政策推進課、総務課、まちの活性化課、環境衛生課、高齢介護課、保健センター、子育て支援課、上下水道総務課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、青少年課、スポーツ推進課

津波の場合

	動員の目安	災害配備体制	部・班・課名	主な活動内容	備考
警戒レベル3	津波災害に対する警戒活動を実施する体制	指揮者：副市長 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、健康福祉部長、こども部長、教育部長、関係課長及び所属長が必要と認める人員	総括部	情報収集・連絡調整	
			本部運営班	市民協働課	
	大阪府沿岸に津波注意報が発令されたとき		機動班	防災行政無線での広報	
			上下水道総務班	沿岸地区、海浜の釣人へ巡回広報	
			河川下水道班	情報収集	
			農水班	水門・樋門等の巡回・閉鎖	
			生活産業部	泉佐野漁協・青空市場・北中通漁協・いずみみさの関空マリーナへ連絡	
			水位予測が1.6mを超える場合（災害対策A号配備）		
			地域支援部	避難所の開設・運営	
			地域支援班	避難所からの要請対応	
			教育部	避難所状況の情報集約	
			都市整備部	道路公園班	危険区域の交通規制

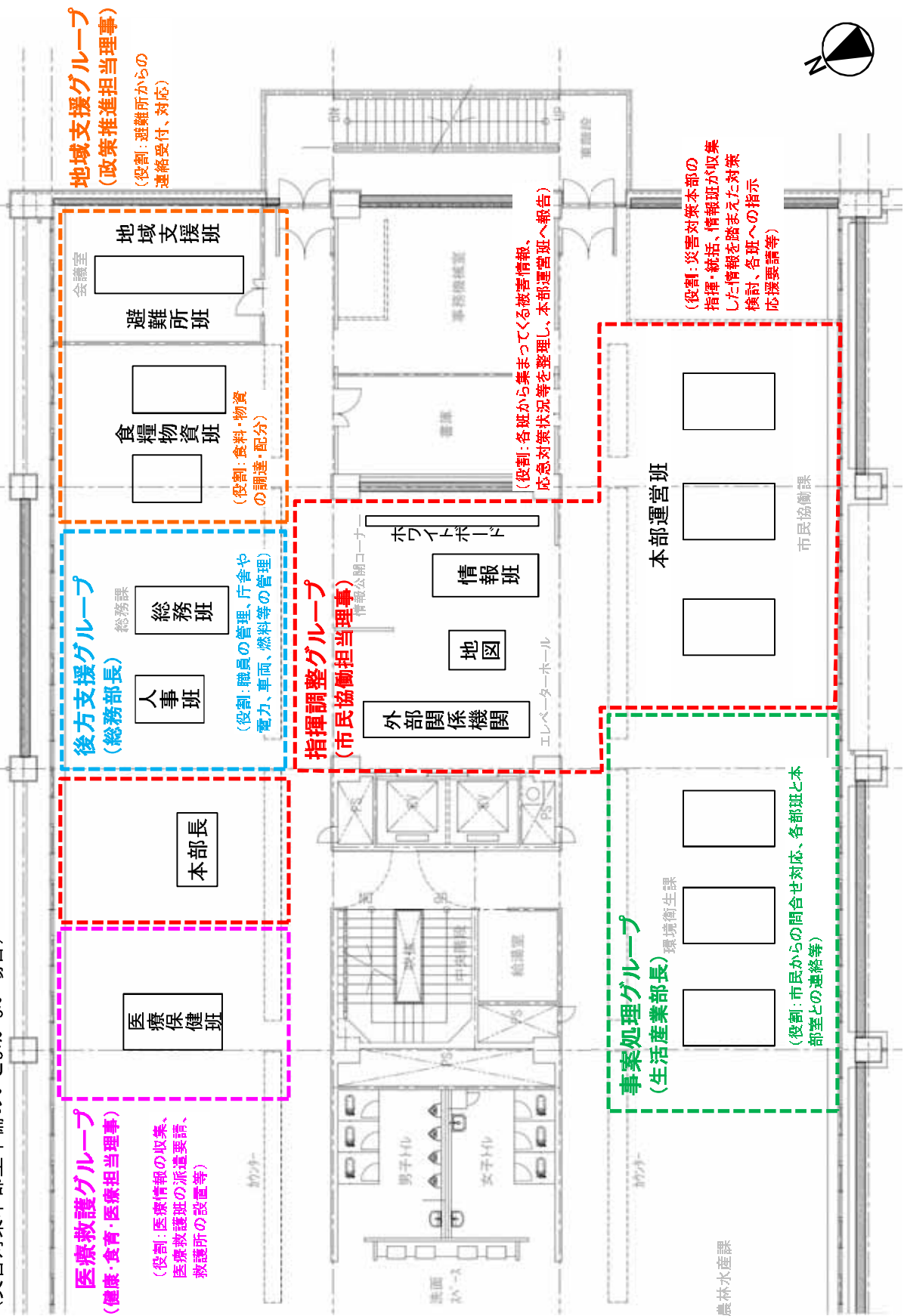
資料2-5 災害対策本部室レイアウト（3階大会議室）

役割：組織的な情報収集・集約・共有、対応策の検討・立案、
実行に向けた調整、実行中の活動管理の場



資料2-5 災害対策本部室レイアウト（2階）

（災害対策本部室準備のいとまがない場合）



資料2-6 自主防災組織一覧

平成28年4月1日現在

区分	組織名称	母体となる町会	設立年月日	登録年月日
第一区	元町自主防災会	元町町会	H25. 12. 1	H25. 12. 6
	野出町自主防災会	泉佐野市野出町内会	H26. 2. 28	H26. 2. 28
	笠松町自主防災会	笠松町内会	H25. 1. 11	H25. 1. 11
	松原町自主防災会	松原町会	H25. 11. 1	H25. 11. 1
	羽倉崎自主防災会	羽倉崎町内会	H25. 4. 1	H25. 10. 28
	松原団地住宅自治会自主防災会	松原団地住宅自治会	H25. 8. 1	H25. 9. 18
第二区	高松町自主防災会	高松町会	H24. 10. 1	H24. 10. 10
	高松東町自主防災会	高松東町会	H24. 8. 1	H24. 9. 3
	高松北町自主防災会	高松北町会	H24. 8. 31	H24. 9. 3
	高松南町自主防災会	高松南町会	H24. 11. 1	H24. 12. 19
	上町自主防災会	上町町会	H27. 1. 29	H27. 2. 9
	若宮町自主防災会	若宮町内会	H26. 6. 1	H26. 7. 25
	大西町自主防災会	大西町町内会	H23. 4. 1	H24. 9. 3
第三区	新町防災会	新町町内会	H22. 10. 1	H24. 6. 6
	春日町防災会	春日町町内会	H23. 4. 1	H24. 5. 17
	旭町防災会	旭町町会	H25. 2. 11	H25. 2. 12
中央区	葵町防災会	葵町町内会	H15. 8. 30	H25. 4. 8
	幸町自主防災会	幸町町内会	H25. 7. 20	H25. 10. 16
	松風台自主防災会	松風台自治会	H24. 4. 9	H24. 10. 1
日新区	上瓦屋自主防災会	上瓦屋町内会	H27. 7. 1	H27. 7. 1
	湊防災会	湊町内会	H25. 10. 6	H25. 10. 7
	泉陽ヶ丘町自主防災会	泉陽ヶ丘自治会	H26. 1. 18	H26. 1. 27
	中庄町自主防災会	中庄町内会	H28. 4. 1	H28. 4. 1
北中区	鶴原町自主防災会	鶴原町内会	H26. 2. 1	H26. 2. 4
	下瓦屋町防災委員会	下瓦屋町内会	H22. 5. 10	H24. 7. 11
	鶴原中央住宅地区防災会	鶴原中央住宅自治会	H26. 2. 20	H26. 2. 21
長坂区	泉ヶ丘町内会自主防災隊	泉ヶ丘町内会	H24. 4. 1	H24. 5. 14
	貝田町防災防犯対策委員会	貝田町内会	H9. 4. 26	H26. 2. 21
	鶴原東町自主防災会	鶴原東町会	H25. 12. 1	H25. 12. 2
佐野台区	佐野台町自主防災会	佐野台町会	H25. 3. 1	H25. 3. 4
	西佐野台町会自主防災会	西佐野台町会	H25. 10. 12	H25. 11. 8
	東佐野台町会自主防災隊	東佐野台町会	H18. 7. 30	H24. 6. 22
	南泉ヶ丘町自主防災会	南泉ヶ丘町会	H26. 2. 15	H26. 2. 21
日根野区	東上町自主防災会	東上町内会	H26. 11. 1	H26. 11. 10
	久ノ木自主防災会	久ノ木町内会	H25. 2. 3	H25. 2. 8
	中筋町自主防災会	中筋町内会	H24. 7. 2	H24. 7. 11
	西出町自主防災会	西出町内会	H26. 1. 2	H26. 1. 6
	西上町内会自主防災会	西上町内会	H25. 4. 1	H25. 4. 1
	新道出町自主防災会	新道出町内会	H24. 7. 28	H24. 8. 1
	野々地蔵町内会自主防災会	野々地蔵町内会	H24. 12. 1	H24. 12. 3
	俵屋町内会自主防災会	俵屋町内会	H25. 12. 1	H25. 12. 6

資料2-6 自主防災組織一覽

平成28年4月1日現在

区分	組織名称	母体となる町会	設立年月日	登録年月日
長滝区	長滝東地区防災会	長滝東町内会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	長滝中地区防災会	長滝中ノ番町内会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	長滝西地区防災会	長滝西町内会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
	長滝住宅防災会	長滝住宅自治会	H20. 11. 1	H24. 6. 6
上之郷区	母山町自主防災会	母山町会	H25. 10. 7	H25. 10. 10
	机場町自主防災会	机場町会	H25. 12. 1	H25. 12. 13
	女形町自主防災会	女形町会	H25. 8. 5	H25. 9. 3
	上村町自主防災会	上村町会	H26. 2. 1	H26. 2. 4
	中村地区自主防災会	中村町会	H25. 10. 1	H25. 10. 1
	下村自主防災会	下村町内会	H25. 8. 10	H25. 8. 22
	郷田町自主防災会	郷田町内会	H26. 1. 13	H26. 1. 15
南中区	安松町自主防災会	安松町会	H25. 10. 1	H25. 10. 1
	岡本町自主防災会	泉佐野市南中岡本町会	H25. 11. 23	H25. 12. 6
	樫井西町会自主防災組織	樫井西町会	H7. 4. 5	H24. 11. 9
末広区	長滝第一住宅自主防災会	長滝第一住宅自治会	H26. 3. 1	H26. 3. 4
	新安松町自主防災会	新安松町会	H25. 2. 13	H25. 2. 13
	東羽倉崎自治会自主防災会	府住東羽倉崎自治会	H26. 2. 1	H26. 2. 4
	羽倉崎上町町内会自主防災会	羽倉崎上町町内会	H25. 11. 1	H25. 11. 1
大土区	上大木町自主防災会	上大木町内会	H23. 3. 1	H25. 1. 28
	中大木町自主防災会	中大木町内会	H23. 3. 1	H25. 1. 28
	下大木町自主防災会	下大木町内会	H23. 3. 1	H25. 1. 28
	土丸防災会	土丸町会	H26. 2. 2	H26. 2. 28

資料2-7 防災拠点等一覧

災害対策本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
泉佐野市役所	泉佐野市市場東1丁目295番地の3	TEL 072-463-1212 FAX 072-464-9314

災害対策本部代替施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
泉州南広域消防本部・泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1-20	TEL 072-469-0119 FAX 072-460-2119
末広備蓄倉庫（末広公園）	泉佐野市新安松1丁目1-23	TEL 072-462-2000
泉佐野市総合文化センター	泉佐野市市場東1丁目295-1	TEL 072-469-7101

応援部隊受け入れ・活動拠点

名 称	所 在 地	電 話 番 号
末広公園	泉佐野市新安松1丁目1-23	TEL 072-462-2000
泉佐野市総合文化センター	泉佐野市市場東1丁目295-1	TEL 072-469-7101

備蓄拠点

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
泉佐野市役所	泉佐野市市場東1丁目295番地の3	TEL 072-463-1212 FAX 072-464-9314
末広公園	泉佐野市新安松1丁目1-23	TEL 072-462-2000

物資輸送拠点

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市民総合体育館（大体育室）	泉佐野市新安松1丁目1-22	TEL 072-462-2000

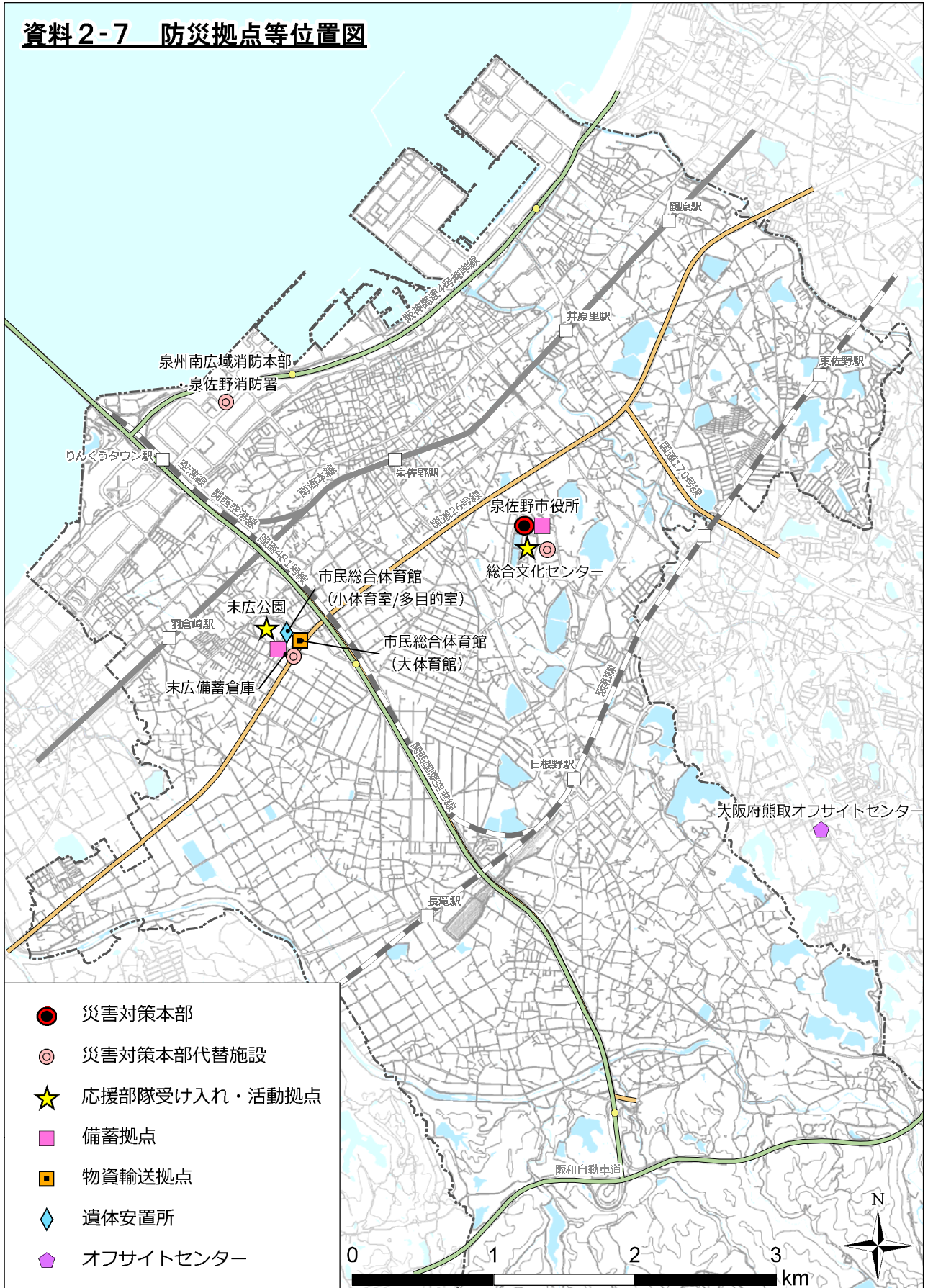
遺体安置所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市民総合体育館（小体育室・多目的室）	泉佐野市新安松1丁目1-22	TEL 072-462-2000

オフサイトセンター

名 称	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
大阪府熊取オフサイトセンター	熊取町朝代西2丁目1010-1	TEL 072-451-0170 FAX 072-451-0171

資料 2-7 防災拠点等位置図



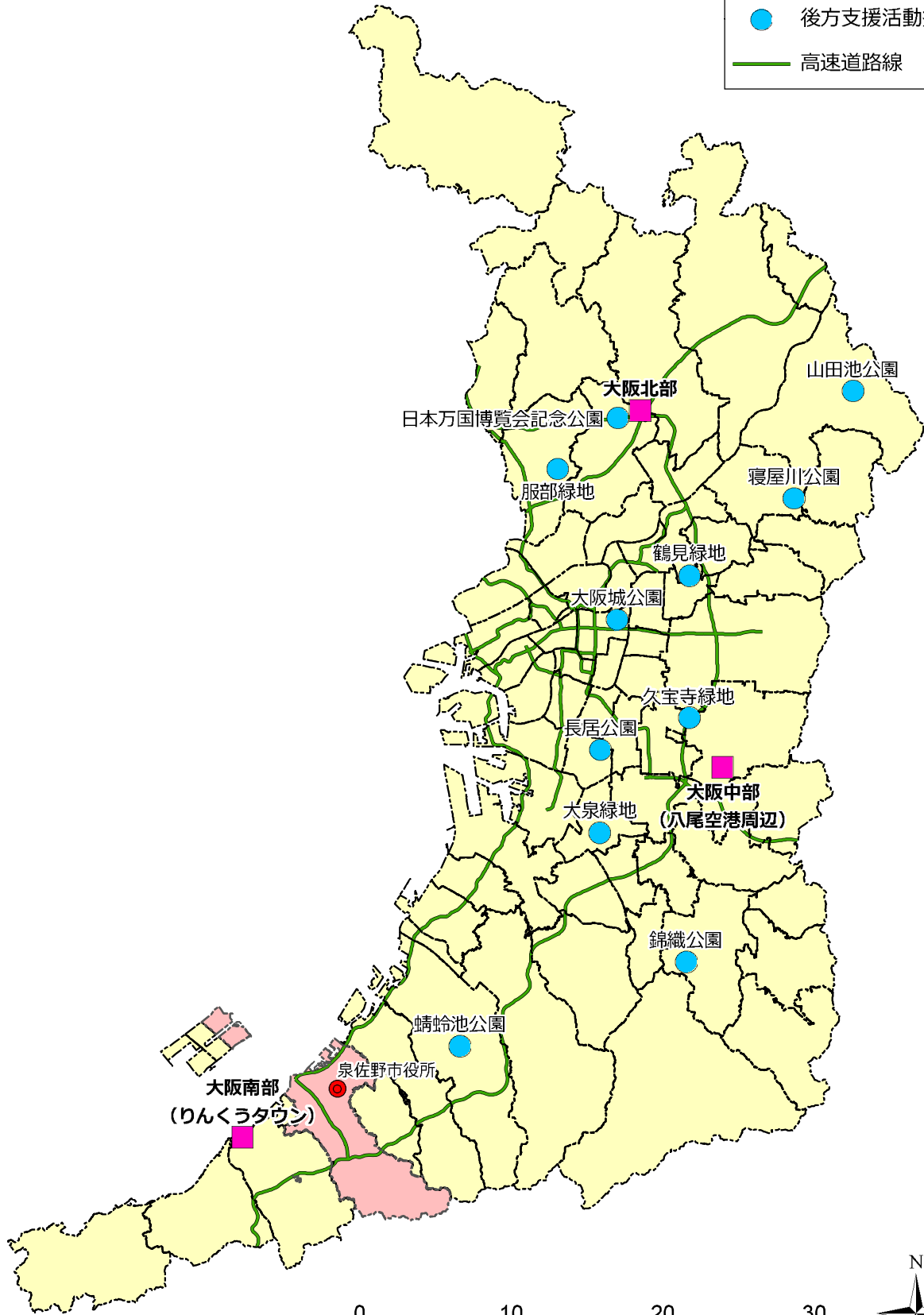
資料 2-8 府の防災拠点一覧

区 分	対 象 地 区	所 在 地
広域防災拠点	1 大阪北部	吹田市千里万博公園 5-5
	2 大阪中部（八尾空港周辺）	八尾市空港 1丁目 209-7
	3 大阪南部（りんくうタウン）	泉南市りんくう南浜 2-14
後方支援 活動拠点	※1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園 1-1
	※2 服部緑地	豊中市服部緑地 1-1
	3 大阪城公園	大阪市中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪市鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪市東住吉区长居公園
	※6 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園 1707
	※7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺 323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園 1-1
	※9 大泉緑地	堺市北区金岡町 128
	10 錦織公園	富田林市錦織 1560
	11 蜻蛉池公園	岸和田市三ヶ山町大池尻 701

※ 陸上部隊の集結場所候補地

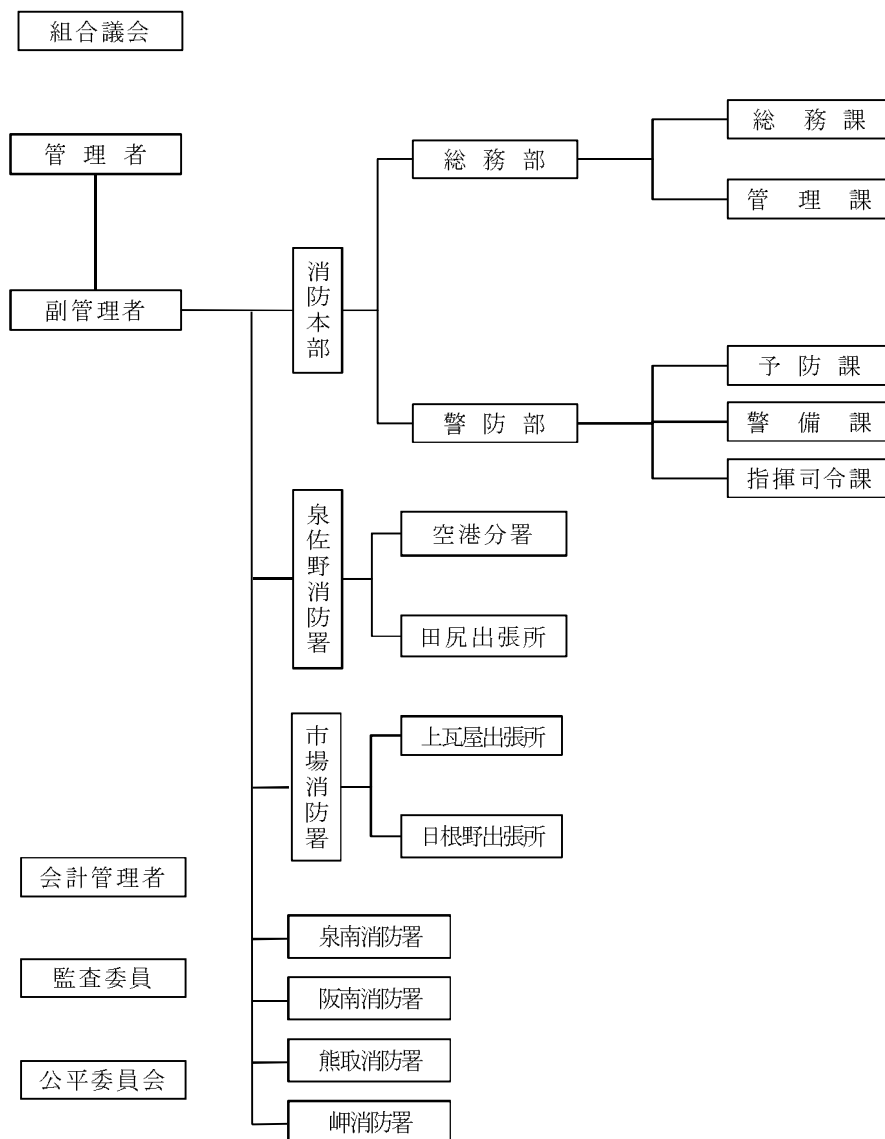
資料 2-8 府の防災拠点位置図

- 広域防災拠点
- 後方支援活動拠点
- 高速道路線

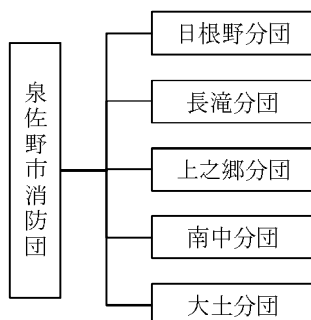


3. 消防関係

資料 3-1 消防組織図
泉州南消防組合組織図

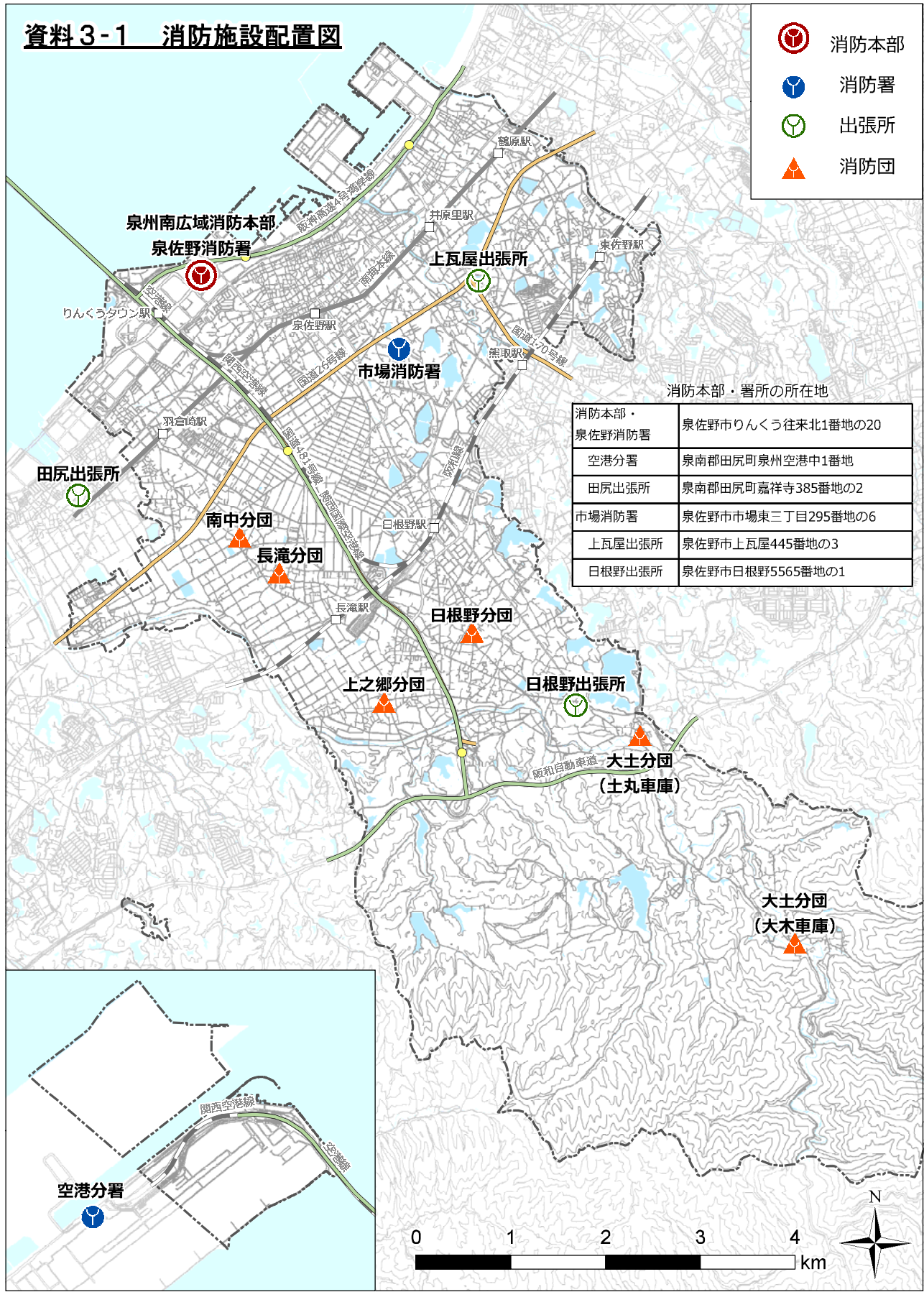


泉佐野市消防団組織図



資料 3-1 消防施設配置図

-  消防本部
-  消防署
-  出張所
-  消防団



消防本部・署所の所在地	
消防本部・泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1番地の20
空港分署	泉南郡田尻町泉州空港中1番地
田尻出張所	泉南郡田尻町嘉祥寺385番地の2
市場消防署	泉佐野市市場東三丁目295番地の6
上瓦屋出張所	泉佐野市上瓦屋445番地の3
日根野出張所	泉佐野市日根野5565番地の1

資料3-2 消防力現勢表

①消防団員数

(平成28年4月1日現在)

消 防 団 員		150名
本 団		26名 (うち、女性20名)
消 防 団 (分 団)	日 根 野 分 団	29名 市 内 日根野
	長 滝 分 団	22名 " 長 滝
	上 之 郷 分 団	23名 " 上之郷
	南 中 分 団	21名 " 南 中
	大 土 分 団	29名 " 大 土

②消防団主力機械等の保有状況

(平成28年4月1日現在)

(1) 主力機械等保有状況

区分 配置 分団	種 別	車 名	年 式	登 録 番 号	配 置 年 月	定 員 (人)	総排気量 (cc)	
日根野分団	ポンプ車	トヨタ	H.21	和泉832め119	H.21.9	8	4,000	
長滝分団	ポンプ車	三菱	H.14	和泉831ち119	H.14.12	8	5,240	
上之郷分団	ポンプ車	日野	H.19	和泉832な119	H.19.11	8	4,000	
南中分団	ポンプ車	日野	H.17	和泉831ら119	H.17.9	8	4,000	
大土分団	土丸分団	ポンプ車	トヨタ	H.24	和泉833な119	H.24.12	8	4,000
	大木分団	小型動力 ポンプ積載車	トヨタ	H.19	和泉832ぬ119	H.19.12	6	2,980

(2) 小型動力ポンプ保有状況

機種 配置 分団	B-2級	B-3級	D-1級	D-2級
日根野分団			1台	0台
長滝分団				1台
上之郷分団				1台
南中分団				1台
大土丸分団	1台		1台	1台
大土木分団	1台	1台		1台

③消防応援協定

名称	協定内容	協定市町村
船舶火災の消火に関する業務協力	船舶火災の消火	大阪海上保安監部・岸和田市・貝塚市・忠岡町・泉州南消防組合
航空消防応援協定	ヘリコプターによる消防業務	大阪市・泉州南消防組合
大阪府南ブロック消防相互応援協定	災害全般	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町・泉州南消防組合
阪和林野火災消防相互応援協定	府県境界の林野火災	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合・和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大規模特殊災害	大阪府下市町村（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
関西国際空港消防相互応援協定	航空機災害	大阪市・堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町・泉州南消防組合・新関西国際空港株式会社
近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定	高速道路における消防業務	堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・和歌山市・岩出市・海南市・有田川町（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
関西国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	消火救難活動	泉州南消防組合・新関西国際空港株式会社
救急医療相談業務に係る応援協定	救急医療相談業務	大阪市・泉州南消防組合

④消防行政に関する協定

名称	協定内容	協定市町村
貝塚市・泉州南消防組合消防行政管轄区域の境界線上に位置する消防対象物の行政事務処理に関する協定書	火災調査 予防行政	貝塚市・泉州南消防組合

資料 3-3 消防水利の現況

消火栓

	計	公設	私設
市場	1,340	1,338	2
泉佐野	766	766	0
泉佐野（空港）	23	0	23
合計	2,129	2,104	25

防火水槽

	計	100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
市場	196(120)	8(8)	2(2)	168(110)	18
泉佐野	209(114)	3(1)	7(1)	192(112)	7
泉佐野（空港）	23(23)	0	0	23(23)	0
合計	428(257)	11(3)	9(3)	383(245)	25

防火水槽（公設）

	計	100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
市場	130	5	2	107	16
泉佐野	98	3	3	87	5
泉佐野（空港）	0	0	0	0	0
合計	228	8	5	194	21

防火水槽（私設）

	計	100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
市場	66	3	0	61	2
泉佐野	111	0	4	105	2
泉佐野（空港）	23	0	0	23	0
合計	200	3	4	189	4

井戸

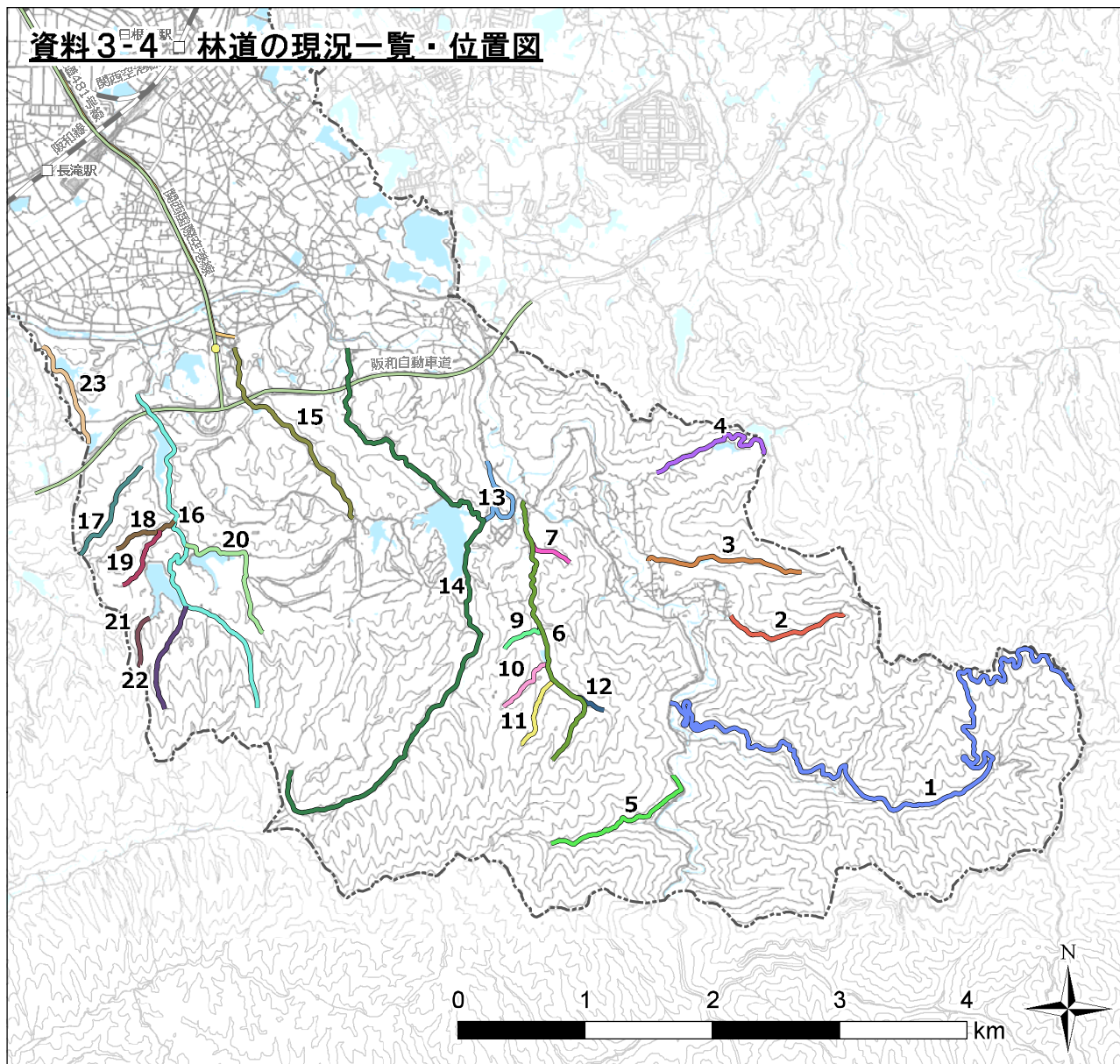
	計	公設	私設
市場	0	0	0
泉佐野	1	0	1
泉佐野（空港）	0	0	0
合計	1	0	1

その他

	計	河川	海	プール	池	下水	その他
市場	92	0	0	8	83	0	1
泉佐野	38	0	8	4	3	0	23
泉佐野（空港）	0	0	0	0	0	0	0
合計	130	0	8	12	86	0	24

出典：消防提供資料「消防水利の現況（H27.4.1）」

資料3-4 林道の現況一覧・位置図



番号	林道名	幅員(m)	延長(m)	備考	番号	林道名	幅員(m)	延長(m)	備考
1	犬鳴東手川林道	3.6~4.0	10,125 (7,365)	大木	12	奥ノ谷	2.5	323	〃
2	上大木林道	2.0~2.5	1,050	〃	13	水呑	5	831	〃
3	四足	2.0~2.5	1,627	〃	14	稲倉	1.8~5.0	5,100	日根野
4	下大木	2.5~3.6	1,430	〃	15	別所谷	2.5~3.6	3,720	上之郷
5	生草	2.5~3.0	1,332	土丸	16	滝ノ池	2.5~3.6	2,929	〃
6	火打越	2.0~2.5	2,330	〃	17	長谷東山堀河	5	1,140	〃
7	トノヤブ	2.2~2.5	273	〃	18	白井谷	2.5	500	〃
8	—	—	—	—	19	丸谷	2.6	650	〃
9	ワリ谷	2.5~3.6	450	土丸	20	新池	2.0~3.6	1,100	〃
10	柿ノ木沢	3	357	〃	21	天井谷	2	296	〃
11	午旁谷	2.5	750	〃	22	殿尾池	2.5	875	〃
					23	西山	2	1,030	〃

(注) 犬鳴東手川林道の延長は全長であり、()内は、市域内での延長である。

資料3-5 文化財一覧

(平成25年11月1日現在)

指 定 区 分	指 定 文 化 財				計	登 録 有 形 文 化 財		
	国 指	特 別 指	国 指	定			府 指 定	市 指 定
建 造 物	1		5		3	4	13	4
絵 画					1	10	11	
彫 刻					2	7	9	
工 芸 品					1	2	3	
書 籍 ・ 典 籍						3	3	
古 文 書							0	
考 古 資 料						2	2	
歴 史 資 料						4	4	
有 形 民 俗 文 化 財						2	2	
史 跡			1		1		2	
名 勝					1		1	
天 然 記 念 物					3		3	
文 化 的 景 観			1				1	
無 形 記 念 物							0	
無 形 民 俗 文 化 財						4	4	
合 計	8				12	38	58	4

出典：大阪府ホームページ大阪府内指定文化財一覧表より

4. 水防関係

資料 4-1 重要水防区域等一覧

①重要水防箇所評定基準

種別	重 要 度			要注意箇所
	A. 特に重要な水防区域	B. 重要水防区域		
堤防形態 【築堤区間】 (流下能力)	リスク表示図における1/100 確率降雨において、破堤による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	左記 (A) 以外で、市街化区域の区間		
堤防形態 【掘込区間】 (流下能力)	リスク表示図における1/10 確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間	左記 (A) 以外で、リスク表示図における1/100 確率降雨において、溢水による浸水範囲に家屋等がある一定の区間 左記 (A) 以外で、市街化区域の区間		
堤防形態 【高潮区域】	計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所	計画高潮位と現況堤防高の差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 市街化区域における築堤区間		
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に頼した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所		
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡				新堤防で、築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘・鉄扉等				陸閘・鉄扉等が設置されている箇所
その他				・リスク表示図における破堤・溢水点 (浸水範囲に家屋等無し) ・河川砂防施設点検公表箇所

出典：平成27年度 大阪府水防計画

②河川水防区域（洪水区域）

河川	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	A. 特に重要な水防区域		B. 重要水防区域		水防区域 延長合計 (m)	摘 要	要する主な資材				水 防 値
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			叩・土の う袋(枚)	縄 (kg)	礎 (枚)	杭 (本)	
見出川	岸和田	貝塚市 泉佐野市 熊取町	自 鶴沢橋下流10m 至 鶴沢橋上流40m	50	自 鶴沢橋上流40m 至 見穂出橋	2,380	2,430	A:築堤区間(流下能力) B:掘込区間(流下能力)、水衡・洗掘	250	80	25	90	A
									90	29	9	32	C
佐野川		泉佐野市	自 山出橋上流 至 中庄橋	300	自 山出橋上流 至 中庄橋	1,550	1,850	A:掘込区間(流下能力) B:掘込区間(流下能力)、水衡・洗掘	150	48	15	54	A
									230	230	72	259	B
									25	8	3	9	C
住吉川		熊取町 泉佐野市	自 向田橋 至 防災調節池	4,170	自 向田橋 至 防災調節池	1,550	1,850	A:掘込区間(流下能力) B:掘込区間(流下能力)	150	48	15	54	A
									720	230	72	259	B
									28	9	3	10	C
雨山川		泉佐野市	自 向田橋 至 防災調節池	3,506	自 向田橋 至 防災調節池	702	4,208	A:掘込区間(流下能力) B:掘込区間(流下能力)	2,088	668	209	752	A
									65	21	7	23	C
田尻川		泉佐野市	自 JR阪和線橋梁 至 豊稜橋	991	自 JR阪和線橋梁 至 豊稜橋	1,404	1,391	A:掘込区間(流下能力) B:掘込区間(流下能力)	496	159	50	178	A
									120	38	12	43	B
榑井川		泉南市 泉佐野市	自 泉佐野岩出線 (南海本線) 至 尾張池	8,846	自 泉佐野岩出線 (南海本線) 至 尾張池	8,846	8,846	B:掘込区間(流下能力)	407	130	41	147	B
									2,997	959	300	1,079	B
									635	203	64	229	C
榑井川		泉南市 田尻町 泉佐野市	自 泉佐野岩出線 (南海本線) 至 尾張池	8,808	自 泉佐野岩出線 (南海本線) 至 尾張池	8,808	8,808	B:掘込区間(流下能力)	2,986	955	299	1,075	B
									635	203	64	229	C

出典：平成27年度 大阪府水防計画

②河川水防区域（高潮区域）

河川	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	A. 特に重要な水防区域		B. 重要水防区域		水防区域 延長合計 (m)	摘要	要する主な資材			水防 値	
			区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			帆布 (枚)	縄 (kg)	杭 (本)		
見出川	岸和田	貝塚市 泉佐野市 熊取町	自海 至鶴沢橋下流10m	500	自鶴沢橋下流10m 至鶴沢橋上流40m	50	550	高潮区域	55	18	6	20	C
佐野川	"	"	"	"	自海 至鶴沢橋	550	550	"	55	18	6	20	C
佐野川	"	"	泉佐野市	"	自海 至昭平橋	850	850	"	85	27	9	31	C
田尻川	"	"	"	"	"	850	850	"	85	27	9	31	C
田尻川	"	"	田尻町 泉佐野市	"	自海 至南海本線 (泉佐野岩出線)	600	600	"	60	19	6	22	C
榑井川	"	"	"	"	"	600	600	"	60	19	6	22	C
榑井川	"	"	泉南市	"	自海 至江永橋	1,144	1,144	"	114	37	11	41	C
榑井川	"	"	田尻町 泉佐野市	"	"	1,144	1,144	"	114	37	11	41	C

出典：平成27年度 大阪府水防計画

③海岸水防区域

海岸	関係土木 事務所	担当水防 管理団 体名	A. 特に重要な 水防区域		B. 重要水防 区域		要する主な資材				水防区域 延長計 (m)	水防値	摘要	
			区域	延長 (m)	区域	延長	吹・ 土のう袋 (枚)	縄 (kg)	筵 (シート) (枚)	杭 (本)				
泉 南 海 岸	港 湾 局	市 和 田 市 貝 塚 市 泉 佐 野 市 田 尻 町 泉 南 市 阪 南 町 岬 町			同左	53,639		4,734	1,515	473	1,704	53,639	C	高 潮 区 域

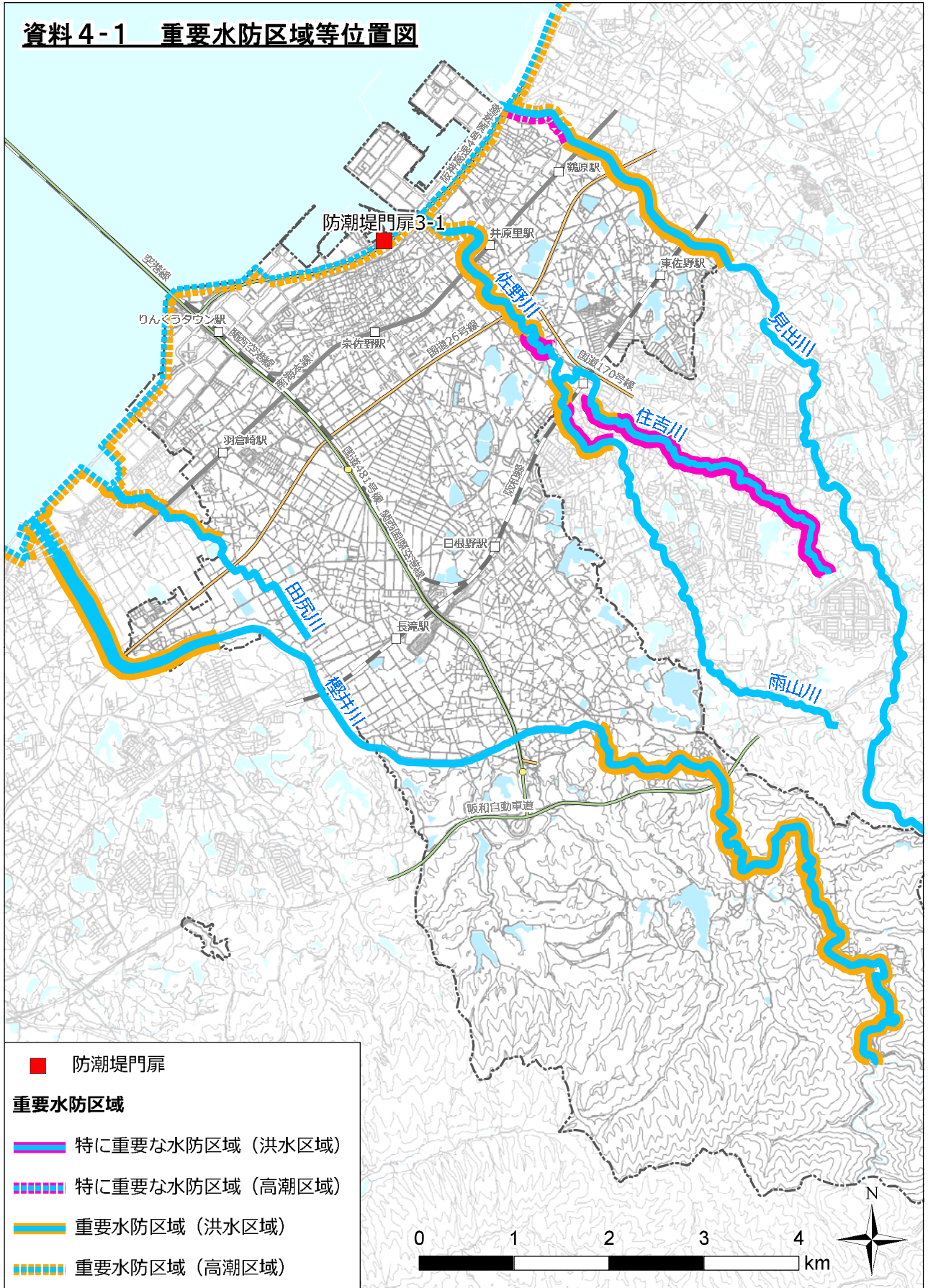
出典：平成27年度 大阪府水防計画

④重要防潮施設

河川及 海岸名	施設名	位置	管理者	操作責任者	機能別	開閉水位の基準	摘要
泉 佐 野 漁 港 (泉 南 海 岸)	門 扉 No. 3-1	泉 佐 野 市 新 町	大 阪 府 水 産 課 長	泉 佐 野 市 長	電 動	0. P. +2. 00	耐 食 ア ル ミ 製 引 戸 式

出典：平成28年度 大阪府水防計画

資料 4-1 重要水防区域等位置図



資料4-2 水防ため池一覧

①特に重要な水防ため池・重要な水防ため池(1)

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要水防 提長 (m)	提高 (m)	満水 面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防値	要する主な資材			
										吹・土のう 袋(袋)	縄 (kg)	葦[ノト] (枚)	杭 (本)
7-A3	大池	泉州農と緑の 総合事務所	日根野 350	泉佐野市日根野土地 改良区	360	16.0	12.8	862	A	360	115	36	130
7-A4	新滝ノ池	〃	上之郷	泉佐野市	105	26.0	7.2	500	〃	105	34	11	38
7-A5	稲倉池	〃	日根野 5560	稲倉池土地改良区	173	32.2	14.4	1,583	〃	173	55	18	63
7-A6	滝ノ池	〃	上之郷 3517	泉佐野市上之郷土地 改良区	117	18.5	5.4	350	〃	117	37	12	43
7-A7	新池	〃	上之郷 3844	泉佐野市上之郷土地 改良区	114	18.3	2.6	103	〃	114	36	12	42
7-B29	四角池	〃	鶴原 1733	泉佐野市土地改良区	441	3.9	2.3	36	B	221	71	23	80
7-B30	俵屋新池	〃	日根野 292	泉佐野市日根野土地 改良区	510	4.2	3.0	50	〃	260	83	26	94
7-B31	七ノ池	〃	中庄 966	泉佐野市土地改良区	151	6.8	3.4	92	〃	76	24	8	28
7-B32	十二谷池	〃	日根野 2061	泉佐野市日根野土地 改良区	530	11.7	8.1	263	〃	265	85	27	96
7-B33	三念寺池	〃	上瓦屋 1141	泉佐野市土地改良区	560	5.1	2.4	49	〃	280	90	28	101
7-B34	道ノ池	〃	下瓦屋 361	泉佐野市土地改良区	510	3.5	4.2	59	〃	255	82	26	92
7-B35	才賀池	〃	鶴原 1129	泉佐野市土地改良区	207	4.5	1.7	31	〃	104	33	11	38
7-B36	郷之池	〃	日根野 80	泉佐野市上之郷土地 改良区	183	10.3	3.7	112	〃	92	29	10	33

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：庁内

①特に重要な水防ため池・重要な水防ため池（2）

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要水防 堤長 (m)	提高 (m)	満水 面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防値	要する主な資材			
										吹・土のう 袋(袋)	縄 (kg)	葦[ｼｰﾄ] (枚)	杭 (本)
7-B37	大細利池	泉州農と緑の 総合事務所	市場南3丁目 31-1	稻倉池土地改良区	250	6.0	2.5	44	〃	125	40	13	45
7-B38	中細利池	〃	市場南3丁目 30-1	稻倉池土地改良区	277	5.6	2.8	48	〃	139	44	14	50
7-B39	中ノ池	〃	上瓦屋692	泉佐野市土地改良区	280	2.2	2.3	21	〃	140	45	14	51
7-B40	新池	〃	鶴原684	泉佐野市土地改良区	160	4.2	3.5	39	〃	80	26	8	29

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：庁内

②要水防ため池（1）

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要する主な資材				要水防 堤長 (m)	水防値
					吹、土のう 袋 (袋)	縄 (kg)	葦[シート] (枚)	杭 (本)		
1	貝ノ池	泉州農と緑の 総合事務所	長滝 2443	泉佐野市長滝土地改良区	235	75	24	85	750	C
2	唐池	〃	市場 341	稲倉池土地改良区	54	17	6	20	180	〃
3	布池	〃	市場 295-1	稲倉池土地改良区	45	14	5	17	150	〃
4	東上新池	〃	日根野 673	泉佐野市日根野土地改良区	26	8	3	10	86	〃
5	質池	〃	日根野 2430	泉佐野市日根野土地改良区	66	21	7	24	220	〃
6	徳与茂池	〃	鶴原 866	長坂水利組合	48	15	5	18	160	〃
7	植田池	〃	長滝 2360	泉佐野市長滝土地改良区	189	60	19	69	630	〃
8	山ノ池	〃	中庄 1297	泉佐野市土地改良区	66	21	7	24	220	〃
9	長池	〃	中庄 104	泉佐野市土地改良区	33	11	4	12	110	〃
10	山池	〃	日根野 2405	泉佐野市日根野土地改良区	51	16	6	19	170	〃
11	庄田池	〃	鶴原 1173	泉佐野市土地改良区	48	15	5	18	158	〃
12	籠池	〃	上瓦屋 281	泉佐野市土地改良区	59	19	6	22	195	〃
13	登り立池	〃	中庄 1027	泉佐野市土地改良区	21	7	3	8	68	〃
14	尼津池	〃	日根野 360	泉佐野市日根野土地改良区	53	17	6	20	176	〃
15	原池	〃	日根野 4675	泉佐野市日根野土地改良区	117	37	12	42	387	〃
16	原池	〃	上瓦屋 972	泉佐野市土地改良区	32	10	4	12	105	〃
17	穂波池	〃	長滝 2364	泉佐野市長滝土地改良区	101	32	11	37	335	〃
18	五平池	〃	鶴原 654	泉佐野市土地改良区	36	12	4	13	120	〃
19	八重治池	〃	日根野 402	泉佐野市日根野土地改良区	39	12	4	15	130	〃
20	長坂西池	〃	鶴原 875	長坂水利組合	30	9	3	11	98	〃

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：庁内

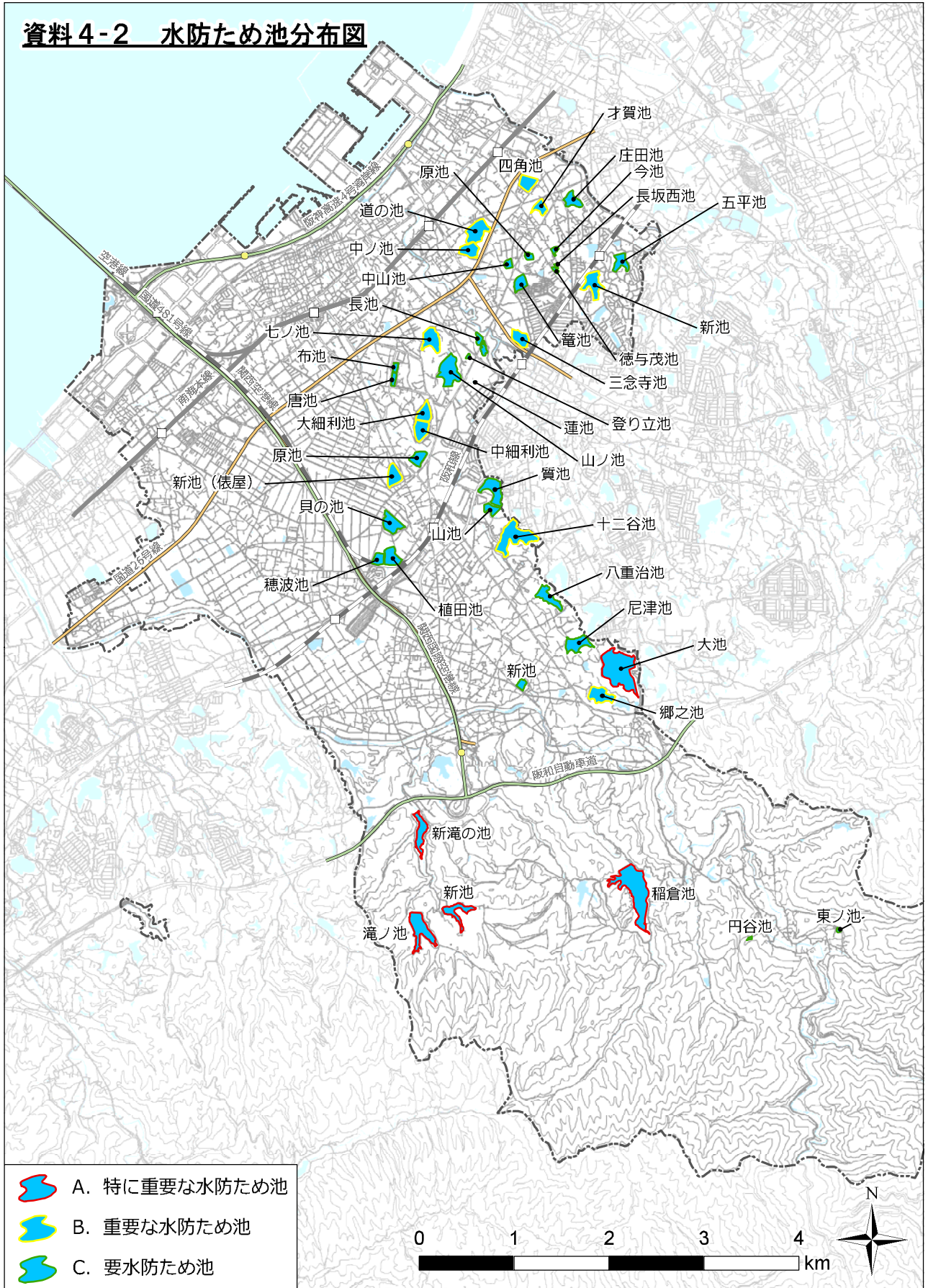
②要水防ため池（2）

番号	ため池名	関係事務所	所在地	ため池管理者等	要する主な資材				要水防 堤長 (m)	水防値
					吹・土のう 袋(袋)	縄 (kg)	筵[シート] (枚)	杭 (本)		
21	中山池	泉州農と緑の 総合事務所	上瓦屋 481	泉佐野市土地改良区	48	15	5	18	160	C
22	東の池	〃	大木 223	泉佐野市大木土地改良区	24	7	3	9	78	〃
23	今池	〃	鶴原 898	泉佐野市土地改良区	23	7	3	9	75	〃
24	円谷池	〃	大木 1527	泉佐野市大木土地改良区	12	4	2	5	38	〃
25	蓮池	〃	中庄 107	泉佐野市土地改良区	39	12	4	15	135	〃

(注) 水防値A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

出典：庁内

資料 4-2 水防ため池分布図



資料4-3 市管理河川

河川名	延長 (m)
犬鳴川	1,600
二瀬川	2,500

資料4-4 公共下水道の現状

計画決定	告示番号 年月日	決定又は変更の主な内容																																				
第7回 変更	泉佐野市告示第213号 平成19年12月4日	<table> <tr> <td>排水区域面積</td> <td>約</td> <td>1,952 ha</td> </tr> <tr> <td>住吉上瓦屋汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>340 m</td> </tr> <tr> <td>湊俵屋汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>180 m</td> </tr> <tr> <td>中央汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>490 m</td> </tr> <tr> <td>羽倉崎上之郷汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,170 m</td> </tr> <tr> <td>上瓦屋雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>800 m</td> </tr> <tr> <td>新浜市場雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>220 m</td> </tr> <tr> <td>中央雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,300 m</td> </tr> <tr> <td>安松川雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,030 m</td> </tr> <tr> <td>沿岸雨水幹線(3)</td> <td>延長</td> <td>50 m</td> </tr> <tr> <td>北ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>4,550 m²</td> </tr> <tr> <td>中央ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>6,000 m²</td> </tr> </table>	排水区域面積	約	1,952 ha	住吉上瓦屋汚水幹線	延長	340 m	湊俵屋汚水幹線	延長	180 m	中央汚水幹線	延長	490 m	羽倉崎上之郷汚水幹線	延長	1,170 m	上瓦屋雨水幹線	延長	800 m	新浜市場雨水幹線	延長	220 m	中央雨水幹線	延長	1,300 m	安松川雨水幹線	延長	1,030 m	沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m	北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²	中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²
排水区域面積	約	1,952 ha																																				
住吉上瓦屋汚水幹線	延長	340 m																																				
湊俵屋汚水幹線	延長	180 m																																				
中央汚水幹線	延長	490 m																																				
羽倉崎上之郷汚水幹線	延長	1,170 m																																				
上瓦屋雨水幹線	延長	800 m																																				
新浜市場雨水幹線	延長	220 m																																				
中央雨水幹線	延長	1,300 m																																				
安松川雨水幹線	延長	1,030 m																																				
沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m																																				
北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²																																				
中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²																																				

都計認可	告示番号 年月日	決定又は変更の主な内容																																							
第8回 変更	大阪府告示第633号 平成20年3月28日	<table> <tr> <td>処理区域面積</td> <td>汚水 約</td> <td>1,292 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨水 約</td> <td>1,121 ha</td> </tr> <tr> <td>住吉上瓦屋汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>340 m</td> </tr> <tr> <td>湊俵屋汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>180 m</td> </tr> <tr> <td>中央汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>490 m</td> </tr> <tr> <td>羽倉崎上之郷汚水幹線</td> <td>延長</td> <td>780 m</td> </tr> <tr> <td>上瓦屋雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>800 m</td> </tr> <tr> <td>新浜市場雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>220 m</td> </tr> <tr> <td>中央雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,300 m</td> </tr> <tr> <td>安松川雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,030 m</td> </tr> <tr> <td>沿岸雨水幹線(3)</td> <td>延長</td> <td>50 m</td> </tr> <tr> <td>北ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>4,550 m²</td> </tr> <tr> <td>中央ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>6,000 m²</td> </tr> </table>	処理区域面積	汚水 約	1,292 ha		雨水 約	1,121 ha	住吉上瓦屋汚水幹線	延長	340 m	湊俵屋汚水幹線	延長	180 m	中央汚水幹線	延長	490 m	羽倉崎上之郷汚水幹線	延長	780 m	上瓦屋雨水幹線	延長	800 m	新浜市場雨水幹線	延長	220 m	中央雨水幹線	延長	1,300 m	安松川雨水幹線	延長	1,030 m	沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m	北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²	中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²
処理区域面積	汚水 約	1,292 ha																																							
	雨水 約	1,121 ha																																							
住吉上瓦屋汚水幹線	延長	340 m																																							
湊俵屋汚水幹線	延長	180 m																																							
中央汚水幹線	延長	490 m																																							
羽倉崎上之郷汚水幹線	延長	780 m																																							
上瓦屋雨水幹線	延長	800 m																																							
新浜市場雨水幹線	延長	220 m																																							
中央雨水幹線	延長	1,300 m																																							
安松川雨水幹線	延長	1,030 m																																							
沿岸雨水幹線(3)	延長	50 m																																							
北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²																																							
中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²																																							

資料4-5 現有公共岸壁一覽

○現有公共岸壁及び物揚場（府営港湾）

（平成26年4月1日現在）

港名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	対象船舶 (D.W.T)	現有 ハース数	上屋
泉佐野	泉佐野地区	泉佐野第1号岸壁	-5.5	180	2,000	1	
		泉佐野第1号物揚場	-4.0	180			
		泉佐野第2号物揚場	-4.0	160			

出典：大阪府地域防災計画資料編（平成27年修正）

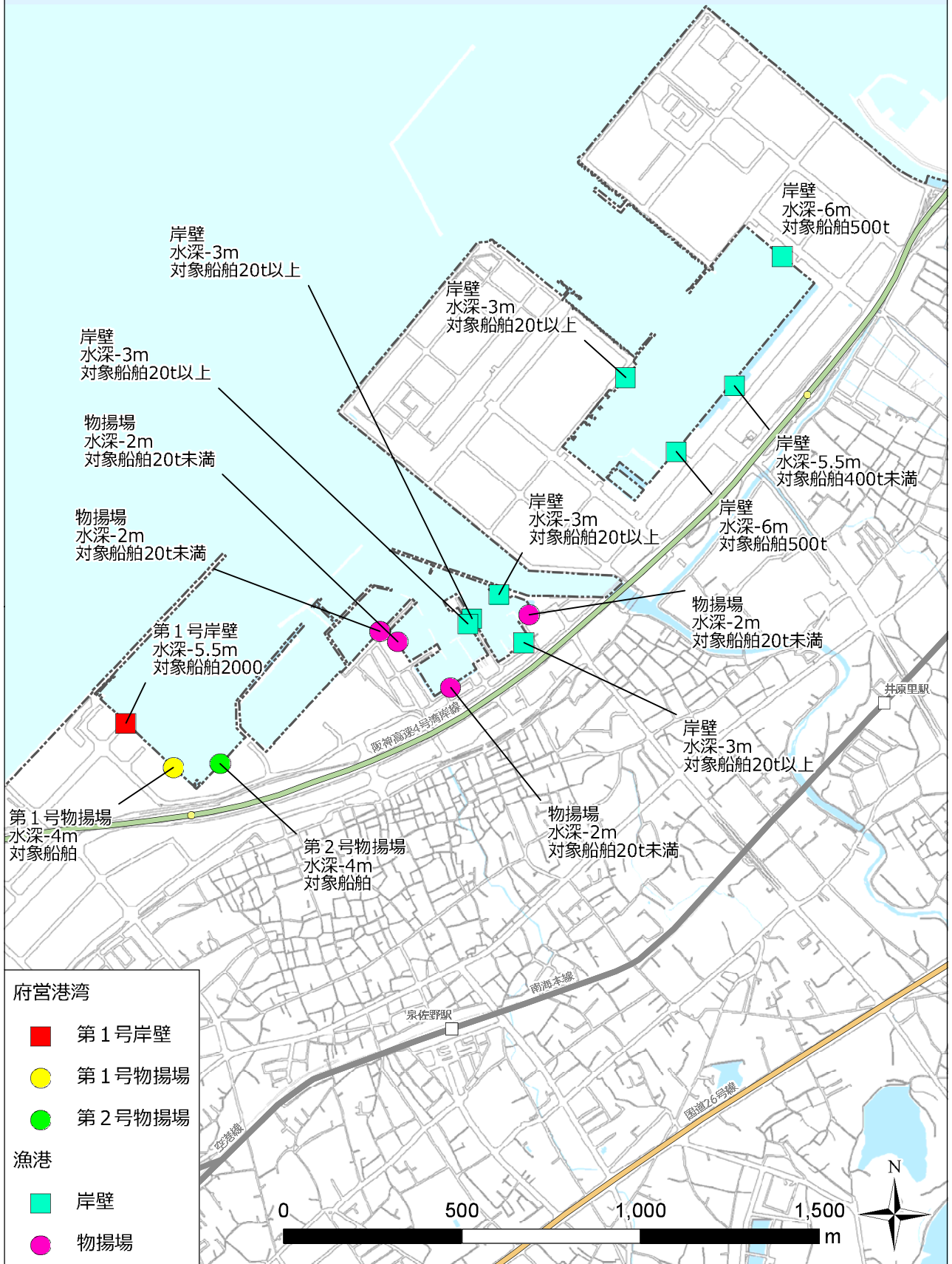
○現有公共岸壁及び物揚場（漁港）

（平成26年4月1日現在）

漁港名	種別	施設名	水深 (m)	延長 (m)	対象船舶 (D.W.T)
佐野	2	物揚場	-2.0	988	20t未満
		岸壁	-3.0	812	20t以上
		岸壁	-6.0	525	500t
		岸壁	-5.5	46	400t未満

出典：大阪府地域防災計画資料編（平成27年修正）

資料 4-5 現有公共岸壁位置圖



資料4-6 観測所一覧

①雨量観測所（気象庁所管）

観測所名	流域 河川名	テレ メータ	所在地	管理者	既往最大 日降水量
関空島		○ (有)	泉南郡田尻町泉州空港中	大阪管区 気象台長	H23.5.29 153.0mm
熊取	佐野川	○ (有)	泉南郡熊取町朝代西	大阪管区 気象台長	H12.9.11 219mm

注) テレメータ欄下(有)は電話回線利用有線テレメータを示す。

②雨量観測所（大阪府所管）

観測 所名	流域 河川名	施設		所在地	管理者	既往最大 日降雨量	備考
		月巻	テレ メータ				
日根野 ※	樫井川	○ (1)	○ 1 無	泉佐野市日根野 (日根野浄水場内)	岸和田 土木事務 所長	1952/7/10 373.3mm	
見出川	見出川	○ (3)	○ 3 無	泉佐野市貝田地内	岸和田 土木事務 所長	2000/9/11 237.0mm	水位計 併設
大細利池	佐野川		○	泉佐野市市場南 31	泉州農と 緑の総合 事務所長	—	
郷之池	樫井川		○	泉佐野市日根野 80	泉州農と 緑の総合 事務所長	—	

※印は大阪管区気象台に通報する観測所

注) 施設月巻欄下の(1)は1ヶ月巻き、(3)は3ヶ月巻きを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータを示す。

施設テレメータ欄下の3等は、設置年が平成3年であることを示す。

③河川水位観測所

観測所名	河川名	施設			水防団 待機水位 はん濫 注意水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	量水標 零線高 O. P. +(m)	既往最 高水位 (量水標読) (m)
		量水標	自記	テレメータ						
大正大橋	樫井川	○	○ 46	○ 59 無	1.00 2.25	左岸 4.660 右岸 4.004	泉佐野市 南中樫井	岸和田 土木事務 所長	9.548	1954/6/30 3.25
見出川橋	見出川	○		○ 3 無	1.00 1.50		泉佐野市 貝田	岸和田土 木事務所 長	5.100	1995/7/4 1.7
佐野川	佐野川	○		○ 3 無	0.75 1.25		泉佐野市 上瓦屋	岸和田土 木事務所 長	4.497	1995/7/4 1.95

注) 施設自記欄、テレメータ欄下の46、3等は、設置年が昭和46年、平成3年であることを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータを示す。

④大阪府土砂災害予警報システム 土石流テレメータ等設置場所

局種・局名	所在地	備考
日根野浄水場	泉佐野市日根野 1928	
大木	泉佐野市日根野 5560	
新家	泉南市新家 975	
久保	泉南郡熊取町大字久保 2842	
葛城山	和歌山県那賀郡那賀町 大字切畑字葛城 969-463 国土交通省葛城山中継所構内	

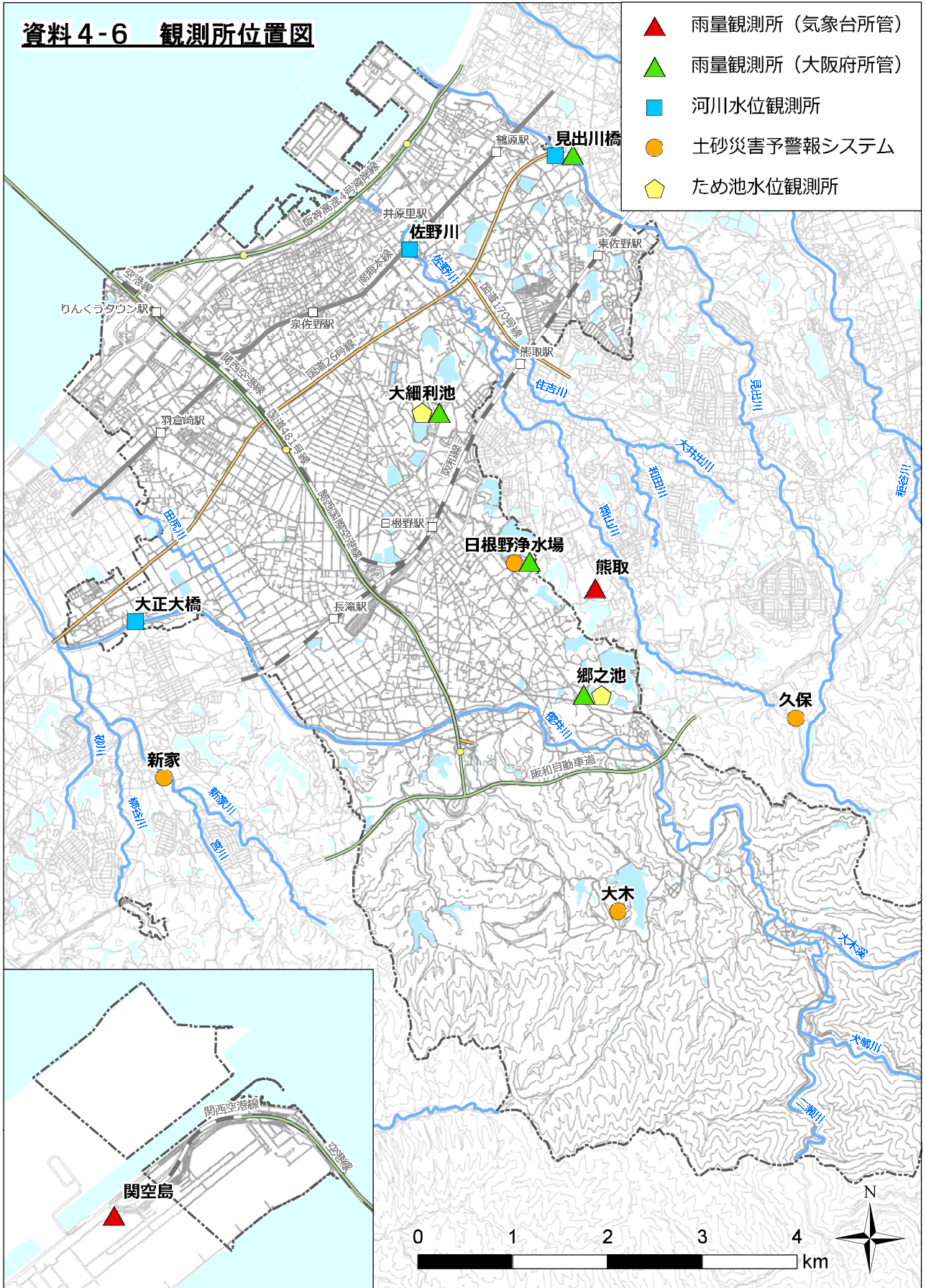
注) 上記は、泉佐野市における『土砂災害警戒準備情報』の発表に使用する観測所一覧である。

⑤ため池水位観測所

観測所名	施設	通報水位 警戒水位 (m)	余水吐底より 堤防天端まで (m)	所在地	観測局 管理者	ため池 管理者
大細利池	テレメータ	余水吐 敷高 0.80	1.3	泉佐野市市場 31	泉州農と 緑の総合 事務所長	稲倉池 土地改良区
郷之池	テレメータ	余水吐 敷高 0.36	1.4	泉佐野市日根野 80	泉州農と 緑の総合 事務所長	泉佐野市 上之郷 土地改良区

資料 4-6 観測所位置図

- ▲ 雨量観測所（気象台所管）
- ▲ 雨量観測所（大阪府所管）
- 河川水位観測所
- 土砂災害予警報システム
- ◇ ため池水位観測所



5. 災害通信関係

資料5-1 防災関係機関等連絡窓口

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話		無線番号 発信特番(48)
			代 表 (昼間)	夜 間	
1. 消防関係					
泉州南消防組合	泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1-20	(代) 072-469-0119		448-11-8900
	市場消防署	泉佐野市市場東3-295-6	(代) 072-462-0119		448-11-390
2. 大阪府					
大阪府	政策企画部 危機管理室	大阪市中央区大手前 3	(代) 06-6941-0351 (直) 06-6944-6022	06-6944-6022	220-8920
岸和田土木事務所	地域支援・企画課	岸和田市野田町3-13-2	(代) 072-439-3601		303-8910
阪南港湾事務所	管理課	大阪府岸和田市港緑町4-10	(代) 072-439-5261		240-384-8900
漁港管理事務所	水産課漁港・漁業取締グループ	泉佐野市住吉町9-6	072-438-7406		
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋583-1	(代) 072-462-7701		240-627-8900
泉州農と緑の総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町3-13-2	(代) 072-439-3601		303-8920
3. 大阪府警察					
大阪府警察本部	警備部警備課	大阪市中央区大手前3-1-11	(代) 06-6943-1234	06-6943-1234	(総合指揮室) 830-8985
泉佐野警察署	警備課	泉佐野市上町2-1-1	(代) 072-464-1234	072-464-1234	
関西空港警察署	警備課	泉南郡田尻町泉州空港中1	(代) 072-456-1234		
4. 指定地方行政機関等					
近畿農政局大阪地域センター	農政推進グループ	大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎第1号館)	(代) 06-6943-9691 (直) 06-6941-9657		804-8900
大阪管区气象台	気象防災部予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第4号館)	(直) 06-6949-6313	06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局大阪国道事務所	南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6	(代) 0725-23-1051		
大阪航空局関西空港事務所	総務課	泉南郡田尻町泉州空港中1番地	(代) 072-455-1300 (直) 072-455-1321	072-455-1321	
岸和田海上保安署		岸和田市新港町 1	(代) 072-422-3592	072-422-4999 (緊急)	240-814-8900 240-814-8901
岸和田労働基準監督署	安全衛生課	岸和田市岸城町23-16	(代) 072-431-3939 (直) 072-498-1013		
泉佐野公共職業安定所		泉佐野市上町2-1-20	(代) 072-463-0565		
近畿地方整備局	防災課	大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎第1号館)	(代) 06-6942-1141 (直) 06-6942-1575	06-6942-1575	820-8930
5. 自衛隊					
陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090		240-825-8900
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等					
日本郵便(株)泉佐野郵便局	総務課	泉佐野市上町2-8-45	(代) 072-462-0729		
西日本旅客鉄道(株)熊取駅(日根野駅)		泉南郡熊取町大久保中1-17-1	(代) 0570-002-486		
西日本電信電話(株)大阪支店	設備部災害対策室	大阪市中央区博労町2-4-2	(代) 06-6210-2609	局番なし 113	
関西電力(株)岸和田営業所	岸和田総務グループ	岸和田市藤井町3-4-4	(代) 072-424-0024		
新関西国際空港(株)	安全推進室 総合企画グループ	泉佐野市泉州空港北1	(代) 072-455-2078	072-455-2305	240-847-8900
西日本高速道路(株)関西支社	保全サービス統括課	茨木市岩倉町1-13	(代) 06-6344-8888 (直) 06-6344-8207		240-839-8900
阪神高速道路(株)	総務人事部 総務・法務課	大阪市中央区久太郎町4-1-3	(代) 06-6252-8121 (直) 06-6252-2106		
	大阪管理部交通管制室	大阪市港区石田3-1-25	(代) 06-6576-3881 (直) 06-6576-3896	06-6576-3896	
大阪ガス(株)導管事業部南部導管部	(昼間)導管計画チーム (夜間)中央保安指令部	堺市堺区住吉橋町2-2-19	(代) 072-238-2375	072-238-2716	
南海電気鉄道(株)泉佐野駅		泉佐野市上町3-11-41	(代) 072-462-0153	072-462-0153	

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話		無線番号 発信特番(48)
			代 表(昼間)	夜 間	
日本赤十字社大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前2-1-7	(代) 06-6943-0705 (直) 06-6943-0743	06-6943-0705	837-8980
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター		泉佐野市りんくう往来北2-23	(代) 072-469-3111	072-469-3111	9-648-2-1461
KDDI株式会社(関西総支社)	管理部	大阪市中央区城見2-2-72 KDDI大阪ビル	(直) 06-7178-9001		
一般社団法人大阪府LPガス協会	泉佐野支部		【保安センター-中南部事業所】 (代) 072-462-5866	【全日警24時間センター】 06-6261-0099	
大阪広域水道企業団	経営管理部	大阪市中央区谷町2-3-12 みけ谷町ビル	(代) 06-6944-6862	06-6944-6862	
泉佐野市田尻町清掃施設組合		泉佐野市6780	(代) 072-464-5211		
7. 原子力災害関係等					
原子力規制委員会原子力規制庁 熊取原子力規制事務所		泉南郡熊取町朝代西2-1010-1 (熊取オフサイトセンター内)	(直) 072-451-0170	-	240-875-1
京都大学原子炉実験所	総務課庶務掛 (中央管理室)	泉南郡熊取町朝代西2-1010	(代) 072-451-2300 (中央管理室) 072-451-2400	(中央管理室) 072-451-2400	(事務室) 240-877-1
原子燃料工業㈱熊取事業所	業務部業務掛	泉南郡熊取町朝代西1-950	(代) 072-452-3901		(警備室) 240-878-1
住友電工ファインポリマー㈱	総務課	泉南郡熊取町朝代西1-950	(代) 072-452-1301		
ポニー工業㈱熊取工場	技術本部	泉南郡熊取町成台北3-1	(代) 072-452-3005		
8. 公共的団体、その他重要な施設の管理者					
一般社団法人泉佐野泉南医師会	事務局	泉佐野市湊1-1-30	072-464-7400		
一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会	事務局	泉佐野市上町2-2-12 泉佐野コーポ203	072-469-0802		
一般社団法人泉佐野薬剤師会	事務局	泉佐野市湊1-1-30	072-469-4122		
大阪泉州農業協同組合	本店	泉佐野市日根野4040-1	072-468-0600		
泉佐野漁業協同組合		泉佐野市新町2-5187-101	072-462-3025		
北中通漁業協同組合		泉佐野市新浜町4-5	072-464-3637		
泉佐野市社会福祉協議会		泉佐野市上町1-2-9	(代) 072-464-2259		
泉佐野商工会議所		泉佐野市市場西3-2-34	(代) 072-462-3128		
9. 近隣市町					
岸和田市	危機管理部 危機管理課	岸和田市岸城町7-1	(代) 072-423-2121 (直) 072-423-9437	072-423-2121	502-8900
貝塚市	都市政策部 危機管理課	貝塚市昌中1-17-1	(代) 072-423-2151 (直) 072-433-7392	072-423-2151	508-8900
泉南市	総合政策部 危機管理課	泉南市樽井1-1-1	(代) 072-483-0001 (直) 072-479-3601	072-483-0001	528-8900
阪南市	市長公室 危機管理課	阪南市尾崎町35-1	(代) 072-471-5678	072-471-5678	532-8900
熊取町	企画部 危機管理課	泉南郡熊取町野田1-1-1	(代) 072-452-1001 (直) 072-452-9017	072-452-1001	537-8900
田尻町	総務部 危機管理課	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	(代) 072-466-1000 (直) 072-466-5009	072-466-1000	538-8900
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	泉南郡岬町深日2000-1	(代) 072-492-2759	072-492-2001	539-8900

資料 5-2 大阪府非常通信経路計画市町村系

発信	非常通信経路（中継）				着信			
泉佐野市 市長公室 市民協働課 危機管理係	近接	消防	消防	府防	大阪府			
	・ ・ ・	泉州南消防組合 市場消防署	——	泉州南広域消防 本部		——	大阪市消防局 (指令情報センター)	——
	近接	消防		地星				
	・ ・ ・	泉州南消防組合 市場消防署	——	泉州南広域消防 本部		(地域衛星通信ネットワーク) (防 T):9-200-220-8921 (防 F):9-200-220-8821	——	
	1.0K		警察			府防		
・ ・ ・ ・	泉佐野警察署 (警備課)	——	大阪府警察本部 (通信指令室)	~~~~~				
1.4K				4.2K				
・ ・ ・ ・	南海泉佐野駅	~~~~~	南海鉄道本社 (運輸指令)	・ ・ ・ ・				
		(地域衛星通信ネットワーク)	(防 T):9-200-220-8921 (防 F):9-200-220-8821	地星	——			

・ ・ ・ ・ : 使送区間

—— : 無線区間

~~~~~ : 有線区間

**資料5-3 非常通信用紙**

非常通信用紙

No. \_\_\_\_\_

|           |     |           |     |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 種 類       |     |           |     |
| 発 信 局 名   |     | 発 信 番 号   |     |
| 受 付 日     |     | 受 付 時 分   |     |
| 名 宛       |     |           |     |
| 指 定       |     | 局 内 心 得   |     |
| 本 文       |     |           |     |
| 発 信 人     | 住 所 |           |     |
|           | 氏 名 | TEL       | FAX |
| 受 発 状 況   |     |           |     |
| 受 信 (受 付) |     | 発 信 (使 送) |     |
| 相 手 局     |     | 相 手 局     |     |
| 受 付 時 分   |     | 発 信 時 分   |     |
| 相手局他担当者   |     | 相手局他担当者   |     |
| 受 信 者     |     | 発 信 者     |     |

資料5-4 防災行政無線陸上移動局配置表

H26.4.1

| No. | 呼出番号 | 種別<br>コード | 免許番号         | 無線機型式        | 納入年月   | 設置車両           | 検定番号   | 製造番号    | 備品<br>番号 | 配備課    | 配備場所      | 旧呼出<br>番号 |
|-----|------|-----------|--------------|--------------|--------|----------------|--------|---------|----------|--------|-----------|-----------|
|     |      |           | 近基3107号      | EMM-0554A/T  |        | 基地局            |        |         |          | 市民協働課  | 屋上機械室     |           |
| 1   | 100  | ML        | 近移第51975号    | EMM-05HC/T   | 平成3.11 | 携帯             | F87016 | R211803 | 6187     | 市民協働課  | 末広防災倉庫    | 14        |
| 2   | 101  | ML        | 近移第10030941号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217583 | 6167     | 市民協働課  |           | 43        |
| 3   | 102  | ML        | 近移第10030942号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217584 | 6168     | 市民協働課  |           | 44        |
| 4   | 103  | ML        | 近移第10030943号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217585 | 6169     | 市民協働課  |           | 45        |
| 5   | 104  | ML        | 近移第10030944号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217586 | 6170     | 市民協働課  |           | 46        |
| 6   | 105  | ML        | 近移第10030945号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217587 | 6171     | 市民協働課  |           | 47        |
| 7   | 106  | ML        | 近移第10030946号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217588 | 6172     | 市民協働課  |           | 48        |
| 8   | 110  | ML        | 近移第58065号    | EMM-05HA/T   | 平成1.4  | 携帯(基地局使用)      | F87024 | R208438 | 6174     | 上下水道局  | 水道工務課     | 34        |
| 9   | 111  | ML        | 近移第10030947号 | EMM-05GT/T   | 平成9.6  | 携帯             | F95021 | R217589 | 6173     | 市民協働課  |           | 49        |
| 10  | 121  | ML        | 近移第51962号    | EMM-05HF/AVT | 平成24.7 | 車載             | F91046 | R208514 | 6175     | 市民協働課  | 日根野ポンプ車   | 1         |
| 11  | 122  | ML        | 近移第51963号    | EMM-05HC/T   | 平成2.6  | 携帯             | F87016 | R208515 | 6176     | 市民協働課  | 長滝ポンプ車    | 2         |
| 12  | 123  | ML        | 近移第51964号    | EMM-05HF/AVT | 平成24.7 | 車載             | F91046 | R212073 | 6177     | 市民協働課  | 上之郷ポンプ車   | 3         |
| 13  | 124  | ML        | 近移第51965号    | EMM-05HC/T   | 平成2.6  | 携帯             | F87016 | R208517 | 6178     | 市民協働課  | 南中ポンプ車    | 4         |
| 14  | 125  | ML        | 近移第51966号    | EMM-05HF/AVT | 平成24.7 | 車載             | F91046 | R213659 | 6179     | 市民協働課  | 土丸ポンプ車    | 5         |
| 15  | 126  | ML        | 近移第61074号    | EMM-0554A/T  | 昭和56.8 | 車載             | F80083 | R27089  | 6146     | 市民協働課  | 大木可搬積載車   | 6         |
| 16  | 211  | ML        | 近移第51973号    | EMM-05FT/WT  | 平成13.6 | 携帯             | F98030 | R215828 | 6147     | 上下水道局※ | 下水道整備課    | 10        |
| 17  | 212  | ML        | 近移第10005838号 | EMM-05FT/WT  | 平成11.6 | 携帯             | F98030 | R215829 | 6148     | 上下水道局※ | 下水道整備課    | 41        |
| 18  | 213  | ML        | 近移第10005839号 | EMM-05FT/WT  | 平成11.6 | 携帯             | F98030 | R215830 | 6149     | 上下水道局※ | 下水道整備課    | 42        |
| 19  | 201  | ML        | 近移第53485号    | EMM-05GT/WT  | 平成7.5  | 携帯(基地局使用)      | F95020 | R214270 | 6158     | 上下水道局※ | 下水道整備課    | 27        |
| 20  | 202  | ML        | 近移第53486号    | EMM-05GT/WT  | 平成7.5  | 携帯             | F95020 | R214271 | 6159     | 市民協働課※ |           | 28        |
| 21  | 203  | ML        | 近移第53490号    | EMM-05GT/WT  | 平成7.5  | 携帯             | F95020 | R214272 | 6160     | 市民協働課※ |           | 32        |
| 22  | 204  | ML        | 近移第53491号    | EMM-05GT/WT  | 平成7.5  | 携帯             | F95020 | R214273 | 6161     | 市民協働課※ |           | 33        |
| 23  | 205  | ML        | 近移第53487号    | EMM-05GT/WT  | 平成8.6  | 携帯             | F95020 | R216778 | 6162     | 市民協働課※ |           | 36        |
| 24  | 206  | ML        | 近移第53488号    | EMM-05GT/WT  | 平成8.6  | 携帯             | F95020 | R216779 | 6163     | 市民協働課※ |           | 37        |
| 25  | 207  | ML        | 近移第84526号    | EMM-05GT/WT  | 平成8.6  | 携帯             | F95020 | R216780 | 6164     | 市民協働課※ |           | 38        |
| 26  | 208  | ML        | 近移第84527号    | EMM-05GT/WT  | 平成8.6  | 携帯             | F95020 | R216781 | 6165     | 市民協働課※ |           | 39        |
| 27  | 209  | ML        | 近移第10005837号 | EMM-05GT/WT  | 平成8.6  | 携帯             | F95020 | R216782 | 6166     | 市民協働課※ |           | 40        |
| 28  | 331  | ML        | 近移第10067244号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉400才29-98 | F98004 | R215867 | 6204     | 総務課    |           | 59        |
| 29  | 332  | ML        | 近移第10067245号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉400才29-97 | F98004 | R215868 | 6205     | 総務課    |           | 60        |
| 30  | 333  | ML        | 近移第10067246号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉400才29-96 | F98004 | R215869 | 6206     | 総務課    |           | 61        |
| 31  | 334  | ML        | 近移第10067247号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ29-14  | F98004 | R215870 | 6207     | 総務課    |           | 62        |
| 32  | 335  | ML        | 近移第10067248号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ29-13  | F98004 | R215871 | 6208     | 総務課    |           | 63        |
| 33  | 336  | ML        | 近移第10067249号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ17-61  | F98004 | R215872 | 6209     | 総務課    |           | 64        |
| 34  | 337  | ML        | 近移第10067250号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ17-60  | F98004 | R215873 | 6210     | 総務課    |           | 65        |
| 35  | 338  | ML        | 近移第10067251号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ17-59  | F98004 | R215874 | 6211     | 総務課    |           | 66        |
| 36  | 339  | ML        | 近移第10067252号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ17-58  | F98004 | R215875 | 6212     | 総務課    |           | 67        |
| 37  | 341  | ML        | 近移第10067253号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ29-16  | F98004 | R215876 | 6213     | 総務課    |           | 68        |
| 38  | 342  | ML        | 近移第10067254号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ29-15  | F98004 | R215877 | 6214     | 総務課    |           | 69        |
| 39  | 351  | ML        | 近移第10067242号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯 和泉43あ20-22  | F98030 | R215865 | 6157     | 道路公園課  | 業務係       | 57        |
| 40  | 352  | ML        | 近移第10067255号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉100さ29-51 | F98004 | R215878 | 6215     | 道路公園課  | (旧美化啓発PT) | 70        |
| 41  | 361  | ML        | 近移第10067256号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉43あ39-15  | F98004 | R215879 | 6216     | 道路公園課  | 業務係       | 71        |
| 42  | 371  | ML        | 近移第10067257号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉800さ37-38 | F98004 | R215880 | 6217     | 子育て支援課 | 木馬園       | 72        |
| 43  | 381  | ML        | 近移第10067243号 | EMM-05MR/AVT | 平成13.3 | 車載 和泉500に52-26 | F98004 | R215866 | 6203     | 総務課    |           | 58        |
| 44  | 401  | ML        | 近移第10067235号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215858 | 6150     | 市民協働課※ |           | 50        |
| 45  | 402  | ML        | 近移第10067238号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215861 | 6153     | 市民協働課※ |           | 53        |
| 46  | 403  | ML        | 近移第10067239号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215862 | 6154     | 市民協働課※ |           | 54        |
| 47  | 404  | ML        | 近移第10067240号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215863 | 6155     | 市民協働課※ |           | 55        |
| 48  | 405  | ML        | 近移第10067241号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215864 | 6156     | 市民協働課※ |           | 56        |
| 49  | 411  | ML        | 近移第10067236号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215859 | 6151     | 上下水道局※ | 下水道整備課    | 51        |
| 50  | 412  | ML        | 近移第10067237号 | EMM-05FT/WT  | 平成13.3 | 携帯             | F98030 | R215860 | 6152     | 上下水道局※ | 下水道整備課    | 52        |

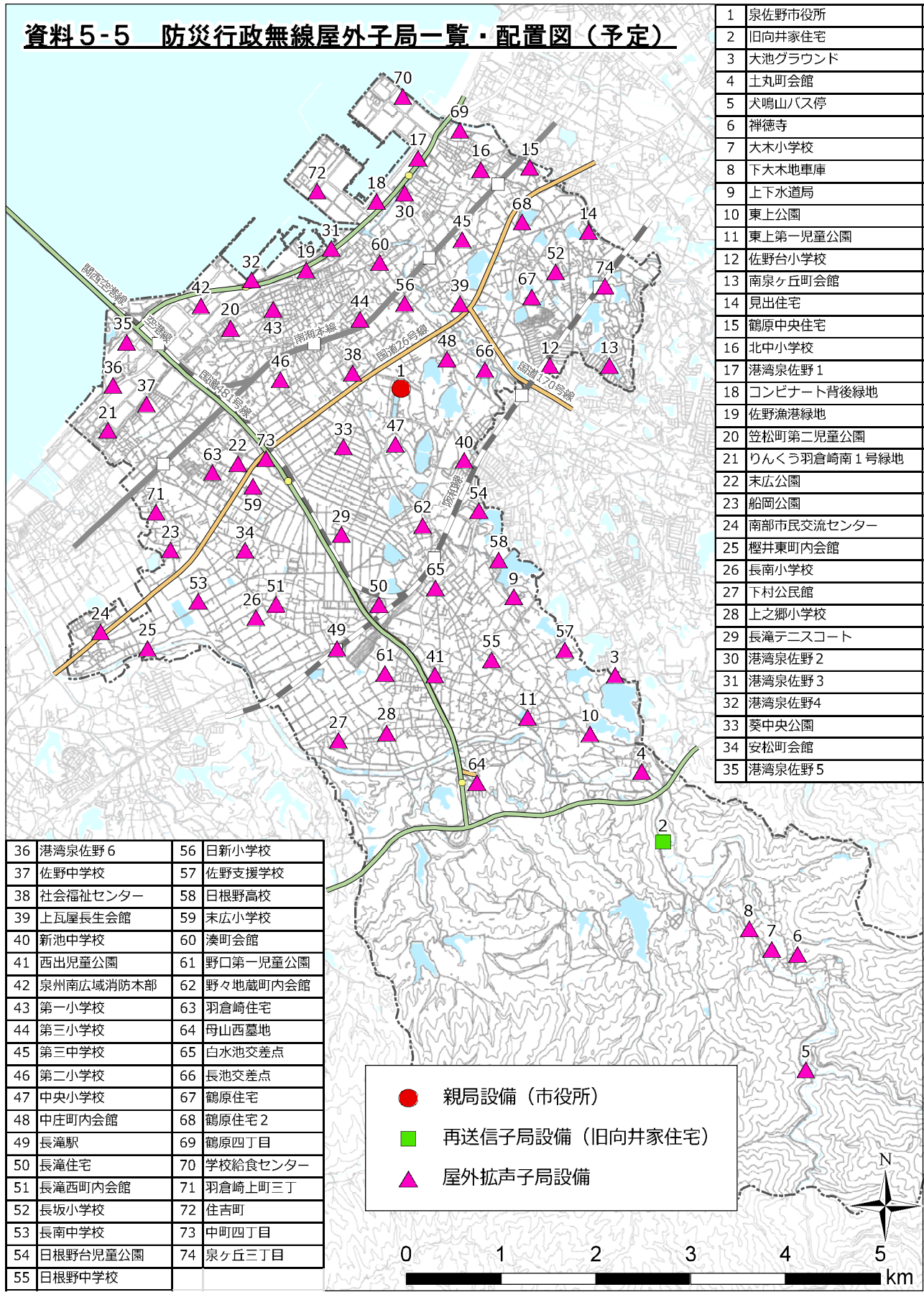
※ 防災相互波

|       |      |                   |
|-------|------|-------------------|
| 基地局子機 | 2階   | 道路公園課、農林水産課、市民協働課 |
|       | 3階   | 子育て支援課            |
|       | 4階   |                   |
|       | プレハブ | 道路公園課業務係、環境衛生課業務係 |

携帯 市民協働課 21台  
 上下水道局 7台(基地局用含む)  
 車載 総務課 12台  
 道路公園課 3台  
 子育て支援課 1台  
 消防団 6台 計 50台



### 資料5-5 防災行政無線屋外子局一覧・配置図（予定）



|    |              |
|----|--------------|
| 1  | 泉佐野市役所       |
| 2  | 旧向井家住宅       |
| 3  | 大池グラウンド      |
| 4  | 土丸町会館        |
| 5  | 犬鳴山バス停       |
| 6  | 禅徳寺          |
| 7  | 大木小学校        |
| 8  | 下木地車庫        |
| 9  | 上下水道局        |
| 10 | 東上公園         |
| 11 | 東上第一児童公園     |
| 12 | 佐野台小学校       |
| 13 | 南泉ヶ丘町会館      |
| 14 | 見出住宅         |
| 15 | 鶴原中央住宅       |
| 16 | 北中小学校        |
| 17 | 港湾泉佐野1       |
| 18 | コンビナート背後緑地   |
| 19 | 佐野漁港緑地       |
| 20 | 笠松町第二児童公園    |
| 21 | りんくう羽倉崎南1号緑地 |
| 22 | 末広公園         |
| 23 | 船岡公園         |
| 24 | 南部市民交流センター   |
| 25 | 櫻井東町内会館      |
| 26 | 長南小学校        |
| 27 | 下村公民館        |
| 28 | 上之郷小学校       |
| 29 | 長滝テニスコート     |
| 30 | 港湾泉佐野2       |
| 31 | 港湾泉佐野3       |
| 32 | 港湾泉佐野4       |
| 33 | 葵中央公園        |
| 34 | 安松町会館        |
| 35 | 港湾泉佐野5       |

|    |           |    |          |
|----|-----------|----|----------|
| 36 | 港湾泉佐野6    | 56 | 日新小学校    |
| 37 | 佐野中学校     | 57 | 佐野支援学校   |
| 38 | 社会福祉センター  | 58 | 日根野高校    |
| 39 | 上瓦屋長生会館   | 59 | 末広小学校    |
| 40 | 新池中学校     | 60 | 湊町会館     |
| 41 | 西出児童公園    | 61 | 野口第一児童公園 |
| 42 | 泉州南広域消防本部 | 62 | 野々地蔵町内会館 |
| 43 | 第一小学校     | 63 | 羽倉崎住宅    |
| 44 | 第三小学校     | 64 | 母山西墓地    |
| 45 | 第三中学校     | 65 | 白水池交差点   |
| 46 | 第二小学校     | 66 | 長池交差点    |
| 47 | 中央小学校     | 67 | 鶴原住宅     |
| 48 | 中庄町内会館    | 68 | 鶴原住宅2    |
| 49 | 長滝駅       | 69 | 鶴原四丁目    |
| 50 | 長滝住宅      | 70 | 学校給食センター |
| 51 | 長滝西町内会館   | 71 | 羽倉崎上町三丁  |
| 52 | 長坂小学校     | 72 | 住吉町      |
| 53 | 長南中学校     | 73 | 中町四丁目    |
| 54 | 日根野台児童公園  | 74 | 泉ヶ丘三丁目   |
| 55 | 日根野中学校    |    |          |

● 親局設備（市役所）  
 ■ 再送信子局設備（旧向井家住宅）  
 ▲ 屋外拡声子局設備



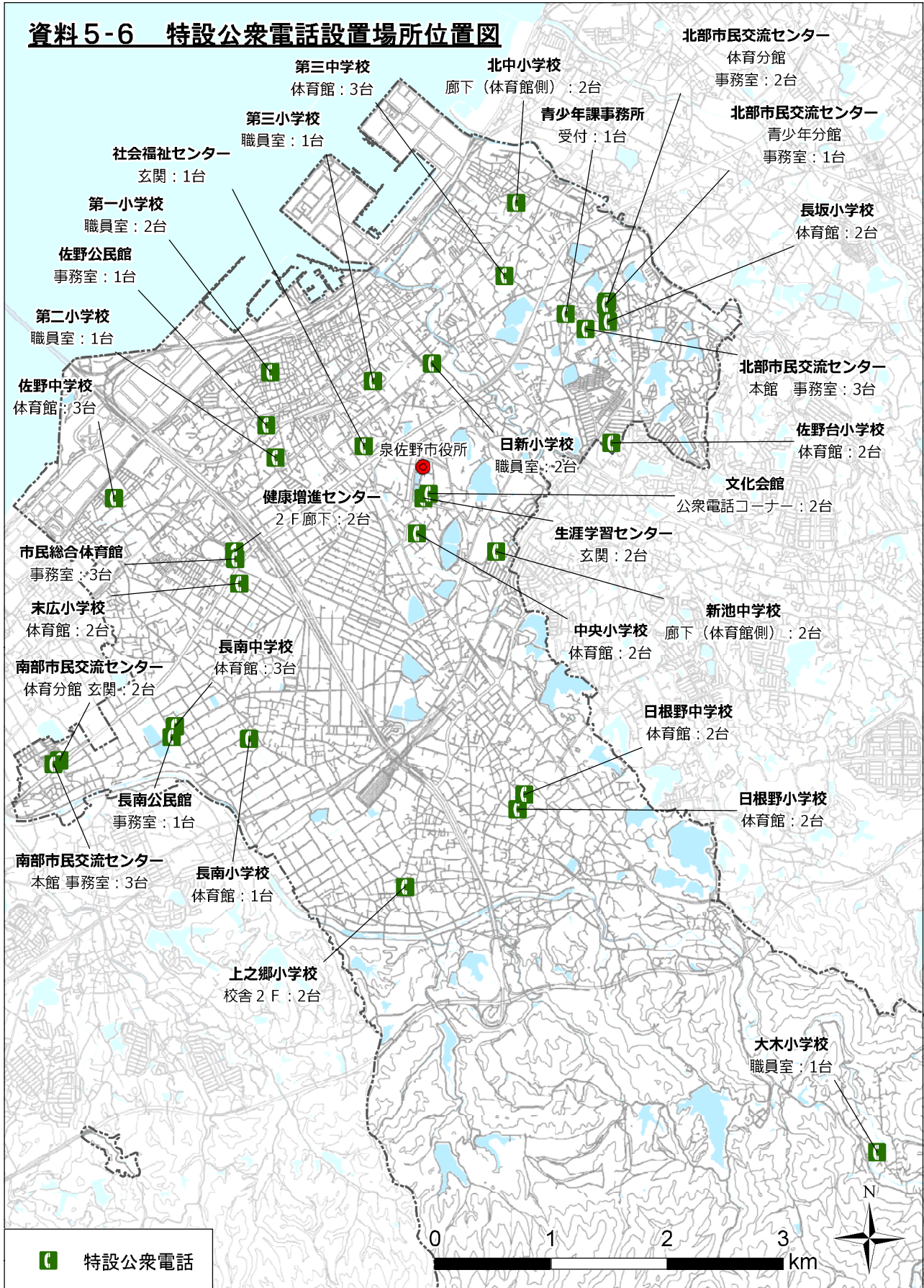
## 資料5-6 特設公衆電話設置場所一覧

2015年9月30日時点

| 番号 | 建物名             | 利用場所     | 設置台数 |
|----|-----------------|----------|------|
| 1  | 佐野中学校           | 体育館      | 3    |
| 2  | 市民総合体育館         | 事務室      | 3    |
| 3  | 第三中学校           | 体育館      | 3    |
| 4  | 長南中学校           | 体育館      | 3    |
| 5  | 南部市民交流センター本館    | 事務室      | 3    |
| 6  | 北部市民交流センター本館    | 事務室      | 3    |
| 7  | 健康増進センター        | 2F廊下     | 2    |
| 8  | 佐野台小学校          | 体育館      | 2    |
| 9  | 上之郷小学校          | 校舎2F     | 2    |
| 10 | 新池中学校           | 廊下(体育館側) | 2    |
| 11 | 生涯学習センター        | 玄関       | 2    |
| 12 | 第一小学校           | 職員室      | 2    |
| 13 | 中央小学校           | 体育館      | 2    |
| 14 | 長坂小学校           | 体育館      | 2    |
| 15 | 南部市民交流センター体育分館  | 玄関       | 2    |
| 16 | 日根野小学校          | 体育館      | 2    |
| 17 | 日根野中学校          | 体育館      | 2    |
| 18 | 日新小学校           | 職員室      | 2    |
| 19 | 文化会館            | 公衆電話コーナー | 2    |
| 20 | 北中小学校           | 廊下(体育館側) | 2    |
| 21 | 北部市民交流センター体育分館  | 事務室      | 2    |
| 22 | 末広小学校           | 体育館      | 2    |
| 23 | 第三小学校           | 職員室      | 1    |
| 24 | 佐野公民館           | 事務室      | 1    |
| 25 | 社会福祉センター        | 玄関       | 1    |
| 26 | 青少年課事務所         | 受付       | 1    |
| 27 | 大木小学校           | 職員室      | 1    |
| 28 | 第二小学校           | 職員室      | 1    |
| 29 | 長南公民館           | 事務室      | 1    |
| 30 | 長南小学校           | 体育館      | 1    |
| 31 | 北部市民交流センター青少年分館 | 事務室      | 1    |

出典：NTT西日本ホームページ

## 資料5-6 特設公衆電話設置場所位置図

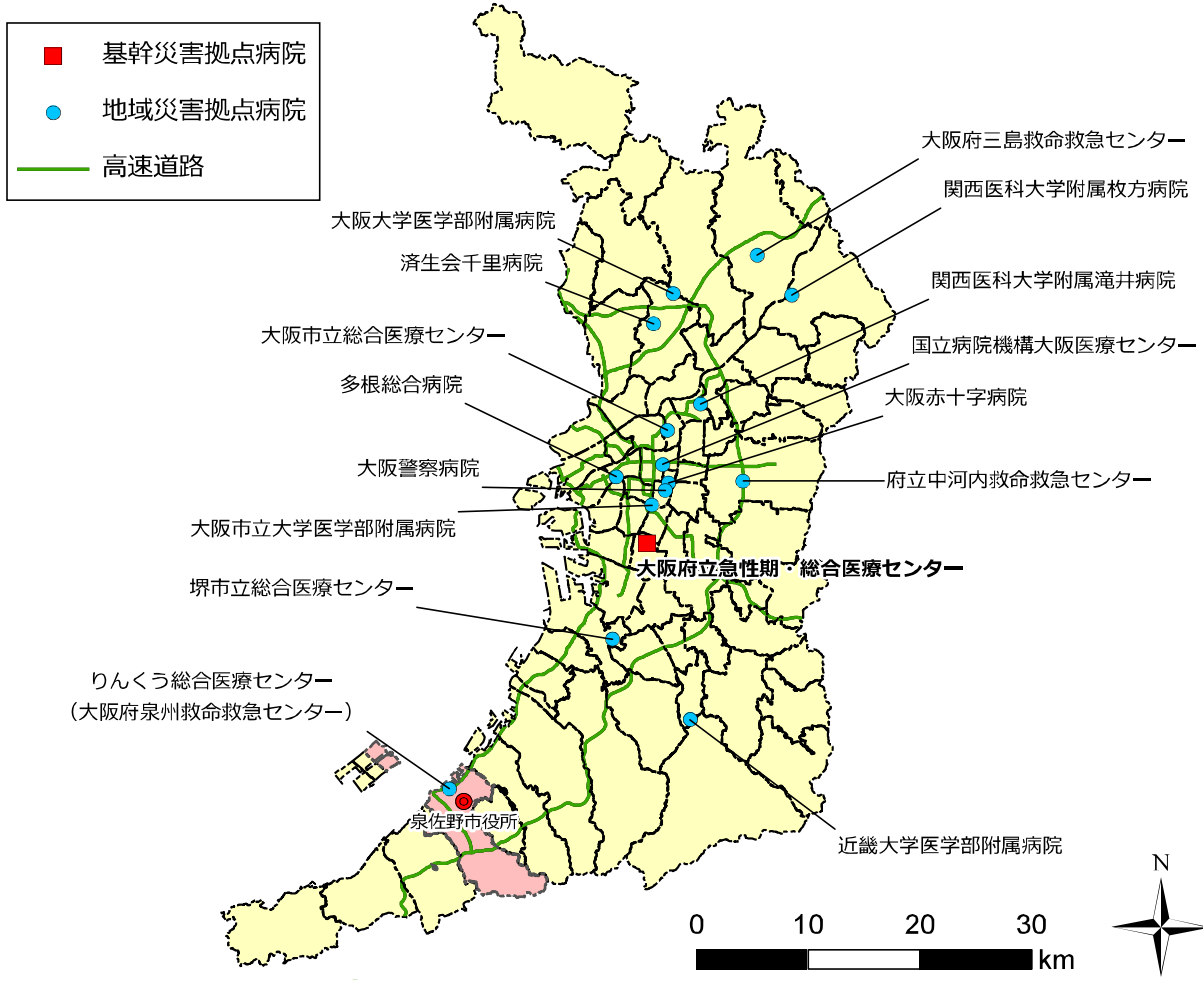
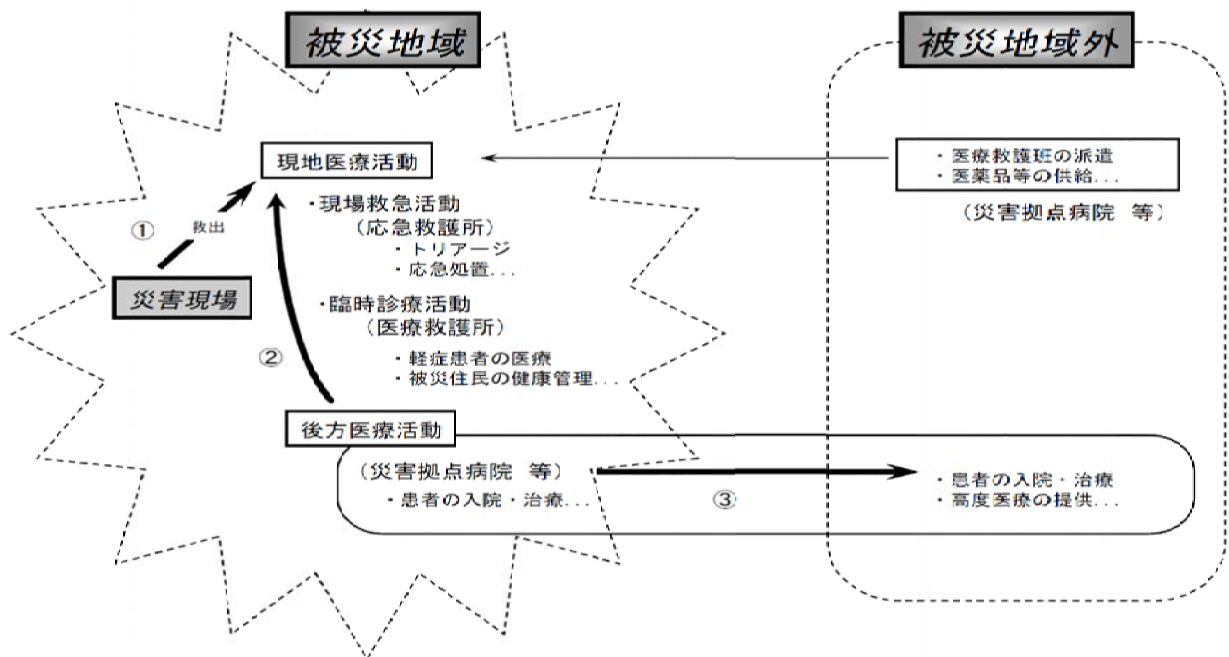




## 6. 医療関係

---

資料6-1 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図



## 資料6-2 泉佐野市周辺災害医療機関一覧

泉佐野市及び隣接する自治体（貝塚市・熊取町・田尻町・泉南市）の医療機関  
災害拠点病院（地域災害拠点病院）

| 名 称                             | 所 在 地           | 電 話 番 号<br>F A X 番 号         | 総病床数 |
|---------------------------------|-----------------|------------------------------|------|
| りんくう総合医療センター<br>(大阪府泉州救命救急センター) | 泉佐野市りんくう往来北2-23 | 072-469-3111<br>072-469-7929 | 388  |

市町村災害医療センター（災害拠点病院と重複あり）

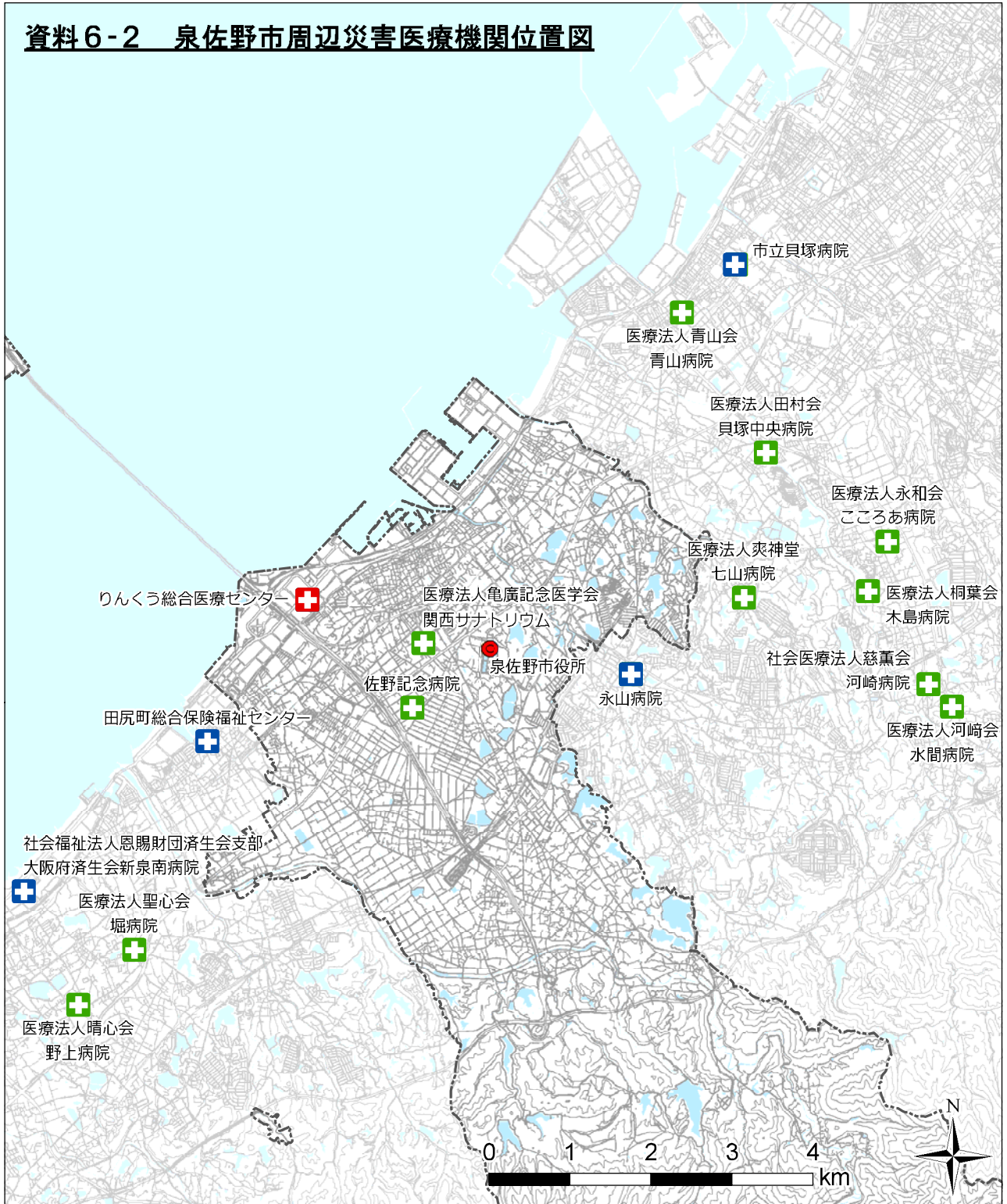
| 名 称                            | 所 在 地           | 電 話 番 号<br>F A X 番 号         | 総病床数 |
|--------------------------------|-----------------|------------------------------|------|
| りんくう総合医療センター<br><地域災害拠点病院と兼ねる> | 泉佐野市りんくう往来北2-23 | 072-469-3111<br>072-469-7929 | 388  |
| 市立貝塚病院                         | 貝塚市堀3-10-20     | 072-422-5865<br>072-439-6061 | 249  |
| 永山病院                           | 熊取町大久保東1丁目1番10号 | 072-453-1122<br>072-453-2841 | 350  |
| 田尻町総合保健福祉センター                  | 田尻町嘉祥寺883-1     | 072-466-8811<br>072-466-8841 | 0    |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支<br>部大阪府済生会新泉南病院 | 泉南市りんくう南浜3番7    | 072-480-5611<br>072-485-0270 | 26   |

災害医療協力病院（災害拠点病院、市町村災害医療センターと重複あり）

| 名 称                     | 所 在 地           | 電 話 番 号<br>F A X 番 号         | 総病床数 |
|-------------------------|-----------------|------------------------------|------|
| 医療法人亀廣記念医学会関西サ<br>ナトリウム | 泉佐野市市場西3-9-28   | 072-462-8321<br>072-464-3551 | 192  |
| 佐野記念病院                  | 泉佐野市中町2-4-28    | 072-464-2111<br>072-461-1874 | 95   |
| りんくう総合医療センター            | 泉佐野市りんくう往来北2-23 | 072-469-3111<br>072-469-7929 | 388  |
| 医療法人河崎会 水間病院            | 貝塚市水間51         | 072-446-1102<br>072-446-5451 | 541  |
| 医療法人田村会貝塚中央病院           | 貝塚市橋本1000       | 072-422-4451<br>072-422-2955 | 406  |
| 医療法人桐葉会木島病院             | 貝塚市森892         | 072-446-2158<br>072-446-5111 | 492  |
| 市立貝塚病院                  | 貝塚市堀3-10-20     | 072-422-5865<br>072-439-6061 | 249  |
| 医療法人青山会青山病院             | 貝塚市新町11-5       | 072-433-2526<br>072-432-5203 | 57   |
| 医療法人永和会こころあ病院           | 貝塚市森497番地       | 072-446-0166<br>072-447-1275 | 450  |
| 社会医療法人慈薫会河崎病院           | 貝塚市水間244番地      | 072-446-1105<br>072-446-3196 | 129  |
| 永山病院                    | 熊取町大久保東1丁目1番10号 | 072-453-1122<br>072-453-2841 | 350  |
| 医療法人爽神堂七山病院             | 熊取町七山2丁目2-1     | 072-452-1231<br>072-453-5066 | 640  |
| 医療法人聖心会堀病院              | 泉南市中小路2-1860    | 072-482-1771<br>072-483-4877 | 95   |
| 医療法人 晴心会 野上病院           | 泉南市樽井1丁目2番5号    | 072-484-0007<br>072-484-1949 | 163  |

出典：大阪府地域防災計画資料編

**資料6-2 泉佐野市周辺災害医療機関位置図**



**+** 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受け入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する災害拠点病院

**+** 市町村災害医療センター

市町村の医療救護活動の拠点として、市町村地域防災計画で位置づける医療機関

**+** 災害医療協力病院

災害拠点病院、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等



### 資料6-3 救護所の設置候補場所

#### ◎市災害医療センター

| 名 称          | 所 在 地           | 電 話 番 号      |
|--------------|-----------------|--------------|
| りんくう総合医療センター | 泉佐野市りんくう往来北2-23 | 072-469-3111 |

#### ◎医療救護班で医療救護所を開設する候補地

| 名 称          | 所 在 地            | 電 話 番 号      |
|--------------|------------------|--------------|
| 泉州南部初期急病センター | 泉佐野市りんくう往来北1-825 | 072-464-6040 |
| 末広公園         | 泉佐野市新安松一丁目1-23   | -            |

#### 指定避難所

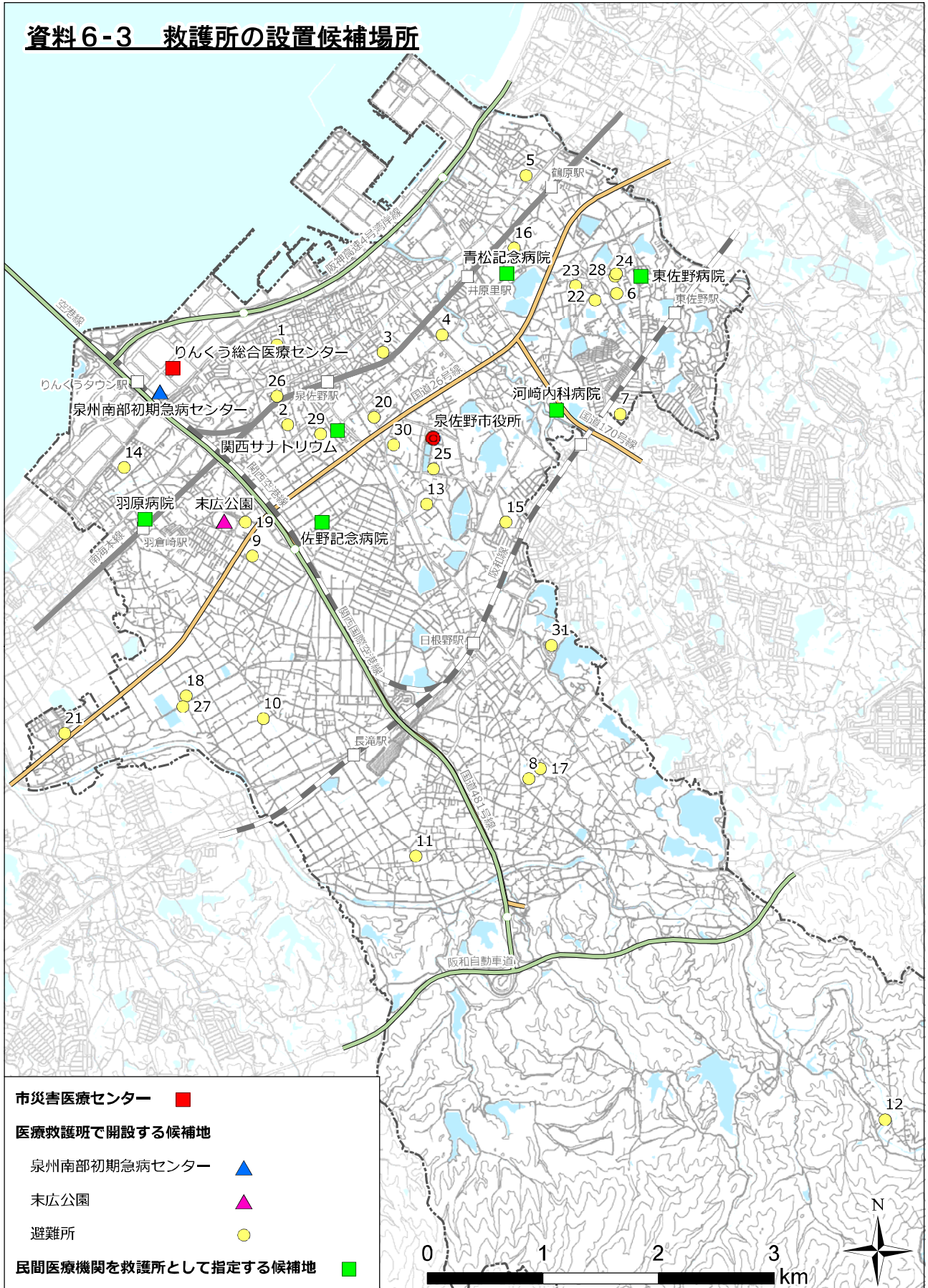
| NO | 名 称             | 所 在 地       | 電 話 番 号      |
|----|-----------------|-------------|--------------|
| 1  | 第一小学校           | 野出町1-34     | 072-463-1331 |
| 2  | 第二小学校           | 高松北2-1-7    | 072-462-7716 |
| 3  | 第三小学校           | 旭町4-6       | 072-462-0560 |
| 4  | 日新小学校           | 中庄801       | 072-463-2281 |
| 5  | 北中小学校           | 鶴原2-2-68    | 072-462-0870 |
| 6  | 長坂小学校           | 鶴原1053      | 072-462-8661 |
| 7  | 佐野台小学校          | 東佐野台1-1     | 072-464-0935 |
| 8  | 日根野小学校          | 日根野1684     | 072-468-0789 |
| 9  | 末広小学校           | 南中安松1545    | 072-466-1021 |
| 10 | 長南小学校           | 長滝418       | 072-466-0821 |
| 11 | 上之郷小学校          | 上之郷1680     | 072-467-0169 |
| 12 | 大木小学校           | 大木1443      | 072-459-7344 |
| 13 | 中央小学校           | 市場南1-9-1    | 072-462-0670 |
| 14 | 佐野中学校           | 羽倉崎4-3-12   | 072-464-6171 |
| 15 | 新池中学校           | 松風台1-1151-1 | 072-464-6181 |
| 16 | 第三中学校           | 下瓦屋500      | 072-464-6191 |
| 17 | 日根野中学校          | 日根野1699     | 072-468-0061 |
| 18 | 長南中学校           | 南中安松888     | 072-465-6881 |
| 19 | 社会福祉センター        | 上町1-2-9     | 072-464-2563 |
| 20 | 南部市民交流センター本館    | 南中樫井476-2   | 072-466-1641 |
| 21 | 北部市民交流センター本館    | 下瓦屋222-1    | 072-464-5725 |
| 22 | 市青少年課事務所        | 上瓦屋610-3    | 072-469-1106 |
| 23 | 北部市民交流センター青少年分館 | 鶴原1016-1    | 072-464-8700 |
| 24 | 佐野公民館           | 大西1-23-9    | 072-463-6181 |
| 25 | 長南公民館           | 南中樫井1       | 072-465-0786 |
| 26 | 生涯学習センター        | 市場東1-295-1  | 072-469-7120 |
| 27 | 北部市民交流センター体育分館  | 鶴原1016-1    | 072-464-8745 |
| 28 | 府立佐野工科高等学校      | 高松東1-3-50   | 072-462-2772 |
| 29 | 府立佐野高等学校        | 市場東2-398    | 072-462-3825 |
| 30 | 府立日根野高等学校       | 日根野2372-1   | 072-467-1555 |
| 31 | 健康増進センター        | 新安松1-1-21   | 072-469-1000 |

#### ◎民間医療機関を医療救護所として指定する候補地

| 名 称            | 所 在 地         | 電 話 番 号      |
|----------------|---------------|--------------|
| 佐野記念病院（脳外・整外）※ | 泉佐野市中町2-4-28  | 072-464-2111 |
| 関西サナトリウム（精神）※  | 泉佐野市市場西3-9-28 | 072-462-8321 |
| 河崎内科病院（内・循内）   | 泉佐野市上瓦屋14-7   | 072-464-6466 |
| 青松記念病院（内・外・整外） | 泉佐野市上瓦屋876-1  | 072-463-3121 |
| 羽原病院（内・外・循内）   | 泉佐野市羽倉崎1-1-4  | 072-466-3881 |
| 東佐野病院（内・外・整外）  | 泉佐野市鶴原969-1   | 072-464-8588 |

※災害医療協力病院(救急告示病院)

### 資料6-3 救護所の設置候補場所



## 7. 被害情報関係

---

**資料 7-1 災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式**

第4号様式 (その1)

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 報告日時            | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県            |           |
| 市町村名<br>(消防本部名) |           |
| 報告者名            |           |

|         |              |     |        |    |      |         |    |   |      |   |
|---------|--------------|-----|--------|----|------|---------|----|---|------|---|
| 災害の概況   | 発生場所         |     |        |    | 発生日時 | 月 日 時 分 |    |   |      |   |
|         |              |     |        |    |      |         |    |   |      |   |
| 被害の状況   | 死傷者          | 死者  | 人      | 不明 | 人    | 住家      | 全壊 | 棟 | 一部破損 | 棟 |
|         |              | 負傷者 | 人      | 計  | 人    |         | 半壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 |
|         |              |     |        |    |      |         |    |   |      |   |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 |     | (都道府県) |    |      | (市町村)   |    |   |      |   |
|         |              |     |        |    |      |         |    |   |      |   |

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）【被害状況即報】

| 都道府県   |        | 大阪府    |        | 区分     |        | 被害     |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 災害名    | 災害名    | 報告者名   | 報告者名   | 死      | 死者     | 死      | 死者     |
| 報告番号   | 報告番号   | 報告者名   | 報告者名   | 行方不明者  | 行方不明者  | 行方不明者  | 行方不明者  |
| 報告日    | 報告日    | 報告者名   | 報告者名   | 重傷者    | 重傷者    | 重傷者    | 重傷者    |
| 報告時    | 報告時    | 報告者名   | 報告者名   | 軽傷者    | 軽傷者    | 軽傷者    | 軽傷者    |
| 被害状況   | 被害状況   | 被害者    | 被害者    | 全壊     | 全壊     | 全壊     | 全壊     |
| 被害者数   | 被害者数   | 被害者数   | 被害者数   | 半壊     | 半壊     | 半壊     | 半壊     |
| 被害金額   | 被害金額   | 被害金額   | 被害金額   | 一部損壊   | 一部損壊   | 一部損壊   | 一部損壊   |
| 床上浸水   | 床上浸水   | 床上浸水   | 床上浸水   | 床上浸水   | 床上浸水   | 床上浸水   | 床上浸水   |
| 床下浸水   | 床下浸水   | 床下浸水   | 床下浸水   | 床下浸水   | 床下浸水   | 床下浸水   | 床下浸水   |
| 公共建物   | 公共建物   | 公共建物   | 公共建物   | 公共建物   | 公共建物   | 公共建物   | 公共建物   |
| その他    | その他    | その他    | その他    | その他    | その他    | その他    | その他    |
| 火災発生   | 火災発生   | 火災発生   | 火災発生   | 火災発生   | 火災発生   | 火災発生   | 火災発生   |
| 被災世帯数  | 被災世帯数  | 被災世帯数  | 被災世帯数  | 被災世帯数  | 被災世帯数  | 被災世帯数  | 被災世帯数  |
| 被災者数   | 被災者数   | 被災者数   | 被災者数   | 被災者数   | 被災者数   | 被災者数   | 被災者数   |
| 建物     | 建物     | 建物     | 建物     | 建物     | 建物     | 建物     | 建物     |
| 危険物    | 危険物    | 危険物    | 危険物    | 危険物    | 危険物    | 危険物    | 危険物    |
| その他    | その他    | その他    | その他    | その他    | その他    | その他    | その他    |
| 田      | 田      | 田      | 田      | 田      | 田      | 田      | 田      |
| 畑      | 畑      | 畑      | 畑      | 畑      | 畑      | 畑      | 畑      |
| 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  |
| 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     |
| 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  | 流失・埋没  |
| 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     | 冠水     |
| 文教施設   | 文教施設   | 文教施設   | 文教施設   | 文教施設   | 文教施設   | 文教施設   | 文教施設   |
| 病院     | 病院     | 病院     | 病院     | 病院     | 病院     | 病院     | 病院     |
| 道路     | 道路     | 道路     | 道路     | 道路     | 道路     | 道路     | 道路     |
| 橋りょう   | 橋りょう   | 橋りょう   | 橋りょう   | 橋りょう   | 橋りょう   | 橋りょう   | 橋りょう   |
| 河川     | 河川     | 河川     | 河川     | 河川     | 河川     | 河川     | 河川     |
| 港湾     | 港湾     | 港湾     | 港湾     | 港湾     | 港湾     | 港湾     | 港湾     |
| 砂防     | 砂防     | 砂防     | 砂防     | 砂防     | 砂防     | 砂防     | 砂防     |
| 清掃施設   | 清掃施設   | 清掃施設   | 清掃施設   | 清掃施設   | 清掃施設   | 清掃施設   | 清掃施設   |
| 崖くずれ   | 崖くずれ   | 崖くずれ   | 崖くずれ   | 崖くずれ   | 崖くずれ   | 崖くずれ   | 崖くずれ   |
| 鉄道不通   | 鉄道不通   | 鉄道不通   | 鉄道不通   | 鉄道不通   | 鉄道不通   | 鉄道不通   | 鉄道不通   |
| 被害船舶   | 被害船舶   | 被害船舶   | 被害船舶   | 被害船舶   | 被害船舶   | 被害船舶   | 被害船舶   |
| 水道     | 水道     | 水道     | 水道     | 水道     | 水道     | 水道     | 水道     |
| 電話     | 電話     | 電話     | 電話     | 電話     | 電話     | 電話     | 電話     |
| 電気     | 電気     | 電気     | 電気     | 電気     | 電気     | 電気     | 電気     |
| ガス     | ガス     | ガス     | ガス     | ガス     | ガス     | ガス     | ガス     |
| ブロック塀等 | ブロック塀等 | ブロック塀等 | ブロック塀等 | ブロック塀等 | ブロック塀等 | ブロック塀等 | ブロック塀等 |
| り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      |
| り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      |
| り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      |
| り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      | り      |

※被害金額は省略することができるものとする。

| 都道府県                   |                        | 大阪府                    |                        | 区分                     |                        | 被害                     |                        |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 公立文教施設                 | 公立文教施設                 | 公立文教施設                 | 公立文教施設                 | 公立文教施設                 | 公立文教施設                 | 公立文教施設                 | 公立文教施設                 |
| 農林水産業施設                | 農林水産業施設                | 農林水産業施設                | 農林水産業施設                | 農林水産業施設                | 農林水産業施設                | 農林水産業施設                | 農林水産業施設                |
| 公共土木施設                 | 公共土木施設                 | 公共土木施設                 | 公共土木施設                 | 公共土木施設                 | 公共土木施設                 | 公共土木施設                 | 公共土木施設                 |
| その他の公共施設               | その他の公共施設               | その他の公共施設               | その他の公共施設               | その他の公共施設               | その他の公共施設               | その他の公共施設               | その他の公共施設               |
| 小計                     | 小計                     | 小計                     | 小計                     | 小計                     | 小計                     | 小計                     | 小計                     |
| 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             | 公共施設被害市町村数             |
| 農業被害                   | 農業被害                   | 農業被害                   | 農業被害                   | 農業被害                   | 農業被害                   | 農業被害                   | 農業被害                   |
| 林業被害                   | 林業被害                   | 林業被害                   | 林業被害                   | 林業被害                   | 林業被害                   | 林業被害                   | 林業被害                   |
| 畜産被害                   | 畜産被害                   | 畜産被害                   | 畜産被害                   | 畜産被害                   | 畜産被害                   | 畜産被害                   | 畜産被害                   |
| 水産被害                   | 水産被害                   | 水産被害                   | 水産被害                   | 水産被害                   | 水産被害                   | 水産被害                   | 水産被害                   |
| 商工被害                   | 商工被害                   | 商工被害                   | 商工被害                   | 商工被害                   | 商工被害                   | 商工被害                   | 商工被害                   |
| その他                    | その他                    | その他                    | その他                    | その他                    | その他                    | その他                    | その他                    |
| 被害総額                   | 被害総額                   | 被害総額                   | 被害総額                   | 被害総額                   | 被害総額                   | 被害総額                   | 被害総額                   |
| 災害発生場所                 | 災害発生場所                 | 災害発生場所                 | 災害発生場所                 | 災害発生場所                 | 災害発生場所                 | 災害発生場所                 | 災害発生場所                 |
| 災害発生年月日                | 災害発生年月日                | 災害発生年月日                | 災害発生年月日                | 災害発生年月日                | 災害発生年月日                | 災害発生年月日                | 災害発生年月日                |
| 災害の種類概況                | 災害の種類概況                | 災害の種類概況                | 災害の種類概況                | 災害の種類概況                | 災害の種類概況                | 災害の種類概況                | 災害の種類概況                |
| 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                | 緊急対策の状況                |
| 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  | 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  |
| 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            | 避難の勧告・指示の状況            |
| 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               | 避難所の設置状況               |
| 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 | 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 |
| 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          | 自衛隊の派遣要請、出動状況          |
| 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          | 災害ボランティアの活動状況          |
| 備考                     | 備考                     | 備考                     | 備考                     | 備考                     | 備考                     | 備考                     | 備考                     |
| 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              | 消防職員出動延人数              |
| 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              | 消防団員出動延人数              |
| 計                      | 計                      | 計                      | 計                      | 計                      | 計                      | 計                      | 計                      |
| 市町村                    | 市町村                    | 市町村                    | 市町村                    | 市町村                    | 市町村                    | 市町村                    | 市町村                    |
| 都道府県                   | 都道府県                   | 都道府県                   | 都道府県                   | 都道府県                   | 都道府県                   | 都道府県                   | 都道府県                   |



資料7-2 地すべり、急傾斜地災害報告様式

| 災 害 報 告       |                    |                   |                             |            |
|---------------|--------------------|-------------------|-----------------------------|------------|
| 市町村名          | ( ) 第 報 ( 月 日 時現在) |                   |                             |            |
| 場 所           | 郡 市                | 町 大字<br>村         | ふりがな<br>区域名                 |            |
| 発 生 日 時       | 月 日 時              | 異常気象名             |                             |            |
| 原 因           | 連続雨量               | mm                | 月 日 時～                      | 月 日 時(観測所) |
|               | 日雨量                | mm                |                             |            |
|               | 最大時間雨量             | mm                |                             |            |
|               | その他の概況             |                   |                             |            |
| 傾斜の種類         | 自然斜面<br>H= m       | 人口斜面<br>H= m      | 概況平面図                       | 横断図        |
| 拡大の見込         | 有 無                |                   |                             |            |
| 保全対象<br>人家戸数  | 戸                  |                   |                             |            |
| 崩壊の状況         | 高さ                 | m 巾               | m                           |            |
|               | 面積                 | m <sup>2</sup> 勾配 | 度                           |            |
|               | 崩壊又は流出土砂量          |                   |                             |            |
|               | その他                |                   |                             |            |
| 被害の状況         | 死者・負傷者等            | 死 者 名             | 行方不明者 名                     | 負傷者 名      |
|               | 住宅被害               | 全 壊 戸             | 半 壊 戸                       | 一部破損 戸     |
|               | 公共的建物被害            |                   |                             |            |
|               | その他の建物被害           |                   |                             |            |
| その他の概況        |                    |                   |                             |            |
| 応 急 対 策       |                    |                   |                             |            |
| 適用法律の<br>施行状況 | 法 令 等              | 有無                | 法 令 等                       | 有無         |
|               | 急傾斜地法適用区域          |                   | 急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 地帯番号<br>箇所番号 |            |
|               | 建築基準法による災害危険区域     |                   | 宅地造成工事規制区域                  |            |
|               | 地すべり防止区域(建・林・農)    |                   | 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域        |            |
|               | 砂防指定地              |                   | 旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域         |            |
|               | 保安林                |                   | 宅造基準条例の適用区域                 |            |
|               | 災害対策基本法防災計画区域      |                   | その他                         |            |
| 備 考           |                    |                   |                             |            |
| 受 信 者         | 月 日 時              | 送信者氏名             | 受信者氏名                       |            |

資料 7-3 土石流災害報告様式

溪流名

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                           |    |             |             |             |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|-------------|-------------|
| 河川名<br>(水系級数:1級,2級,その他)            | 川水系<br>川                                                                                                                                                                                                                                          | 町<br>大字                                                                                   | 川  | 川           | 備考          |             |
| 場所                                 | 市                                                                                                                                                                                                                                                 | 区                                                                                         | 村  | 第1報 (月 日 時) | 第2報 (月 日 時) | 第3報 (月 日 時) |
| 発生日時                               | 平成 年 月 日 時                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                           |    |             |             |             |
| 異常気象名                              |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                           |    |             |             |             |
| 観測所名                               |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                           |    |             |             |             |
| 連続雨量                               | mm( 月 日 時 ~ 月 日 時 )                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |    |             |             |             |
| 最大日雨量                              | mm( 月 日 時 ~ 月 日 時 )                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |    |             |             |             |
| 最大時間雨量                             | mm( 月 日 時 ~ 月 日 時 )                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |    |             |             |             |
| その他の概要                             | (雨量状況調査又は積雪・融雪状況調査に記載する)                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                           |    |             |             |             |
| 土砂の流出形態                            | 土石流危険渓流名( )、濃濁帯名( )                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |    |             |             |             |
| 渓流流域面積                             | km <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                   | 調査年                                                                                       | A  | B           | C           | その他         |
| 河床面積                               | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                    | 危険度                                                                                       |    |             |             |             |
| 流出土砂量                              | m <sup>3</sup>                                                                                                                                                                                                                                    | 危険渓流の地域防災計画(市町村)への記載<br>(有・無) (平成 年 月 記載)                                                 |    |             |             |             |
| 地種(急最大)                            | m                                                                                                                                                                                                                                                 | 危険渓流の表示設置<br>(有・無) (平成 年 月 記載)                                                            |    |             |             |             |
| 渓床縦断勾配                             | 1/                                                                                                                                                                                                                                                | 避難基準雨量の設定<br>(有・無) 連続雨量( mm)                                                              |    |             |             |             |
| 面                                  | 種                                                                                                                                                                                                                                                 | 時間雨量( mm/hr)                                                                              |    |             |             |             |
| 人家戸数                               | 戸                                                                                                                                                                                                                                                 | 避難場所、経路の記載<br>(有・無)                                                                       |    |             |             |             |
| 人口                                 | 人                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                           |    |             |             |             |
| 避難勧告・指示                            | (有・無)                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                           |    |             |             |             |
| 発令日時                               | ( 月 日 時 分)                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                           |    |             |             |             |
| 発令者                                | ( )                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |    |             |             |             |
| 住民の自主的避難                           | (有・無)                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                           |    |             |             |             |
| 避難人員                               | ( 月 日 時 避難 )                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |    |             |             |             |
| 緊急工事                               | ( 世帯、 人 )                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                           |    |             |             |             |
| 保对全乗                               | 種                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                           |    |             |             |             |
| 心身効果                               |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                           |    |             |             |             |
| 通に( )<br>用( )<br>法( )<br>令( )<br>の | M<br>T<br>S                                                                                                                                                                                                                                       | 6. 建築基準法による災害危険区域<br>7. 住宅造成工事規制区域<br>8. 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域<br>9. 国有林・民有林<br>10. その他( ) |    |             |             |             |
| 被害状況                               | 被害者<br>死亡者 ( )<br>行方不明者 ( )<br>負傷者 ( )<br>住居<br>全壊・流出 ( )<br>半壊 ( )<br>床上浸水 ( )<br>床下浸水 ( )<br>一部破損 ( )<br>非住家 ( )<br>農地被害 ( )<br>道路 ( )<br>鉄道 ( )<br>橋梁 ( )<br>河川 ( )<br>その他 ( )<br>一般被害額 ( )<br>公共土木施設被害 ( )<br>緊急砂防又は災害関連 ( )<br>緊急砂防要望の有無 ( ) |                                                                                           |    |             |             |             |
| 備考                                 | 公共土木施設被害は、流出、破損、埋没等の注釈を加えること。<br>概況 平面図<br>・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する。<br>・避難経路については実際の避難経路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。<br>・既砂防設備、指定地等を明示する。                                                                                                             |                                                                                           |    |             |             |             |
| 担当者氏名                              | 姓                                                                                                                                                                                                                                                 | 名                                                                                         | 受信 | 受信          |             |             |



資料7-4 土砂災害及び警戒避難体制記録

1. 内容の表示

|    |           |                          |                  |
|----|-----------|--------------------------|------------------|
| 11 | 記載内容が生じた日 | 11A 平成 年 月 日より           | 日まで              |
| 12 | 場所        | 12A 群 町村 字<br>13A 水系 交流名 | コードNo.<br>コードNo. |
| 13 | 溪流の状況(勾配) | 土石流の発生域<br>流域域           | 停止域              |

2. 避難情報の伝達

| 項目 | カテゴリ            | A        | B     | C     | D       | E         |
|----|-----------------|----------|-------|-------|---------|-----------|
| 21 | 避難を決定した種類の情報の種類 | 一般天気予報   | 大雨注意報 | 水防警報  | 見情報     | 避難勧告      |
| 22 | 大雨注意報の種類        | ラジオ・テレビ  | 大雨警報  | 通報時刻  | 予見(様式3) | 避難命令      |
| 23 | 土砂災害に関する予見情報    | 有線放送・警報車 | 発令時刻  | 通報担当者 | 中間経路    | 地区の最終受信時刻 |
| 24 | 警戒体制があるいは待機勧告   | 有線放送・電話  | 発令時刻  | 通報時刻  | 理由      | 日時分       |
| 25 | 避難勧告            | 有線放送・電話  | 日時分   | 日時分   | 日時分     | 日時分       |
| 26 | 避難指令あるいは命令      | 有線放送・電話  | 日時分   | 日時分   | 日時分     | 日時分       |
| 27 | 住民の自主的な避難       | 有線放送・電話  | 日時分   | 日時分   | 日時分     | 日時分       |

3. 予見と生起実態

| 項目 | カテゴリ      | A    | B       | C      | D       | E       |
|----|-----------|------|---------|--------|---------|---------|
| 31 | 予見した現象    | 土石流  | 山崩れ(崩壊) | 堆積物の移動 | 予見できず   |         |
| 32 | 避難を決定した候補 | 降雨量  | 亀裂、音響   | 山の崩れ   | 土砂の流入   | 天然ダムの出現 |
| 33 | 避難を決定した候補 | 気象通報 | 被災歴     | 警報装置   | 河川水位の異常 | 近隣の被災状況 |
| 34 | 予見        | 県    | 市町村     | 消防団    | 水防団     | 住民      |
| 35 | 予見時刻      | 35A  | 日       | 時      | 分       |         |

4. 降雨、体制、被災の時系列図

|      |      |                  |
|------|------|------------------|
| 時間雨量 | 累加雨量 | B                |
|      |      | 42 B 基準雨量のT/Aの説明 |

5. 避難状況

| 項目  | カテゴリ             | A                     | B        | C         | D         | E       | F     |
|-----|------------------|-----------------------|----------|-----------|-----------|---------|-------|
| 51  | 避難時刻(開始～終了)      | 月 日 時 分               | 月 日 時 分  | 時 分       |           |         |       |
| 52  | 避難の指導者           | 市町村の要因                | 消防署員     | 消防団員      | 水防団員      | 宿の主人    | 区長・住民 |
| 53  | 避難方法(人数)         | 集団で徒歩                 | 個別に徒歩    | 乗用車       | 救急車       | ヘリコプター  | その他   |
| 54  | 老・幼・病の移送(人数)(誘導) | 担架                    | 背負う      | 乗用車       | 救急車       | ヘリコプター  | その他   |
| 55  | 一時避難場所(集合場所)     | 民家                    | 高台       | その他       | 時刻        | 月 日 時 分 |       |
| 56  | 最終避難場所           | 56A                   |          |           |           |         |       |
| 57  | 記                | 57A (避難経路の計画と実態等、その他) |          |           |           |         |       |
| 58  | 計画避難の指導者         | 区 長                   | 自治会長     | 消防団員      | 水防団員      | 一般住民    | その他   |
| 59  | 避難用具の整備状況        | 59A 種類                | 59B 保管場所 |           |           |         |       |
| 510 | 避難場所の認定          | 認定の有無                 | 510B 認定済 | 510C 開設機関 | 月 日 月 日   |         |       |
| 511 | 避難施設の規格          | 寝具の有無                 | 電話の有無    | 救助用具      | 511D 収容能力 |         |       |

6. 最後のまとめ

| 項目 | カテゴリ         | A          | B            | C              | D      | E        |
|----|--------------|------------|--------------|----------------|--------|----------|
| 61 | 避難の成功度(人数)   | 避難者数       | 居残数          | 居残者被災数         | 避難者被災数 | 救助活動者被災数 |
| 62 | 避難技術の習熟度(経験) | 初めての体験     | 過去の体験        | 訓練             | 回      |          |
| 63 | 避難指導の習熟度     | 初めての体験     | 熟練者          | 連絡調整不備         |        |          |
| 64 | 救助活動の主体      | 災害救助法適用の有無 | 64C 自衛隊出動の有無 | 64C 県災害対策本部の設置 |        |          |

## 資料 7-5 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第 1 条第 1 項第 1 号】

| 市町村の区域内の人口  |             | 住家滅失世帯数 |
|-------------|-------------|---------|
|             | 5,000 人未満   | 30 世帯   |
| 5,000 人以上   | 15,000 人未満  | 40 世帯   |
| 15,000 人以上  | 30,000 人未満  | 50 世帯   |
| 30,000 人以上  | 50,000 人未満  | 60 世帯   |
| 50,000 人以上  | 100,000 人未満 | 80 世帯   |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 100 世帯  |
| 300,000 人以上 |             | 150 世帯  |

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500 世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあつては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第 1 条第 1 項第 2 号】

| 市町村の区域内の人口  |             | 住家滅失世帯数 |
|-------------|-------------|---------|
|             | 5,000 人未満   | 15 世帯   |
| 5,000 人以上   | 15,000 人未満  | 20 世帯   |
| 15,000 人以上  | 30,000 人未満  | 25 世帯   |
| 30,000 人以上  | 50,000 人未満  | 30 世帯   |
| 50,000 人以上  | 100,000 人未満 | 40 世帯   |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 50 世帯   |
| 300,000 人以上 |             | 75 世帯   |

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000 世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあつては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。

5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

＜内閣府令で定める基準＞

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
- ・ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

災害救助法適用基準（市区町村別）

国勢調査実施年度（平成22年度）

| 適用市区町村チェック欄 |      |      |      | 市区町村名 | 人口（人）   | 世帯数（戸） | 1号適用基準<br>世帯数(戸) | 2号適用基準<br>世帯数（戸） |
|-------------|------|------|------|-------|---------|--------|------------------|------------------|
| 1号適用        | 2号適用 | 3号適用 | 4号適用 |       |         |        |                  |                  |
|             |      |      |      | 泉佐野市  | 100,801 | 39,084 | 100              | 50               |

※①2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が 2500世帯以上であることが要件である。

②3号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が 12000世帯以上であり、当該市町村区域内の被害世帯が多数発生していることが要件である。

また、災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失していることが要件である。

③4号適用がなされる場合は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府省で定める基準に該当したことが要件である。

資料 7-6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

| 救助の種類                | 対象                                                                       | 費用の限度額                                                                                                                               | 期間              |               | 備考                                                                                                                     |                                   |             |             |               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|---------------|
| 避難所の給与               | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。                                          | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人1日当たり<br>320円以内<br>(加算額)<br>冬季 別に定める額を加算<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内    |               | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費、又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                    |                                   |             |             |               |
| 応急仮設住宅の供与            | 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者                        | 1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。<br>2 限度額1戸当たり2,621,000円以内<br>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)             | 災害発生の日から20日以内着工 |               | 1 平均1戸当たり29.7㎡2,621,000円以内であればよい。<br>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>3 供与期間最高2年以内<br>4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |                                   |             |             |               |
| 炊き出しその他による食品の給与      | 1 避難所に収容された者<br>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で自宅において炊事できない者                           | 1人1日<br>1,080円以内                                                                                                                     | 災害発生の日から7日以内    |               | 1 食品給与のため総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)                                                                         |                                   |             |             |               |
| 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)                                      | 当該地域における通常の実費                                                                                                                        | 災害発生の日から7日以内    |               | 1 輸送費、人件費は別途計上する。                                                                                                      |                                   |             |             |               |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位) | 1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内                                                                               |                 | 災害発生の日から10日以内 |                                                                                                                        | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること |             |             |               |
|                      |                                                                          | 区分                                                                                                                                   |                 | 1人世帯          | 2人世帯                                                                                                                   | 3人世帯                              | 4人世帯        | 5人世帯        | 6人以上1人増すごとに加算 |
|                      |                                                                          | 全壊<br>全焼<br>流失                                                                                                                       | 夏               | 円<br>18,300   | 円<br>23,500                                                                                                            | 円<br>34,600                       | 円<br>41,500 | 円<br>52,600 | 円<br>7,700    |
|                      |                                                                          |                                                                                                                                      | 冬               | 30,200        | 39,200                                                                                                                 | 54,600                            | 63,800      | 80,300      | 11,000        |
|                      |                                                                          | 半壊<br>半焼<br>床上浸水                                                                                                                     | 夏               | 6,000         | 8,000                                                                                                                  | 12,000                            | 14,600      | 18,500      | 2,600         |
| 冬                    | 9,700                                                                    |                                                                                                                                      | 12,600          | 17,900        | 21,200                                                                                                                 | 26,800                            | 3,500       |             |               |

## 資料7-7 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

### 1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準  
(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

| 激甚災害指定基準                                        | 適用すべき措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>          | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>(A基準)<br/>事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5<br/>(B基準)<br/>事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2<br/>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br/>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25<br/>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額&gt;当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</p> |
| <p>激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>             | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>(A基準)<br/>事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5<br/>(B基準)<br/>事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15<br/>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br/>1 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4<br/>2 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;10億円</p>                                                          |
| <p>激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>          | <p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外<br/>1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害<br/>2 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害</p>                                                                                                                                                 |
| <p>激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p> | <p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。<br/>(A基準)<br/>農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5<br/>(B基準)<br/>農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15<br/>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数&gt;当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>                                                                 |

| 激甚災害指定基準                                                                                                          | 適用すべき措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>                                                                                   | <p>次のいずれかに該当する災害<br/> (A基準)<br/> 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）<br/> &gt;当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額<br/> ×100分の5<br/> (B基準)<br/> 林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得（木材<br/> 生産部門）推定額×100分の1.5<br/> かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以<br/> 上あるもの<br/> 1 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該都道府県<br/> の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額<br/> ×100分の60<br/> 2 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該年度の全<br/> 国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>                                                     |
| <p>激甚法12条、13条、15条（中小企業信用<br/> 保険法による災害関係保証の特例等）</p>                                                               | <p>次のいずれかに該当する災害<br/> (A基準)<br/> 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推<br/> 定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業<br/> 付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100<br/> 分の0.2<br/> (B基準)<br/> 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推<br/> 定額×100分の0.06<br/> かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの<br/> 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額<br/> &gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分<br/> の2<br/> ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場<br/> 合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害<br/> 額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられるこ<br/> とがある。</p> |
| <p>激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧<br/> 事業に対する補助）、17条、18条（私立<br/> 学校施設災害復旧事業の補助等）、19条<br/> （市町村施行の感染症予防事業に関する<br/> 負担の特例）</p> | <p>激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当<br/> 該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認め<br/> られる場合は除外</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に<br/> 対する補助の特例）</p>                                                                         | <p>次のいずれかに該当する被害<br/> (A基準)<br/> 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸<br/> (B基準)<br/> (1) 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸<br/> かつ、次のいずれかに該当するもの<br/> 1 一市町村の区域内で200戸以上<br/> 2 その区域内の住宅戸数の10%以上<br/> (2) 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸<br/> かつ、次のいずれかに該当するもの<br/> 1 一市町村の区域内で400戸以上<br/> 2 その区域内の住宅戸数の20%以上<br/> ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害<br/> の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>                                                                              |
| <p>激甚法24条（公共土木施設、農地及び農<br/> 業用施設等の小災害に係る地方債の元利<br/> 補給等）</p>                                                      | <p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置に<br/> ついては激甚法2章の措置が適用される災害<br/> 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については<br/> 激甚法5条の措置が適用される災害</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>上記以外の措置</p>                                                                                                    | <p>災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定 する場合の指定基準 (昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

| 局地激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 適用すべき措置                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等 (法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。) の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。) が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>                                                                              | <p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p> |
| <p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業 (法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。) に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村 (当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。) が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>                                                                        | <p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>                                                     |
| <p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額の1.5倍を超え (当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積 (人工に係るものに限る。) のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。</p> | <p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>                                                                                                                                     |
| <p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村 (当該被害額が1,000万円未満のものを除く。) が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>                                                                                                                           | <p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>                                                                                                                            |

## 資料7-8 被害認定統一基準

| 被害種類             | 被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）                                                                                                                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死者               | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。                                                                                                                                                     |
| 行方不明者            | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。                                                                                                                                                                             |
| 重傷者<br>軽傷者       | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                      |
| 住家全壊<br>（全焼・全流出） | 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>（半焼）     | 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                             |
| 住家               | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                    |
| 非住家              | 住家以外の建築物をいうものとする。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。                                                                                                                  |

（注）

- （1） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。



## 資料 7-9 建物被害状況等判定基準

### ○被害状況等の報告基準

| 被害項目  |                       | 報 告 基 準                                                                                                                   |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家の被害 | 住 家                   | 現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                  |
|       | 世 帯                   | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。                                                                                                     |
|       | 全 壊<br>(全 焼)<br>(流 出) | 住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ）の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のも。 |
|       | 半 壊                   | 住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも又は住家の主構造部分の被害がその住家の時価 20%以上 50%未満のも。                    |
|       | 一部損壊                  | 損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス 2、3 枚割れた程度のもは除く。                                                                                |

### ○被害の判定項目

|        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 判定項目   | ①屋 根                                                                                                                                                                                                               | 建物の覆蓋を構成する屋根小屋組、屋根仕上げ及び屋根葺下地をいう。               |
|        | ②基 礎                                                                                                                                                                                                               | 建物を支える建物の基脚部分をいう。                              |
|        | ③外 壁                                                                                                                                                                                                               | 建物の外周壁の壁面仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。                  |
|        | ④ 柱                                                                                                                                                                                                                | 建物の壁体骨組を構成する部分のうち柱及び土台の部分をいう。                  |
|        | ⑤内 壁                                                                                                                                                                                                               | 間仕切り壁の両面、外周内壁の壁面仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。           |
|        | ⑥天 井                                                                                                                                                                                                               | 天井面の仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。                       |
|        | ⑦造 作                                                                                                                                                                                                               | 建物の装飾等の目的をもって各部構造体に取り付けられるものをいう。               |
|        | ⑧ 床                                                                                                                                                                                                                | 叩き床、転ばし床、束立て床及び階上床をいう。                         |
|        | ⑨建 具                                                                                                                                                                                                               | 窓、出入口戸等建物の開口部に立て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口等をいう。  |
|        | ⑩その他<br>工 事                                                                                                                                                                                                        | 上記①～⑨のいずれかの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇、樋及び階段等がこれに含まれる。 |
|        | ⑪建 築<br>設 備                                                                                                                                                                                                        | 電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋機能を発揮するための設備をいう。 |
| 非住家の被害 | <p>非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。</p> <p>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土壌、車庫等の建物とする。</p> |                                                |

## 被害家屋の判定基準（非木造）

| 被害判定項目                                | 報告基準                 | 判定割合                                         | 各項目割合 |     |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------|-------|-----|
| 判<br>定<br>項<br>目                      | 主体構造部<br>主体（25%）     | 基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版等の<br>主体構造部をいう           |       |     |
|                                       | 外習壁（4%）              | 被害割合……被害なし                                   | 0%    |     |
|                                       | 間仕切（3%）              | 20%未満の時                                      | 5%    |     |
|                                       | 床組（3%）               | 46%未満の時                                      | 15%   |     |
|                                       | 基礎（5%）               | 70%未満の時                                      | 27%   |     |
|                                       |                      | 70%以上の時                                      | 40%   | 40% |
| 判<br>定<br>項<br>目                      | 外部仕上（3%）<br>内部仕上（5%） | 建物の外周壁、内周壁、天井及び床仕上部分とそ<br>の下地部分をいう           |       |     |
|                                       | 天井仕上（5%）             | 被害割合……被害なし                                   | 0%    |     |
|                                       | 床仕上（6%）              | 20%未満の時                                      | 2%    |     |
|                                       |                      | 46%未満の時                                      | 7%    |     |
|                                       |                      | 70%未満の時                                      | 13%   |     |
|                                       |                      | 70%以上の時                                      | 19%   | 19% |
| 判<br>定<br>項<br>目                      | 屋根仕上                 | 主体構造部に含まれる小屋組、屋根版等を除いた<br>屋根葺下地、仕上部分、防水層等をいう |       |     |
|                                       |                      | 被害割合……被害なし                                   | 0%    |     |
|                                       |                      | 20%未満の時                                      | 1%    |     |
|                                       |                      | 46%未満の時                                      | 2%    |     |
|                                       |                      | 70%未満の時                                      | 4%    |     |
|                                       |                      | 70%以上の時                                      | 6%    | 6%  |
| 判<br>定<br>項<br>目                      | 建具                   | 窓、出入口等の建具及びその建付枠並びにスチー<br>ルシャッター等をいう         |       |     |
|                                       |                      | 被害割合……被害なし                                   | 0%    |     |
|                                       |                      | 20%未満の時                                      | 2%    |     |
|                                       |                      | 46%未満の時                                      | 6%    |     |
|                                       |                      | 70%未満の時                                      | 11%   |     |
|                                       |                      | 70%以上の時                                      | 16%   | 16% |
| 判<br>定<br>項<br>目                      | その他工事                | 上記以外のいずれにも含まれない木工事、金属工<br>事等をいう              |       |     |
|                                       |                      | 被害割合……被害なし                                   | 0%    |     |
|                                       |                      | 20%未満の時                                      | 2%    |     |
|                                       |                      | 46%未満の時                                      | 6%    |     |
|                                       |                      | 70%未満の時                                      | 11%   |     |
|                                       |                      | 70%以上の時                                      | 16%   | 6%  |
| ○ 被害判定結果                              |                      |                                              | 計     |     |
| その他(被害が20%未満)・半壊(20%～70%未満)・全壊(70%以上) |                      |                                              |       | 100 |
| ★被害判定項目の合計%の割合により該当する部分に○印すること        |                      |                                              | %     | %   |



